

# 田原市国土強靱化地域計画

平成28年4月

令和元年12月（一部改訂）

令和3年 6月（一部改訂）

令和5年 3月（一部改訂）

愛知県田原市



## はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、それまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波の発生により未曾有の被害をもたらした。一方で、近い将来、発生が懸念されている南海トラフを震源とする大規模地震や首都直下地震等は、東日本大震災以上に広域にわたり甚大な被害が発生することが想定されている。さらに地球温暖化の進行に伴う大雨の頻度増加、大型化する台風の増加も予測されており、これにより水害、土砂災害、高潮災害等の頻発、激甚化も懸念されている。

本市においても南海トラフ地震の発生を始めとする大規模自然災害の発生が危惧されており、これまで「犠牲者ゼロ」を目指し、『できることから一步一步着実に』をスローガンとして、地域防災計画の見直し、「地震・津波防災戦略（緊急地震・津波対策5箇年計画）」の策定、建物の耐震化、防災訓練の実施など、ソフト事業を中心に防災対策に取り組んできたところである。

国においては、平成25年12月11日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。また、基本法に基づき、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が平成26年6月3日に閣議決定され、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めている。一方、国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者など関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠である。愛知県においては、南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害から人命・財産と県民生活及び地域産業を守るとともに、社会経済活動の確実な維持等を目的とした「愛知県地域強靱化計画（以下「県地域計画」という。）」が策定（平成27年8月策定、平成28年3月拡充）された。

こうした動向を踏まえ、本市においても、いかなる自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続けられる「強靱な地域」をつくりあげるため、平成28年4月、本市の強靱化に関する指針となる「田原市国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定した。

今回、基本計画及び県地域計画が見直されたことや社会情勢の変化などを踏まえて本地域計画を改訂したもので、これにより引き続き、国、愛知県、関係機関等と一体となって、総合的、計画的に強靱化の取組を推進する。

令和3年6月

田原市長 山下 政良

## 〈目次〉

<b>第1章</b>	<b>国土強靱化の基本的な考え方</b> .....	<b>1</b>
第1節	国土強靱化の理念 .....	1
第2節	国土強靱化を推進する上での基本的な方針 .....	1
第3節	計画の位置付け等 .....	2
第4節	対象とする区域 .....	3
第5節	計画策定の進め方 .....	3
<b>第2章</b>	<b>脆弱性評価</b> .....	<b>4</b>
第1節	地域特性 .....	4
第2節	想定するリスク .....	6
第3節	事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） ..	13
第4節	評価の実施手順 .....	14
第5節	脆弱性評価結果 .....	14
<b>第3章</b>	<b>国土強靱化の推進方針</b> .....	<b>16</b>
<b>第4章</b>	<b>計画の推進と不断の見直し</b> .....	<b>53</b>
第1節	地域計画の進捗管理 .....	53
第2節	地域計画の不断の見直し .....	54
第3節	他の計画等の必要な見直し .....	55

### 別紙

1	リスクシナリオごとの脆弱性評価結果 .....	56
2	田原市道路整備プログラム（平成29年2月）抜粋 .....	82
3	田原市国土強靱化地域計画検討委員会設置要綱 .....	87
4	田原市国土強靱化地域計画検討委員会委員名簿 .....	88
5	田原市国土強靱化地域計画策定検討経緯 .....	89

# 第1章 国土強靱化の基本的な考え方

## 第1節 国土強靱化の理念

本市では、地理的・地形的な特性から多くの災害が予想されている。しかし、災害を迎え撃つ社会の在り方によって、被害の状況は大きく異なるものとなる。大地震等の発生の際に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、平常時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である。

東日本大震災等から得られた教訓を踏まえれば、起きてはならない最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、まちづくり施策・産業施策も含めた総合的な対応が必要である。

このため、いかなる災害等が発生しようとも、

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進することとする。

## 第2節 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

第1節の国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた強靱な地域づくりを、東日本大震災など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

### 1 国土強靱化の取組姿勢

- (1) 本市の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたる。
- (2) 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。
- (3) 地域間の連携強化とともに、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高め、「自律・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つ。

### 2 適切な施策の組み合わせ

- (1) 災害リスクや地域の状況などに応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備する。
- (2) 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。

- (3) 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平常時にも有効に活用される対策となるよう工夫するとともに、脱炭素社会の実現に向けた取組を進める。

### 3 効率的な施策の推進

- (1) 人口の減少等に起因する住民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財源を含め限られた資源のなかで、施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- (2) 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- (3) 予防保全等による長寿命化対策等を推進し、施設等の効率的かつ効果的な維持管理を図る。
- (4) 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

### 4 地域の特性に応じた施策の推進

- (1) 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- (2) 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- (3) 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

## 第3節 計画の位置付け等

本地域計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、地域防災計画を始めとする本市における様々な分野の計画等の指針となるもので、基本計画及び県地域計画と同様、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有するものである。

本地域計画の策定にあたっては、基本計画及び県地域計画との調和を保ちつつ、本市が直面する様々な大規模自然災害等のリスクの影響の大きさや緊急度等を踏まえ、施策について重点化・優先順位付けを行う。

また、2040年（令和22年）までの期間に取り組むべき施策の大きな方向性を示すことにより、「田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組との調和・連携を図り、施策の効果を最大限に発揮させることができるよう留意する。

## 第4節 対象とする区域

本地域計画は、市域内の住民、通勤通学者や観光客といった来訪者の生命・身体・財産の保護、住民生活、経済活動に与える被害等の最小化を図るものであることから、対象区域は市全域とする。

ただし、広域にわたる大規模自然災害等が発生した場合など、広域連携が必要となる状況が生じる可能性を踏まえて、国や愛知県、市域外の自治体等との連携・協力を考慮した内容とする。

## 第5節 計画策定の進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画ガイドライン」を参考に、以下の手順により策定した。

### ■計画策定の手順

- STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化
- STEP2 リスクシナリオ（最悪の事態）の設定
- STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討、強靱化施策分野の設定
- STEP4 リスクへの対応方策の検討
- STEP5 対応方策について重点化、優先順位付け

なお、国土強靱化の取組の推進に当たっては、災害時だけでなく、平常時においても利活用等が図られ、地域住民にとっての利便性の増進が期待できるかという点や、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮されているかという点について留意する。

（国土強靱化の取組の着実な推進に向けて）

「国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靱化の取組推進について」、「国土強靱化の取組の着実な推進について」（国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議（令和元年8月2日開催））等に位置付けられる施策について、本地域計画に位置付けるとともに、本地域計画の施策の確実かつ計画的な推進のため別途策定する「田原市国土強靱化アクションプラン」に位置付け、地域の国土強靱化の取組を着実に推進する。

## 第2章 脆弱性評価

### 第1節 地域特性

#### 1 地勢

本市は、愛知県の南端、渥美半島に位置し、東西約30km、南北約10kmで、北は風光明媚な三河湾、南は勇壮な太平洋、西は伊勢志摩を臨む伊勢湾と三方を海に囲まれ、海岸延長は約100キロメートルにおよび、唯一、東側を陸続きに豊橋市と接している。市の北東部から南西部にかけて蔵王山、大山を始めとする標高300m前後の蔵王山地、大山山地が縦走している。



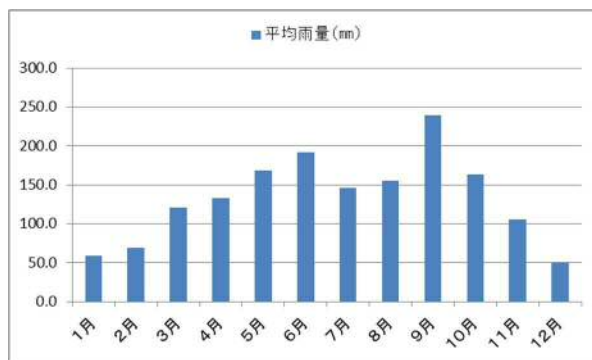
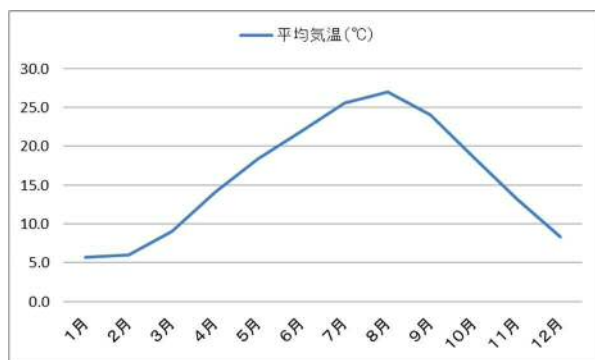
位 置 東経137度16分00秒  
北緯34度39分56秒  
行政面積 191.11 km<sup>2</sup> (令和3年1月1日時点)

本市の南部のいくつかの段丘面には、複合した洪積台地が分布している。太平洋岸は赤羽根漁港付近及び堀切地区から日出地区を除いて標高10m以上の崖が続いている。市街地中央～東部にかけての汐川沿い、今池川及び芦ヶ池周辺の低地、池尻川沿い、精進川沿い、今堀川沿い、免々田川沿い、天白川沿いには沖積平野が発達している。田原市北東部の海岸沿いには砂州が発達していたが、現在は埋め立てによってその形は残存していない。渥美半島西端の西ノ浜から立馬崎にかけては現在も広範囲にわたって砂州が広がっている。

#### 2 気候

本市は、太平洋の黒潮の影響で、年間を通じて温暖な気候である。夏季は温暖な東南季節風が設楽山岳地帯の冷たい上昇気流により冷却されて市内の雨量を増やし、冬季は反対に北西季節風が山岳地帯に降雨をもたらし、市内の雨量は少ない。初夏の5月頃から8月にかけて太平洋上から南風、南東風が送られ、湿度も85%程度まで上昇して蒸し暑い日が続く。秋に入って10月頃から翌年の3月までは、南よりの風は弱小となり、これに代わって北西、西北西の季節風が急激に吹きつり、湿度も65%位に低下して乾燥状態となる。年間平均風速は4m/s前後であるが、冬季になれば風速10m/s程度の風は珍しくない。





※出典：気象庁「過去の気象データ（1981-2010年の30年間の観測値の平均をもとに算出）」

### 3 社会経済的特性

本市の人口は、トヨタ自動車株式会社田原工場が操業開始後の1980年（昭和55年）の60,581人から増加を続け、2005年（平成17年）には66,390人となった。令和2年の65歳以上人口は、17,065人（構成比28.7%）と全国平均並みとなっている。

田原市の人口の詳細（国勢調査）

区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口	60,581	63,769	64,978	65,243	65,534	66,390	64,119	62,364	59,360
0歳から14歳（年齢別）	14,200	14,340	13,264	12,261	10,893	9,550	8,788	8,164	7,578
構成比（年齢別）	23.4	22.5	20.4	18.8	16.6	14.4	13.7	13.1	12.8
15歳から64歳（年齢別）	39,045	41,107	42,299	41,927	42,235	43,386	41,005	37,946	34,717
構成比（年齢別）	64.5	64.5	65.1	64.3	64.4	65.4	64.0	60.8	58.5
65歳以上（年齢別）	7,336	8,332	9,397	11,055	12,402	13,210	14,224	15,960	17,065
構成比（年齢別）	12.1	13.1	14.5	16.9	18.9	19.9	22.2	25.6	28.7
世帯数	14,952	16,443	17,471	17,914	19,362	21,761	21,145	21,640	21,300
世帯当たり人数	4.05	3.88	3.72	3.64	3.38	3.05	3.03	2.88	2.78

産業別就業者の割合（令和2年国勢調査）は、第1次産業が29.9%、第2次産業が26.1%、第3次産業が44.0%となっている。

農業は、昭和43年の豊川用水全面通水以来、飛躍的な発展を遂げ、農業産出額は、全国市町村第2位の824億円（令和2年）であり、電照菊・ガーベラなどの花き、キャベツ・ブロッコリーなどの野菜、肉用牛・豚などを中心に、いずれも収益性の高い農業が営まれている。

工業は、昭和39年の東三河工業整備特別地域の指定を契機に埋立造成が進められた三河港田原臨海部に集積されており、製造品出荷額等は、都道府県第1位の愛知県の中で1兆7628億円（令和2年工業統計調査）と全国でも有数の地域で、そのうちの大部分を輸送機械製造業が占めており、世界有数の自動車港湾の一翼を担っている。

観光は、風光明媚な伊良湖岬を始めとして、三河湾や太平洋を一望できる蔵王山展望台、サーフィン客で賑わう大石海岸（太平洋ロングビーチ）、サンテパークたはらなど、半島という地理的特性と海・山の自然、歴史資源など観光

資源が数多く分布しており、市内観光地点等入込客数は年間298万人(平成27年)に達している。

このほか、水産業など個性豊かな産業、渥美半島という生活圏を対象とする商業などもあり、バランスの取れた地域となっている。

## 第2節 想定するリスク

### 1 過去の災害

#### (1) 風水害

名称	年月日	市内の主な被害	備考
台風13号	昭和28年9月25日 (1953)	高潮被害沿岸部で甚大、県内において死者75名、負傷者623名、家屋全壊6,769戸、浸水90,000戸	
伊勢湾台風	昭和34年9月26日 (1959)	死者1名、重軽傷者60名、住家の全壊240戸、住家の半壊浸水581戸、非住家全半壊1,979棟、田畑の被害478ha、その他公共建物、堤防、船舶、橋、道路など 被害額23億円	
東三河集中豪雨	昭和41年10月12日 (1966)	被害総数4,296戸22,087名、死者1名、重傷1名、軽傷9名、住家の流失16戸67名、半壊6戸31名、床上浸水1,923戸10,239名、床下浸水2,343戸11,714名、住宅の一部損壊8戸、非住家の被害72棟、田畑の被害、流失、埋没、冠水1,032ha、道路210か所、橋梁15か所、堤防86か所、その他127か所 被害総額24億5万4,000円	
台風18号	平成21年10月8日 (2009)	強風と高潮による越水などにより、住家の全壊1戸7名、一部損壊186戸651名、床上浸水46戸106名、床下浸水90戸169名、非住家の損壊129棟、浸水被害100棟、田畑の被害2,943.6ha、道路282か所、河川越水4か所、港湾・漁港2か所、農作物など 被害額46億8,622万円	三河港では高潮による潮位の急激な変化により、港湾施設の被害発生
台風21号	平成30年9月4日 (2018)	市内停電約6,200戸 農業被害152件など 被害総額1億6,495万円	
台風24号	平成30年9月30日 (2018)	市内全域停電約24,000戸 農業被害1,549件、水産被害1件など 被害総額約10億1,019万9000円	9月30日20時40分頃停電が発生し、全復旧は10月2日21時55分頃となった

## (2) 地震災害

名称	年月日	震度	津波の高さ(m)	市内の主な被害
宝永地震	宝永4年10月4日 (1707. 10. 28)	6~7	田原 4~ 5	田原領家屋全壊1400棟、半壊150棟 野田郷全壊129棟、半壊86棟 汐川の堤防崩壊、海新田の堤防破壊
安政東海地震	安政元年11月4日 (1854. 12. 23)	6	田原 3~ 4 赤羽根 6~10 渥美 3~ 4	田原家屋倒壊多し 田原城中の住居残らず大破 田原城大破 津波により、橋・堤に損傷
昭和東南海地震	昭和19年12月7日 (1944)	5~6	0.5	旧田原町で死者2名、負傷者1名、全壊55棟、半壊224棟 旧赤羽根村で死者3名、全壊62棟、半壊214棟 旧野田村で全壊23棟、半壊60棟 旧福江町で死者1名、負傷者1名、全壊155棟、半壊336棟 旧泉村で負傷者1名、全壊45棟、半壊12棟 田地や埋立地で泥水噴出

## 2 南海トラフ地震被害予測

本市では、愛知県が実施した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査(平成26年5月公表)」の「理論上最大想定モデル」の地震について、平成26年度に詳細な被害予測を行った。

結果については次のとおりである。

### (1) 震度分布

最大値を採用した場合の震度分布では、市内の平野の大部分で震度7が想定される。

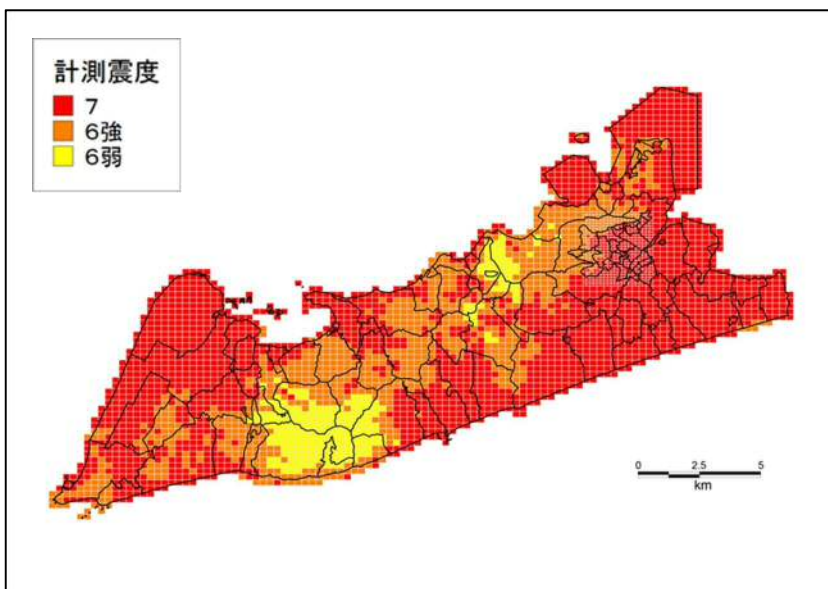


図-1 震度分布図  
(陸側ケースと  
東側ケースの最大値)

## (2) 液状化危険度

埋立地や砂州、川沿いの低地等において、液状化の危険度が高くなっている。

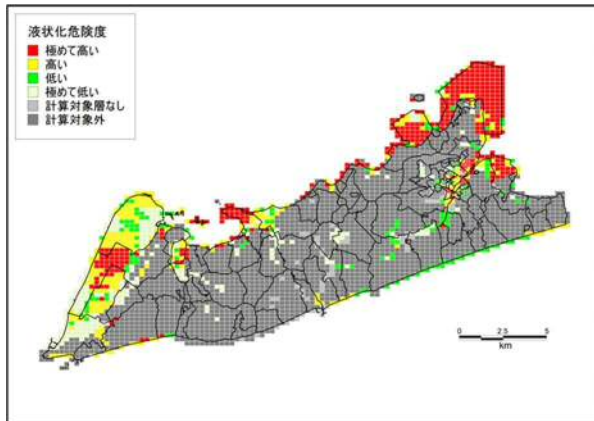


図-2 液状化危険度  
(陸側ケースと東側ケースの最大値)

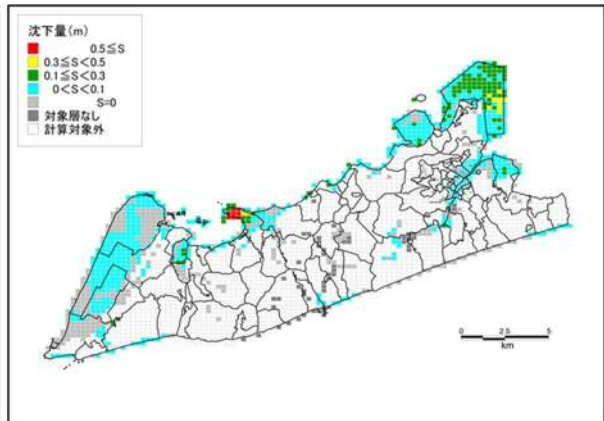


図-3 液状化に伴う沈下量  
(陸側ケース)

## (3) 沿岸津波高

本市沿岸における津波高さは、三河湾側ではおおむね3～4m程度であるが、遠州灘（太平洋）側では10～20mであり、日出の石門付近では21mに達する地点がある。

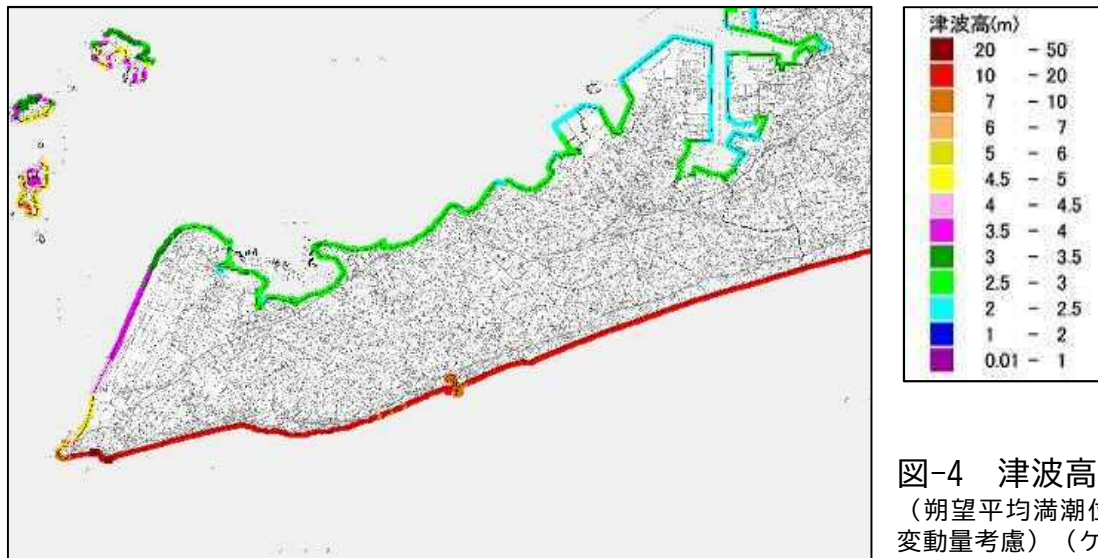


図-4 津波高  
(朔望平均満潮位 地盤変動量考慮) (ケース①)



#### (4) 沿岸津波の到達時間

沿岸に津波高(+30cm)の津波が到達する時間は、遠州灘(太平洋)側は発災後約6分で津波が押し寄せるが、三河湾側では発災後30分~1時間以上経過してから到達すると想定される。

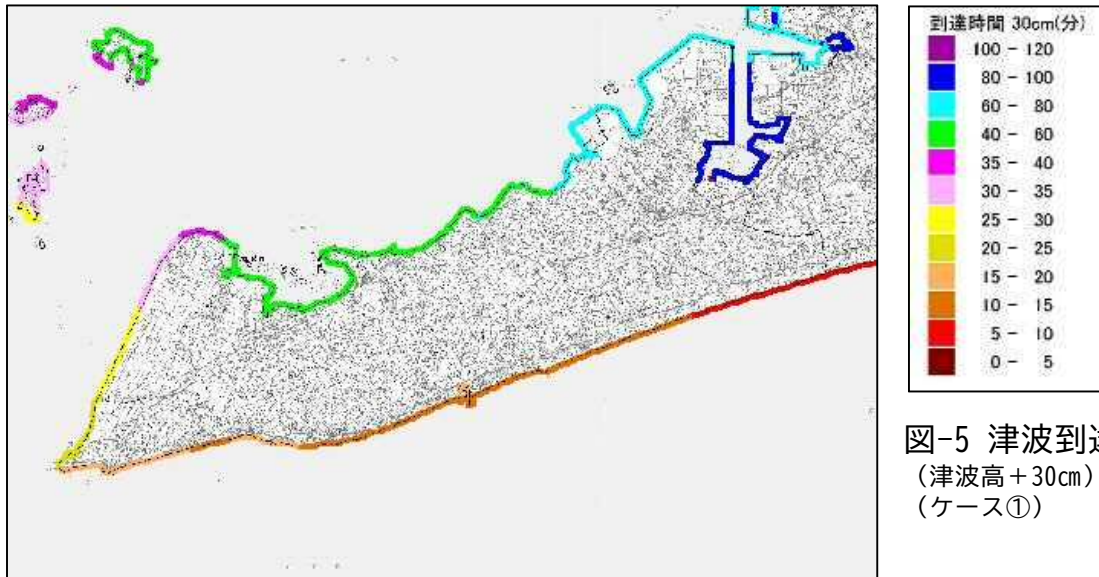


図-5 津波到達時間  
(津波高+30cm)  
(ケース①)

#### (5) 最大浸水深分布(津波浸水想定)

汐川河口の低地部や渥美半島西端の低平地では広い範囲にわたって浸水し、1cm以上浸水する面積は、最大で3,138haが想定される。

津波ケース①における浸水深別面積 (ha)

浸水深	10m以上	5m以上	2m以上	1m以上	30cm以上	1cm以上
面積	59	199	1,035	1,830	2,747	3,138

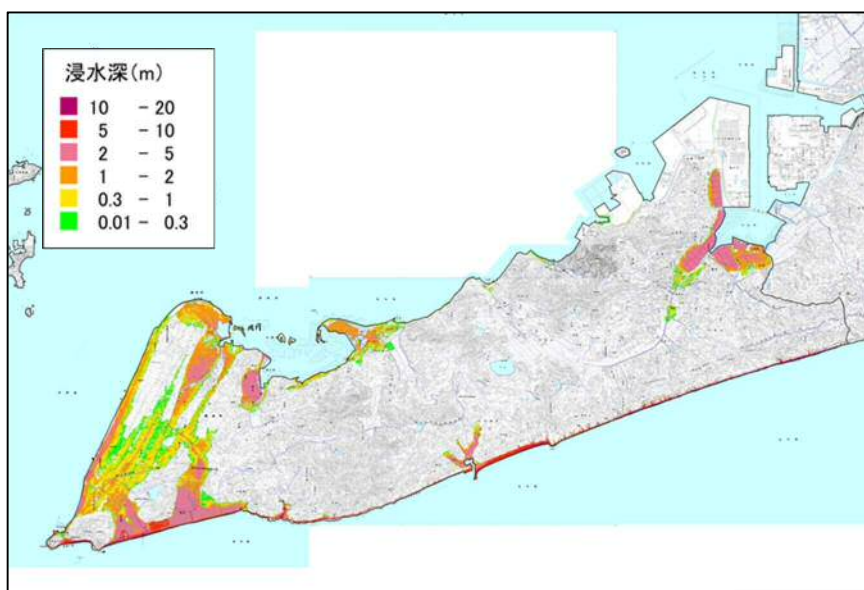
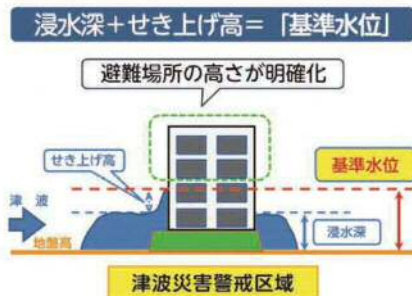


図-6 最大浸水深分布  
(ケース①)

愛知県知事は、令和元年7月30日、津波防災地域づくり法に基づき、津波災害警戒区域を指定、基準水位を公示した。

本区域は津波浸水想定と同じ区域で、本市の津波災害警戒区域の面積も3,138haとなっている。



(基準水位のイメージ)

### (6) 浸水が30cmに達する時間

遠州灘（太平洋）側は発災後数分で津波が到達するため、陸域での浸水も早くから発生する。一方、三河湾側でも、汐川河口部では発災後20分以内に30cm以上の浸水深に達すると想定される。

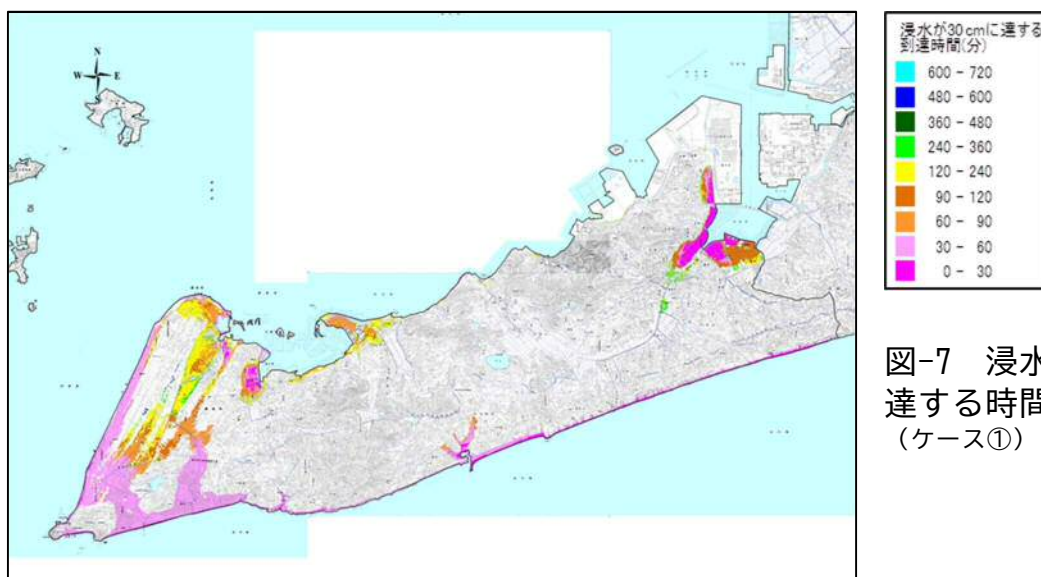


図-7 浸水が30cmに達する時間（分）  
（ケース①）

※設定条件：潮位は朔望平均満潮位（T.P.1.0m）、堤防（土堰堤）は地盤の液状化等の影響により最大75%沈下

### (7) 建物被害（全壊・焼失棟数）

想定地震の区分	愛知県		田原市	
	過去地震 最大モデル （冬夕）	理論上最大想定モデル		
		（冬早朝） 地震：東側ケース 津波：ケース①	（冬夕） 陸側ケース ケース①	（冬夕） 東側ケース ケース①
建物棟数	30,010 棟		30,031 棟	
堤防等の条件 （土堰堤）	被災する （50%又は75%沈下）	被災する （75%沈下）	被災する （75%沈下）	被災する （75%沈下）
揺れによる全壊	約 4,200 棟	約 9,700 棟	9,777 棟	10,279 棟
液状化による全壊	約 60 棟	約 60 棟	13 棟	13 棟
浸水・津波による全壊	約 100 棟	約 800 棟	548 棟	817 棟
急傾斜地崩壊等による全壊	約 40 棟	約 50 棟	51 棟	36 棟
地震火災による焼失	約 800 棟	約 1,100 棟	1,507 棟	1,278 棟
合計	約 5,200 棟	約 12,000 棟	11,897 棟	12,423 棟

(8) 人的被害（死者数）

想定地震の区分	愛知県		田原市	
	過去地震 最大モデル (冬夕)	理論上最大想定モデル		
		(冬早朝) 地震：東側ケース 津波：ケース①	(冬早朝) 陸側ケース ケース①	(冬早朝) 東側ケース ケース①
堤防等の条件 (土堰堤)	被災する (50%又は75%沈下)	被災する (75%沈下)	被災する (75%沈下)	被災する (75%沈下)
建物倒壊等による死者	約 200 人	約 500 人	530 人	549 人
(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	約 10 人	約 40 人	36 人	40 人
浸水・津波による死者	約 100 人	約 900 人	988 人	893 人
(うち自力脱出困難)	約 70 人	約 200 人	267 人	145 人
(うち逃げ遅れ)	約 40 人	約 700 人	721 人	748 人
急傾斜地崩壊等による死者	*	*	4 人	3 人
地震火災による死者	*	約 40 人	50 人	43 人
死者数合計	約 300 人	約 1,500 人	1,571 人	1,487 人

(9) ライフライン被害

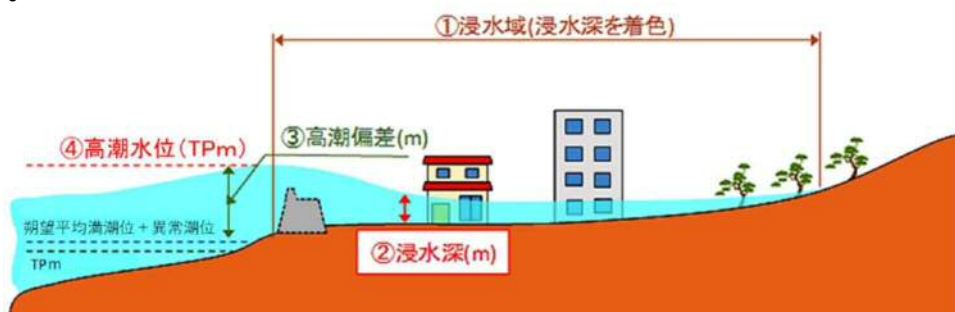
項目			愛知県	田原市	
			過去地震 最大モデル	陸側ケース	東側ケース
上水道 給水人口 約 64,000 人	断水人口	直後		約 64,000 人	約 64,000 人
		1 日後	約 63,000 人	約 63,000 人	約 63,000 人
		1 週間後		約 47,000 人	約 47,000 人
		1 か月後		約 19,000 人	約 17,000 人
下水道※1 処理人口 約 31,000 人	機能支障人口	直後		約 6,700 人	約 6,600 人
		1 日後	約 26,000 人	約 22,000 人	約 22,000 人
		1 週間後		約 4,500 人	約 4,300 人
		1 か月後		約 1,600 人	約 80 人
電力 需要家数 約 43,000 戸	停電軒数	直後		約 38,000 戸	約 38,000 戸
		1 日後	約 35,000 戸	約 35,000 戸	約 35,000 戸
		1 週間後		約 3,400 戸	約 3,100 戸
		1 か月後		約 2,700 戸	約 2,200 戸
通信【固定電話】 回線数 約 13,000 戸	不通回線数	直後		約 11,000 戸	約 11,000 戸
		1 日後	約 10,000 戸	約 11,000 戸	約 11,000 戸
		1 週間後		約 2,600 戸	約 2,300 戸
		1 か月後		約 1,200 戸	約 1,100 戸
通信【携帯電話】	停波基地局率	直後		17%	14%
		1 日後	82%	84%	83%
		1 週間後		23%	20%
		1 か月後		21%	18%
ガス【都市ガス】 需要家数※2 約 200 戸	復旧対象戸数	直後		約 130 戸	約 60 戸
		1 日後	約 200 戸	約 130 戸	約 60 戸
		1 週間後		約 140 戸	約 50 戸
		1 か月後		約 40 戸	約 20 戸
ガス【LP ガス】 需要世帯数※2 約 18,000 世帯	機能支障世帯		約 7,200 世帯	約 10,000 世帯	約 10,000 世帯

※1 田原市では、公共下水道（全処理人口約31,000人）に加え、農業集落排水処理及びコミュニティプラント（合計処理人口約28,000人）を整備済であるが、公共下水道以外は、被害量や復旧を想定するための手法やデータがないため、農業集落排水処理等の被害量及び復旧の想定は行っていない。

※2 都市ガス及びLPガスの全需要家数は、平成24年1月1日時点である。

### 3 高潮浸水想定

愛知県が実施した高潮浸水想定（令和3年3月30日事前公表）は、次のとおりである。



(検討ケース)

想定しうる最大規模の高潮で、室戸台風級の上陸時気圧（910hPa）を保持したまま、伊勢湾台風級の速度（73km/h）により、各海岸で潮位偏差が最大となる経路を通過する場合を想定。堤防等の全ての防護施設は、設計条件に達した段階で決壊することを基本とするなど最悪の事態を想定。

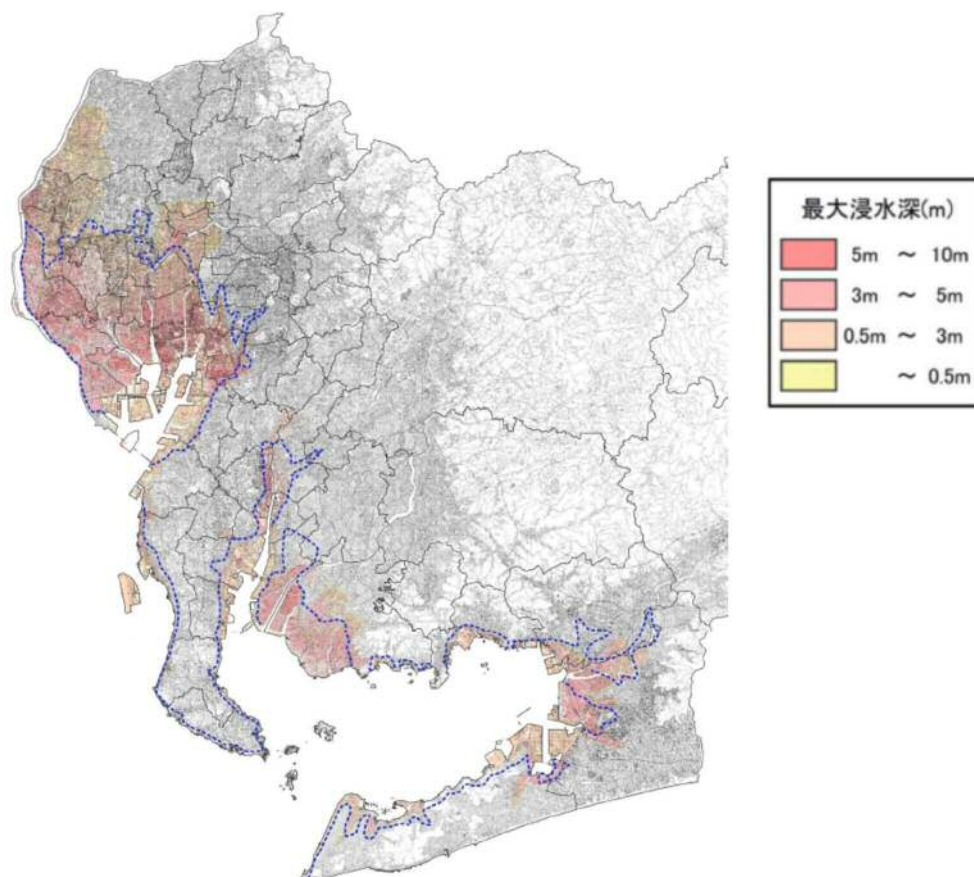


図 想定最大の浸水想定区域図

### 4 その他の大規模自然災害

地震、津波、高潮以外の自然災害については明確な被害想定がないが、風水害、土砂災害等をはじめとする大規模自然災害全般に加え、バックアップの観点から「首都直下地震」を主なリスクとして想定する。

また、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性についても配慮する。



### 第3節 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

設定にあたっては、基本計画及び県地域計画で示されている目標やリスクシナリオを参考に、項目の追加や削除、表現の修正等を行い、本市の地域特性等を踏まえ、8の「事前に備えるべき目標」と、39の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。【令和2-3年度改訂で再設定】

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 人命の保護が最大限図られること	1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建築物等の大規模倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生	
		1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生	
		1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
		1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	
	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2	2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
			2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
			2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
			2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
			2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生			
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱	
		3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
2 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止による情報の未伝達	
	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
			5-2 エネルギー供給の停止による社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響
			5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
			5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
			5-5 陸・海の基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
			5-6 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
			5-7 食料等の安定供給の停滞
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
			6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止
6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			
6-4 基幹的交通から地域交通網まで陸・海交通インフラの長期間にわたる機能停止			
6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全			
3 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図られること	7	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	
		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	
		7-3 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、交通麻痺	
		7-4 排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生	
		7-5 有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃	
		7-6 農地・森林等の被害による土地の荒廃	
4 迅速な復旧復興を可能とすること	8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	
		8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ	
		8-5 貴重な文化財等の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
		8-6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
		8-7 風評被害等や信用不安等による地域経済等への甚大な影響	

※網掛けは、重点化するべきプログラム

また、基本計画及び県地域計画の施策分野を参考に、「行政機能」「住宅・都市」「保健医療・福祉」「産業・経済」「交通・物流」「地域保全」「環境」「土地利用」「リスクコミュニケーション・人材育成」「産学官民連携」の10の施策分野を設定した。【令和2-3年度改訂で再設定】

## 第4節 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な個別施策を抽出し、その取組状況や課題について分析・評価を行った。

評価にあたっては、国、愛知県及び事業者等の取組についても考慮した。

(例示)

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	現在取り組んでいる施策 (プログラムに対応すると考えられるもの)	指標	進捗率	施策の評価
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られること	1-1 建物等の大規模倒壊や火災による死傷者の発生	・住宅・建築物等の耐震化  ・ブロック塀等耐震改修工事費助成  ・ ……	・住宅の耐震化率	86%	・住宅・建築物の耐震化の促進のため、様々な取組を行ってきたが、住宅の耐震改修の進みが伸び悩んでおり、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を一層推進する必要がある。 ・ブロック塀は、地震時に倒壊する可能性が高く、下敷きになり死傷する危険や、道路を閉塞することにより避難や救援活動に支障をきたす可能性があるため、道路沿いのブロック塀の危険性の周知を図るとともに、ブロック塀等耐震改修工事助成事業の促進を図る必要がある。 ・ ……
	1-2 大規模津波等による多数の死者の発生	・防災体制の整備  ・ ……	・合同訓練実施回数	2回/年	・大規模津波等発生時には、関係機関（自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同で訓練を実施し、連携の強化を図っていく必要がある。 ・ ……
	1-3 ……	・ ……			・ ……

## 第5節 脆弱性評価結果

脆弱性評価の結果は別紙（P. 56-）のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価のポイントは次のとおりである。

なお、令和2-3年度改訂においては、本地域計画の策定時に行った脆弱性評価の結果、基本計画及び県地域計画の内容を参考に、「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定したため、今回、改めて脆弱性評価の見直しは行っていない。

### 1 ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせと重点化

大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護や被害を最小限にするため、想定するリスクに対しては、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等のハード対策の着実な推進と、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、施策の重点化を図りつつ、計画的に推進していく必要がある。

### 2 国、愛知県、事業者等との連携

国土強靱化を推進していくためには、市の取組だけでは十分ではなく、国、愛知県、事業者等と適切な役割分担のもと、連携・協力しながら取り組むことが重要である。

### 3 地域特性に応じた施策の推進

本市は、三方を海に囲まれた半島に位置し、市域の約半分が三次救急医療の空白地域である。特に半島先端の地域は、二次救急医療の空白地域にもなっていることから、地域医療体制の整備と併せて、迅速な救急医療活動を支える「命の道」となる幹線道路網の整備や道路交通ネットワークの確立が急務となっている。

また、世界第4位の自動車港湾である重要港湾「三河港」の臨海地区には自動車産業を始めとする多くの企業が進出し、ものづくり愛知の一翼を担う産業集積地となっている。さらに本市は、全国屈指の農業地帯でもあり、他の地域が被災した場合に食料の安定供給を行うという重要な役割を持っている。このため、平常時からの産業基盤の強化に加え、本地域が被災すると本市のみならず中部圏経済の衰退、生活への影響の拡大、企業の撤退による雇用喪失、人口減少等にもつながるおそれがあることから、産業基盤を守ることが非常に重要である。

### 第3章 国土強靱化の推進方針

第2章で実施した脆弱性評価結果等を踏まえたリスクシナリオごとの強靱化の推進方針は、次のとおりとする。

なお、基本計画及び県地域計画の内容を参考に、推進方針の見直しを行った。  
【令和2-3年度改訂で再設定】

# リスクシナリオごとの強靱化の推進方針

## 事前に備えるべき目標 1

## 直接死を最大限防ぐ

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))		
1-1 住宅・建築物等の大規模倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生		
[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p>〔起きているわけではない最悪の事態 (リスクシナリオ)〕</p> <p>1-1 住宅・建築物等の大規模倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生</p> <p>〔対応するための推進方針〕</p> <p>＜行政機能＞            (災害対応力・関係機関との連携の強化)            ●大規模災害時には、関係機関 (自衛隊、警察、消防、海保等) との連携が重要かつ不可欠であるため、関係機関との合同訓練、情報交換及び意見交換を行い、災害対応力の向上・連携の強化を図る。【国、県、市】            ●大規模災害時に使用ができるよう、消防施設等整備事業計画に基づき耐震性防火水槽への更新を行う。【市】</p> <p>(消防団の充実強化)            ●地域防災力の維持・向上に果たす役割が極めて高い消防団員を確保するため、魅力ある消防団づくりを推進する。【市、地域】</p> <p>(情報伝達手段の多重化・多様化の推進)            ●大規模災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するため、情報伝達手段の多重化・多様化を推進する。【市】</p> <p>＜住宅・都市＞            (住宅・建築物・公共施設等の耐震化の推進・促進)            ●住宅・建築物の耐震化 (非構造部材、付属物の耐震対策・家具等の転倒防止対策を含む) を促すため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費補助事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業) の活用を推進する。【市、地域】            ●住宅の耐震化対策を補完するため、防災ベッド、耐震シエルト等設置費及び解体費の補助事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業) の利用促進を行い、耐震化できない住宅等の減災化を推進する。【市】            ●避難所機能を有する小中学校や市民館など公共施設の恒久的な安全性を確保するため、耐震化や非構造部材の改修等を進めるとともに、個別施設計画に基づく建替えや改修等の長寿命化対策を計画的に推進する。【市】            ●自主防災活動や地域コミュニティ活動の拠点である地区集会所・公民館の耐震改修が必要な施設の耐震改修 (非構造部材、付属物の耐震対策・家具等の転倒防止対策を含む) を促すため、自主防災施設等整備補助金事業により推進する。【市、地域】            ●ブロック塀の危険性の周知や建替・撤去費補助事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業) の利用促進を行い、安全対策を推進する。【市、地域】</p> <p>(火災に強いまちづくり等の推進)            ●大規模災害時の避難・延焼遮断空間を確保するため、公園緑地の整備を推進する。【市】</p>	<p>(計画策定時又は改訂時直近の現状値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆合同訓練 2回/年 (R2年度)</li> <li>◆防火水槽 (726基) の耐震化率 44% (R2年度)</li> <li>◆消防団員 充足率 99% 基本団員割合 93% 機能別団員割合7% (R2年度)</li> <li>◆防災行政無線整備、防災カメラ、デジタル無線、衛星携帯電話配備、メール配信システム導入済</li> <li>◆住宅耐震化率 62% (R2.1)</li> <li>◆簡易耐震助成 1件 解体工事助成 21件 (R2年度)</li> <li>◆小中学校の長寿命化改修等 0% (0施設)</li> <li>◆社会教育施設の長寿命化改修等 0% (0施設) (R2年度)</li> <li>◆地区集会所の耐震化率 木造 93.9% (R3.3)</li> <li>◆助成件数 15件 (R2年度)</li> </ul>	<p>(計画終了時又は当面の目標値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合同訓練 2回/年</li> <li>耐震化率46% (R7年度)</li> <li>充足率100% (R7年度)</li> <li>情報伝達手段の多重化・多様化</li> <li>住宅耐震化率 72% (R12年度)</li> <li>住宅の倒壊から人命と生活を守る</li> <li>100% (11施設) (R7年度) 計画に基づく定期的な修繕・工事等の実施</li> <li>耐震化率 木造 96.0% (R5年度)</li> <li>対策が必要なブロック塀等の減少</li> </ul>



<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新等を促進する。また、延焼防止対策等のため、空き家等の適正な管理と発生抑制に向けて、所有者等への啓発、状況に応じて利活用又は除却等を促進する。【市】</li> <li>●大規模災害時の延焼防止や消防車や救急車などの緊急車両の通行を容易にするため、狭あい道路の解消を推進する。【市】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆要綱に基づく測量分筆助成件数 3件、用地取得 3件 (R2年度)</li> </ul>	狭あい道路の解消
<p>≪土地利用≫ (大規模盛土造成地対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模盛土造成地の宅地被害を防ぐため、大規模盛土造成地マップを公表し、宅地の安全性の「見える化」を図る。【県、市】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆大規模盛土造成地マップ公表 (R2年度)</li> </ul>	
<p>≪リスクコミュニケーション・人材育成≫ (地域防災力の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域防災力を強化させるため、自主防災会への研修や防災訓練・学習などを充実・強化する。【市、地域】</li> <li>●大規模災害時の救命率を高めるため、市民等を対象とした救命講習を推進する。【市】</li> <li>●大規模災害時に自らの判断で避難行動がとれるよう、一斉防災訓練への児童・生徒の参加を促進する。【市、地域】</li> <li>●大規模災害時に自らの判断で避難行動がとれるよう、一斉防災訓練への市内に居住する外国人の参加を促進する。【市、地域、民間】</li> </ul> <p>(防災教育・防災訓練の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自らの命は自らが守る意識や助け合いなど自助・共助を考えるきっかけとなる市政ほーもん講座、防災カレッジ、防災講演会等による防災教育を推進する。【市、地域】</li> <li>●生涯にわたって災害から命を守ることができるよう、園児、児童・生徒への防災・減災教育を推進する。また、教職員、園児、児童・生徒の危機意識や判断力を高めるため、防災訓練の充実を図る。【市、地域】</li> <li>●大規模災害時の避難行動を迅速・的確に行うため、「学校防災マニュアル」について、必要に応じて見直しを行い、内容の強化を図る。【市、地域】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆リーダー研修 1回/年 (R1年度)</li> <li>◆講習受講者 4,612人 (R1年度)</li> <li>◆参加率 園児、児童・生徒 745人・10.7% (R2年度)</li> <li>◆参加率 外国人 43人・2.8% (R2年度)</li> <li>◆ほーもん講座 2,814人 防災カレッジ 3回 (R1年度)</li> <li>◆子ども防災教室 実施校 5校 (R2年度)</li> <li>◆防災教育・防災訓練 実施(全園、全校) (R2年度)</li> <li>◆学校防災マニュアル作成 100% (R2年度)</li> </ul>	研修内容の充実  定期的・継続的な講習の実施  参加率の増加  参加率の増加  定期的・継続的な講座等の実施  子ども防災教室の実施  定期的・継続的な教育・訓練の実施 避難対策の強化

1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生		
[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p>≪行政機能≫ (災害対応力・関係機関との連携の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害時には、関係機関(自衛隊、警察、消防、海保等)との連携が重要かつ不可欠であるため、関係機関との合同訓練、情報交換及び意見交換を行い、災害対応力の向上・連携の強化を図る。【国、県、市】【再掲】</li> </ul> <p>(津波防災地域づくりの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●津波防災地域づくり推進計画に基づき、「なんとしても人命を守る」という考え方で、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハー</li> </ul>	<p>(計画策定時又は改訂時直近の現状値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆合同訓練 2回/年 (R2年度)</li> <li>◆津波防災地域づくり推進計画 策定 (H27年度)</li> </ul>	<p>(計画終了時又は当面の目標値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合同訓練 2回/年</li> </ul>

<p>ド・ソフトの施策を柔軟に組み合わせた「多重防御」により、国、愛知県及び市の連携・協力のもと、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりを推進する。</p>	改訂（R2-3年度）	
<p>【国、県、市、民間、地域】</p>	◆対応方針の検討（R2年度）	
<p>（南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討）</p>	◆事業内容の検討（R2年度）	ライフジャケット有償配付事業の実施
<p>●南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について、国、愛知県など関係機関と連携・協力して検討していく。【県、市】</p>	◆周知・啓発（R2年度）	適切な基準の運用、必要に応じた見直し、周知・啓発
<p>（避難体制の整備）</p>	◆防災行政無線整備、防災カメラ、デジタル無線、衛星携帯電話配備、メール配信システム導入済	情報伝達手段の多重化・多様化
<p>●津波防災地域づくり法に基づき指定された「津波災害警戒区域」における警戒避難体制の整備（警戒避難対策）を推進する。【市】</p>	◆防災マップ（英語、中国語版）更新（R2年度）	津波避難タワー等 小中山 4か所（R3年度）
<p>●大規模災害時に適切な避難行動がとれるよう、避難指示等の判断基準について、必要に応じて見直しを行うとともに、市民周知・啓発を推進する。【市】</p>	◆看板設置 2基 ライン更新 3か所（R1年度）	必要に応じた更新、整備
<p>●海水浴場その他海岸沿いの観光地における避難誘導体制の構築を推進する。【市】</p>	◆助成件数 15件（R2年度）	対策が必要なブロック塀等の減少
<p>（情報伝達手段の多重化・多様化の推進）</p>	◆渥美線全ての駅で避難場所案内表示済、事業者へ掲示依頼中（R2年度）	避難案内表示整備箇所の増加
<p>●大規模災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するため、情報伝達手段の多重化・多様化を推進する。【市】 【再掲】</p>	◆市コミバスバス停 10か所整備完了（H30年度）	必要に応じた更新、整備
<p>●市内居住の外国人にむけた情報伝達体制の整備を推進する。【市】</p>	◆名簿登録率 22.6%（R2.12）	名簿登録者数の増加
<p>《住宅・都市》</p>	◆事業推進、県への要望（R2年度）	早期整備完了
<p>（避難場所・避難路等の整備等）</p>		
<p>●津波災害警戒区域外までの避難が困難な地域における緊急の一時避難場所として、津波避難マウンド・タワー等を整備する。【市】</p>		
<p>【都市防災推進事業／小中山地区津波避難施設整備事業】</p>		
<p>●長期的な視点による緩やかな移転誘導の方策を検討する。【市】</p>		
<p>●避難困難地域や海水浴場その他海岸沿いの観光地について、避難路、避難誘導灯、海拔標示板、避難案内看板等を整備する。【市】</p>		
<p>●ブロック塀の危険性の周知や建替・撤去費補助事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）の利用促進を行い、安全対策を推進する。【市、地域】 【再掲】</p>		
<p>（避難場所・避難所の案内表示の整備）</p>		
<p>●民間の集客施設やバス停などにおける避難場所・避難所等の案内表示の整備を推進する。【市、民間】</p>		
<p>《保健医療・福祉》</p>		
<p>（避難行動要支援者の避難体制の整備）</p>		
<p>●避難行動要支援者の避難体制を充実させるため、災害時避難行動要支援者名簿の作成、登録対象者への周知啓発、個別計画の作成等を推進する。【市、地域】</p>		
<p>《交通・物流》</p>		
<p>（輸送ルートの確保対策等）</p>		
<p>●緊急輸送道路の代替的な役割が期待される県道城下田原線の未整備区間について、整備を推進する。【県、市】</p>		

- 液状化による管きよの抜けや破損、マンホールの浮上の発生や道路の陥没等による交通障害の防止など、液状化対策を推進する。【県、市】

## 《地域保全》

### (海岸保全施設等の整備)

- 海岸堤防、防潮堤、樋門・陸閘及び河川堤防等の機能強化（耐力度、嵩上げ等）など、海岸保全施設の整備を推進する。特に、遠州灘沿岸の津波危険地域においては、津波被害の軽減のため、L1津波に対応した海岸保全施設等の整備を推進していく。【県、市】

- 津波が堤防を越えた場合にも堤体が流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する。【県、市】

### (河川・海岸の水閘門・排水機場等の耐震化の推進)

- 河川の河口部や海岸にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震化や老朽化対策等を推進する。また、排水機場等についても、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震化及び老朽化対策を推進する。【県、市】

### (河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)

- 津波の到達時間が短い地域等における河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化、遠隔操作化等を推進する。【県】

### (海岸防災林の機能の維持・向上)

- 海岸防災林については、飛砂防備や潮害防備とともに津波に対する減勢効果を持つことから、その機能の維持・向上を図るため、継続的な保育や改植工等を実施する。【県】

## 《土地利用》

### (災害リスクを考慮した土地利用の推進)

- 「田原市立地適正化計画」に基づく人口減少に適応した多極ネットワーク型のコンパクトシティの推進のため、災害危険度に配慮して居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定を行うとともに防災指針を作成し減災対策を講じる。【市】

◆建設海岸 0.7km  
(R3.1)

R5年度までに  
河川堤防の耐震化 約5km  
建設海岸堤防の耐震化 約5km  
建設海岸堤防の補強・補修 約1km

◆赤羽根漁港海岸整備 L=8.955km  
耐震胸壁 0.04km  
(R2年度)

漁港海岸堤防の耐震化耐震胸壁 0.65km  
(R7年度)

◆河川1施設済(H29) 海岸1基施工中 漁港1基施工中  
(R3.1)

R5年度までに  
河川の水門等の耐震化 3施設  
建設海岸の水門等の耐震化 4基  
漁港海岸の水門等の耐震化 1基

◆4ポンプ場の内3ポンプ場浸水対策及び耐震補強等完了  
(H27年度)

ポンプ場等の機能強化

◆排水機場及び排水路、海岸樋門の更新

R6排水機場1か所完了、R6排水路2.9km整備完了、R6海岸樋門1か所更新完了

◆河川自動閉鎖化1施設施工中  
(R3.1)

R5年度までに  
河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化 3施設  
建設海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化 4基  
漁港海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化 1基

◆141ha  
(R2年度)

R5年度までに海岸防災林の整備 270ha

◆田原市立地適正化計画策定  
(R2.3)

区域内への誘導 (R6年度までに防災指針の作成)



<p>《リスクコミュニケーション・人材育成》</p>	<p>◆リーダー研修</p>	<p>研修内容の充実</p>
<p>(地域防災力の強化)</p>	<p>1回/年</p>	<p>定期的・継続的な</p>
<p>●地域防災力を強化させるため、自主防災会への研修や防災訓練などを充実・強化する。【市、地域】【再掲】</p>	<p>(R1年度)</p>	<p>講習の実施</p>
<p>●大規模災害時の救命率を高めるため、市民等を対象とした救命講習を推進する。【市】【再掲】</p>	<p>◆講習受講者</p>	<p>参加率の増加</p>
<p>●大規模災害時に自らの判断で避難行動がとれるよう、一斉防災訓練への児童・生徒の参加を促進する。【市、地域】【再掲】</p>	<p>4,612人</p>	<p>参加率の増加</p>
<p>●大規模災害時に自らの判断で避難行動がとれるよう、一斉防災訓練への市内に居住する外国人の参加を促進する。【市、地域、民間】【再掲】</p>	<p>(R1年度)</p>	<p>参加率の増加</p>
<p>(防災教育・防災訓練の推進)</p>	<p>◆参加率</p>	<p>参加率の増加</p>
<p>●自らの命は自らが守る意識や助け合いなど自助・共助を考えるきっかけとなる市政ほーもん講座、防災カレッジ、防災講演会等による防災教育を推進する。【市、地域】【再掲】</p>	<p>園児、児童・生徒</p>	<p>参加率の増加</p>
<p>●自らの命は自らが守る意識や助け合いなど自助・共助を考えるきっかけとなる防災・減災教育を推進する。また、教職員、園児、児童・生徒の危機意識や判断力を高めるため、防災訓練の充実を図る。【市、地域】【再掲】</p>	<p>745人・10.7%</p>	<p>参加率の増加</p>
<p>●大規模災害時の避難行動を迅速・的確に行うため、「学校防災マニュアル」について、必要に応じて見直しを行い、内容の強化を図る。【市、地域】【再掲】</p>	<p>(R2年度)</p>	<p>定期的・継続的な</p>
<p>(避難体制の整備)</p>	<p>◆参加率</p>	<p>講座等の実施</p>
<p>●大規模災害時に適切な避難行動がとれるよう、避難指示等の判断基準について、必要に応じて見直しを行うとともに、市民周知・啓発を推進する。【市】【再掲】</p>	<p>外国人 43人・2.8%</p>	<p>子ども防災教室</p>
<p>●避難困難地域や要配慮者などの避難方法として、地域ルールや徒歩以外での避難方法について検討する。【市、地域】</p>	<p>(R2年度)</p>	<p>の実施</p>
<p>(避難行動要支援者の避難体制の整備)</p>	<p>◆防災教育・防災訓練</p>	<p>定期的・継続的な</p>
<p>●避難行動要支援者の避難体制を充実させるため、災害時避難行動要支援者名簿の作成、登録対象者への周知・啓発、個別計画の作成等を推進する。【市、地域】【再掲】</p>	<p>実施(全園、全校)</p>	<p>教育・訓練の実施</p>
<p>(避難訓練の充実)</p>	<p>(R2年度)</p>	<p>避難対策の強化</p>
<p>●大規模災害時(津波)の避難を想定し、臨海地区企業、サーファー、観光事業者等による避難訓練の充実を図る。【市、民間】</p>	<p>◆学校防災マニュアル作成 100%</p>	<p>避難対策の強化</p>
<p>(ハザードマップ等による周知・啓発)</p>	<p>(R2年度)</p>	<p>適切な基準の運用、必要に応じた見直し、周知・啓発</p>
<p>●防災マップ、防災・減災お役立ちガイドブック、地区地震・津波避難マップ、田原市災害時徒歩帰宅支援ルートマップ等の必要に応じた更新を行うとともに、周知・啓発を行う。【市、地域】</p>	<p>◆周知・啓発</p>	<p>適切な基準の運用、必要に応じた見直し、周知・啓発</p>
<p>●観光パンフレットの作成にあたっては、避難場所の表示に配慮する。【市】</p>	<p>(R2年度)</p>	<p>適切な基準の運用、必要に応じた見直し、周知・啓発</p>
	<p>◆名簿登録率 22.6%</p>	<p>適切な基準の運用、必要に応じた見直し、周知・啓発</p>
	<p>(R2.12)</p>	<p>適切な基準の運用、必要に応じた見直し、周知・啓発</p>
	<p>◆臨海地区 1回/年</p>	<p>適切な基準の運用、必要に応じた見直し、周知・啓発</p>
	<p>サーファー 1回/年</p>	<p>適切な基準の運用、必要に応じた見直し、周知・啓発</p>
	<p>観光事業者 1回/年</p>	<p>適切な基準の運用、必要に応じた見直し、周知・啓発</p>
	<p>(R2年度)</p>	<p>適切な基準の運用、必要に応じた見直し、周知・啓発</p>
	<p>◆防災マップ更新</p>	<p>適切な基準の運用、必要に応じた見直し、周知・啓発</p>
	<p>(R1年度)</p>	<p>適切な基準の運用、必要に応じた見直し、周知・啓発</p>
	<p>防災マップ外国語版、防災・減災お役立ちガイドブック更新</p>	<p>適切な基準の運用、必要に応じた見直し、周知・啓発</p>
	<p>(R2年度)</p>	<p>適切な基準の運用、必要に応じた見直し、周知・啓発</p>
	<p>田原市臨海地区災害時徒歩帰宅支援ルートマップ更新</p>	<p>適切な基準の運用、必要に応じた見直し、周知・啓発</p>
	<p>(R2年度)</p>	<p>適切な基準の運用、必要に応じた見直し、周知・啓発</p>
	<p>◆津波避難施設・場所を「たはら旅手帳」に記載</p>	<p>適切な基準の運用、必要に応じた見直し、周知・啓発</p>

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p>〔計画策定時又は改訂時直近の現状値〕</p> <p>〔計画終了時又は当面の目標値〕</p> <p>◆合同訓練 2回/年 (R2年度)</p> <p>◆田原市災害時受援 計画策定 (R2年度)</p> <p>◆周知・啓発 (R2年度)</p> <p>◆防災行政無線整備、 防災カメラ、デジタル無線、衛星携帯電話配備、メール配信システム導入済</p> <p>◆防災マップ(英語、 中国語版)更新 (R2年度)</p> <p>◆三河港BCPにおいて フェーズ別高潮・暴風 対応計画等に基づく 対策の実施</p> <p>◆百々～高松 潜堤1基済 調査 (R2年度) 池尻～越戸 離岸堤16基済 一般定期点検 (R2年度)</p> <p>◆建設海岸 0.7km (R3.1)</p> <p>◆河川1施設済(H29) 海岸1基施工中 漁港1基施工中</p>	<p>〔計画策定時又は改訂時直近の現状値〕</p> <p>◆合同訓練 2回/年 (R2年度)</p> <p>◆田原市災害時受援 計画策定 (R2年度)</p> <p>◆周知・啓発 (R2年度)</p> <p>◆防災行政無線整備、 防災カメラ、デジタル無線、衛星携帯電話配備、メール配信システム導入済</p> <p>◆防災マップ(英語、 中国語版)更新 (R2年度)</p> <p>◆三河港BCPにおいて フェーズ別高潮・暴風 対応計画等に基づく 対策の実施</p> <p>◆百々～高松 潜堤1基済 調査 (R2年度) 池尻～越戸 離岸堤16基済 一般定期点検 (R2年度)</p> <p>◆建設海岸 0.7km (R3.1)</p> <p>◆河川1施設済(H29) 海岸1基施工中 漁港1基施工中</p>	<p>〔計画終了時又は当面の目標値〕</p> <p>合同訓練 2回/年</p> <p>受援体制の強化</p> <p>適切な基準の運用、 必要に応じた見直し、 周知・啓発</p> <p>情報伝達手段の 多重化・多様化</p> <p>高潮対策の具現化</p> <p>百々～高松 調査により必要であれば 潜堤等 L=8,600m 池尻～越戸 点検により必要 であれば養浜 L=4,300m</p> <p>5年度までに 河川堤防の耐震化 約5km 建設海岸堤防の 耐震化 約5km 建設海岸堤防の 補強・補修 約1km</p> <p>R5年度までに 河川の水門等の 耐震化 3施設</p>
<p>〔再掲〕</p> <p>〔再掲〕</p> <p>〔再掲〕</p> <p>〔再掲〕</p>		
<p>〔再掲〕</p> <p>〔再掲〕</p>		
<p>〔再掲〕</p>		
<p>〔再掲〕</p>		
<p>〔再掲〕</p>		

<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川及び水路のあり方を明確にする「田原市河川・水路整備方針」を定め、計画的な改修等を推進する。【市】</li> </ul> <p><b>(河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●津波の到達時間が短い地域等における河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化、遠隔操作化等を推進する。【県】【再掲】</li> </ul>	<p>(R3.1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆県営たん水防除事業 県営緊急農地防災事業</li> <li>◆田原市河川・水路整備方針の検討 (R2年度)</li> </ul>	<p>建設海岸の水門等の耐震化 4基 漁港海岸の水門等の耐震化 1基</p> <p>R6排水機場1か所完了 R6排水路2.9km整備完了</p> <p>整備方針に基づく改修等の推進</p>
<p><b>(排水施設等の整備・防災対策の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●雨水ポンプ場及び雨水幹線等の雨水施設の整備においては、財源確保とともに、コスト縮減を図り、効率的な整備を行う。また、主要な農業用排水機場の改修、統廃合、耐震化を図る。【県、市】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆河川自動閉鎖化1施設施工中 (R3.1)</li> <li>◆海岸樋門の更新</li> <li>◆4ポンプ場の内3ポンプ場浸水対策及び耐震補強等完了 (H27年度)</li> <li>◆排水機場及び排水路の更新</li> </ul>	<p>R5年度までに河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化 3施設 建設海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化 4基 漁港海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化 1基 R6海岸樋門1か所更新完了</p> <p>ポンプ場等の機能強化</p> <p>R6排水機場1か所完了 R6排水路2.9km整備完了</p>
<p><b>(河川改修の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●河川改修計画等に基づき、河川改修を推進するとともに、適切に維持管理を行う。【県、市】</li> </ul> <p><b>(ため池の耐震化・防災対策の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ため池の耐震診断、耐震改修を推進するとともに、ハザードマップの作成及び周知・啓発を行う。【県、市】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆耐震調査24か所完了、ハザードマップ28か所作成 (R3.3) 破岩池耐震補強完了 (H28年度)</li> </ul>	<p>〔防災重点農業用ため池〕R5ハザードマップ36か所完了、R7耐震化2か所完了</p>
<p><b>≪土地利用≫</b></p> <p><b>(災害リスクを考慮した土地利用の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「田原市立地適正化計画」に基づく人口減少に適応した多極ネットワーク型のコンパクトシティの推進のため、災害危険度に配慮して居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定を行うとともに防災指針を作成し減災対策を講じる。【市】【再掲】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆田原市立地適正化計画策定 (R2.3)</li> </ul>	<p>区域内への誘導 (R6年度までに防災指針の作成)</p>
<p><b>≪リスクコミュニケーション・人材育成≫</b></p> <p><b>(地域防災力の強化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域防災力を強化させるため、自主防災会への研修や防災訓練などを充実・強化する。【市、地域】【再掲】</li> </ul> <p><b>(防災教育・防災訓練の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自らの命は自らが守る意識や助け合いなど自助・共助を考えるきっかけとなる市政ほーもん講座、防災カレッジ、防災講演会等による防災教育を推進する。【市、地域】【再掲】</li> <li>●自らの命は自らが守る意識や助け合いなど自助・共助を考えるきっかけとなる防災・減災教育を推進する。併せて、教職員・園児・児童生徒の危機意識や判断力を高めるため、防災訓練の充実を図る。【市、地域】【再掲】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆リーダー研修 1回/年 (R1年度)</li> <li>◆ほーもん講座 2,814人 防災カレッジ 3回 (R1年度)</li> <li>◆子ども防災教室 実施校 5校 (R2年度)</li> <li>◆防災教育・防災訓練 実施 (全園、全校) (R2年度)</li> </ul>	<p>研修内容の充実</p> <p>定期的・継続的な講座等の実施</p> <p>子ども防災教室の実施</p> <p>定期的・継続的な教育・訓練の実施</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害時に適切な避難行動がとれるよう、避難指示等の判断基準について、必要に応じて見直しを行うとともに、市民周知・啓発を推進する。【市】【再掲】</li> </ul> <p>(ハザードマップ等による周知・啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●洪水については、愛知県から公表される洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成、市民周知・啓発を推進する。【市、地域】</li> <li>●高潮については、愛知県から公表される高潮浸水想定に基づくハザードマップの作成、市民周知・啓発を推進する。【市、地域】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆周知・啓発 (R2年度)</li> <li>◆〔高潮浸水想定〕田原市防災・減災お役立ちガイドブックに掲載 (H27年度)</li> </ul>	<p>適切な基準の運用、必要に応じた見直し、周知・啓発</p> <p>高潮ハザードマップ作成 (R4年度) 洪水ハザードマップ作成 (R5年度)</p>
--	---	--

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生		
【対応するための推進方針】	【現状値】	【目標値】
<p>＜＜行政機能＞＞ (避難体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害時に適切な避難行動がとれるよう、避難指示等の判断基準について、必要に応じて見直しを行うとともに、市民周知・啓発を推進する。【市】【再掲】</li> <li>●土砂災害に関する情報を速やかに伝達できるよう、情報収集・伝達体制の確立及び訓練を行う。【市、地域】</li> </ul> <p>＜＜地域保全＞＞ (土砂災害対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●土砂災害防止法に基づく基礎調査を行う。また、広域的に同時多発する土砂災害に対して、人的被害を防止するため、ハード対策として土砂災害防止施設の整備を着実に進めるとともに、ソフト対策として、土砂災害警戒区域等の指定等を進め、土砂災害の危険性の周知と市が行う警戒避難体制の整備を促進する。【県】</li> </ul> <p>＜＜土地利用＞＞ (災害リスクを考慮した土地利用の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「田原市立地適正化計画」に基づく人口減少に適應した多極ネットワーク型のコンパクトシティの推進のため、災害危険度に配慮して居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定を行うとともに防災指針を作成し減災対策を講じる。【市】【再掲】</li> </ul> <p>＜＜リスクコミュニケーション・人材育成＞＞ (地域防災力の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害時に適切な避難行動がとれるよう、避難指示等の判断基準について、必要に応じて見直しを行うとともに、市民周知・啓発を推進する。【市】【再掲】</li> </ul> <p>(ハザードマップ等による周知・啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●避難経路等を示した土砂災害ハザードマップの作成、市民周知・啓発を推進する。【市、地域】</li> </ul>	<p>(計画策定時又は改訂時直近の現状値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆周知・啓発 (R2年度)</li> <li>◆一巡目基礎調査完了 (R1年度) 二巡目基礎調査実施中 (R3.1)</li> <li>◆田原市立地適正化計画策定 (R2.3)</li> <li>◆周知・啓発 (R2年度)</li> <li>◆土砂災害警戒区域等を防災マップに掲載 (H26・R1年度)</li> </ul>	<p>(計画終了時又は当面の目標値)</p> <p>適切な基準の運用、必要に応じた見直し、周知・啓発</p> <p>既指定区域の繰返し調査及び新規箇所抽出調査の実施 (R7年度)</p> <p>区域内への誘導 (R6年度までに防災指針の作成)</p> <p>適切な基準の運用、必要に応じた見直し、周知・啓発</p> <p>必要に応じた更新、周知・啓発</p>



事前に備えるべき目標2

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p>〔行政機能〕</p> <p>(食糧・水・燃料等の備蓄)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「田原市備蓄計画」に基づき、公的備蓄物品の備蓄に取り組むとともに、避難所等への分散備蓄を推進・拡充する。【市】</li> <li>●大規模災害時の電源途絶等への備えとして、防災拠点(市役所、消防署)等における情報通信・機能維持のための電力の確保や防災対策を推進する。また、非常用電源に用いる燃料の調達体制を整備する。【市、民間】</li> </ul> <p>(物資調達・供給体制、受援体制の構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●円滑な支援物資の調達のため、県や事業者など関係機関との物資輸送訓練の実施等により、関係者の連携による物資調達・供給体制、受援体制を構築する。【県、市、民間】</li> <li>●事業者等との協定により、流通備蓄体制を確保・強化する。【市】</li> </ul> <p>(水道施設等の耐震化、老朽施設の更新)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●安心安全な給水の確保のため、水道施設等の耐震化、老朽施設の更新を推進する。【市】</li> </ul> <p>(応急給水体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「田原市水道事業地震防災対策計画」に基づき、応急給水体制を強化する。【市】</li> <li>●配水施設の非常用電源の設置など必要電源の確保を推進する。【市】</li> <li>●飲料水兼用耐震性貯水槽の点検・維持管理を行うとともに、配置数等の再検討を行う。【市】</li> </ul> <p>(栄養・食生活支援マニュアルの作成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害時に市民の食生活や栄養状態をいち早く平常時に回復できるよう、「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」を作成するとともに、市民周知・啓発を推進する。【市】</li> </ul> <p>(ガス管の耐震対策等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●耐食性・耐震性に優れたガス管への取り替えを推進するとともに、ガス供給の迅速な復旧に関する訓練等を実施する。【民間】</li> </ul> <p>(電力設備等の早期復旧体制整備の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、電気事業者は、早期復旧のための協力体制の整備を進めるとともに、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う。【民間】</li> <li>●道路啓開作業や倒木の伐採・除去など支援を行う。【県、市】</li> </ul>	<p>(計画策定時又は改訂時直近の現状値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆食糧 164,300食 飲料水 26,940ℓ 他 (R2年度)</li> <li>◆非常用電源稼働時間 南庁舎75h、北庁舎11h、渥美支所5.5h、消防署24h (R2.3)</li> <li>◆訓練 1回/年 (R1年度)</li> <li>◆事業者4者協定締結 (R2年度)</li> <li>◆耐震適合性がある管の割合(基幹管路) 34.4% (R2.3)</li> <li>◆応急給水の実施</li> <li>◆非常用電源の設置 8か所 (R2年度)</li> <li>◆貯水槽 11か所 (R2年度)</li> </ul>	<p>(計画終了時又は当面の目標値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公的備蓄物品の計画的な備蓄、分散備蓄の推進</li> <li>燃料調達体制の確保</li> <li>訓練 1回/年</li> <li>流通備蓄対策の強化</li> <li>耐震適合性がある管の割合(基幹管路) 100% (R15年度) 配水池等施設の耐震化 100% (R15年度)</li> <li>応急給水体制の強化</li> <li>適正な維持管理及び配置</li> </ul>

<p>(停電時における電動車等の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●停電している避難所等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進する。【市、民間】</li> </ul> <p>≪産業・経済≫</p> <p>(豊川用水二期事業の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●豊川用水(大規模地震対策・複線化)の整備を推進する。【水資源機構、市】</li> </ul> <p>≪交通・物流≫</p> <p>(輸送ルートの確保対策の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●物資輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク(田原市道路整備プログラム※等)の整備、また、緊急輸送道路の代替的な役割が期待される県道城下田原線の整備を推進する。【県、市】</li> </ul> <p>※田原市道路整備プログラム(平成29年2月)抜粋【別紙2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●耐震強化岸壁等の輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、甚大な被害のおそれのある地域やその他の孤立の可能性がある地域へつながる災害に強い道路の整備や、漁港・港湾の発着岸壁の耐震強化や施設の保全・整備を図る。【国、県、市】</li> <li>●液状化による管きよの抜けや破損、マンホールの浮上の発生や道路の陥没等による交通障害の防止など、液状化対策を推進する。【県、市】【再掲】</li> </ul> <p>(迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●迅速な船舶交通の確保及び早期入港を可能とするため、伊勢湾BCP(航路啓開計画を含む)や三河港BCPについて関係機関における訓練や計画の見直しなど、必要な体制の整備・強化を図る。【国、県、市、民間】</li> </ul> <p>≪リスクコミュニケーション・人材育成≫</p> <p>(地域防災力の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自助・共助を基本とした市民による日頃からの家庭内備蓄、自主防災会による地域内備蓄、企業による企業内備蓄の推進を促進する。【市、地域、民間】</li> </ul> <p>(周知・啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●平常時からの備蓄の重要性について、妊産婦、粉ミルク・離乳食が必要な乳幼児、アレルギー児を持つ家庭などへの市民周知・啓発を推進する。【市】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆本線水路の耐震化(大野導水路、東部幹線水路)26km(R1年度) 併設水路の整備(大野導水路併設水路、東部幹線水路併設水路)54km(R1年度)</li> <li>◆田原埠頭2号岸壁(-5.5m)耐震化、(-10.0m)要望</li> <li>◆航路啓開オペレーション計画を含む伊勢湾BCP策定(H28.2) 三河港BCPにおいて、三河港内の航路啓開、耐震岸壁から緊急輸送道路までの道路啓開について検討</li> <li>◆赤ちゃん訪問、乳幼児健診、老人クラブ等での啓発(R2年度)</li> </ul>	<p>本線水路の耐震化(大野導水路、東部幹線水路)29km(R12年度) 併設水路の整備(大野導水路併設水路、東部幹線水路併設水路)73km(R11年度)</p> <p>田原埠頭2号岸壁増深(R8年度)</p> <p>航路、道路の早期啓開</p> <p>家庭内備蓄の普及 防災知識の向上</p>
---	--	---

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生		
[対応するための推進方針]	[現状値] (計画策定時又は改訂時直近の現状値)	[目標値] (計画終了時又は当面の目標値)

<p>《行政機能》  (災害対応力・関係機関との連携の強化)  ●大規模災害時には、関係機関（自衛隊、警察、消防、海保等）との連携が重要かつ不可欠であるため、関係機関との合同訓練、情報交換及び意見交換を行い、災害対応力の向上・連携の強化を図る。【国、県、市】【再掲】  ●職員不足や単独で災害対応できないことが想定されるため、国、県、他の市町村や事業者との協力体制の構築や受援計画の策定など、受援体制を強化する。【市、民間】【再掲】  (情報伝達手段の多重化・多様化)  ●大規模災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するため、情報伝達手段の多重化・多様化を推進する。【市】【再掲】</p> <p>《交通・物流》  (孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進)  ●大規模災害時に孤立の可能性がある集落等へつながる道路の整備や防災、地震対策やアクセスルートの多重化等を推進する。特に津波浸水による甚大な被害が想定される地域等では、道路網の充実に努める。また、必要に応じて、ヘリコプター離着陸適地の選定等を行う。【県、市】</p> <p>《リスクコミュニケーション・人材育成》  (地域防災力の強化)  ●自助・共助を基本とした市民による日頃からの家庭内備蓄、自主防災会による地域内備蓄、企業による企業内備蓄の推進を促進する。【市、地域、民間】【再掲】</p>	<p>◆合同訓練 2回/年 (R2年度)</p> <p>◆田原市災害時受援計画策定 (R2年度)</p> <p>◆防災行政無線整備、防災カメラ、デジタル無線、衛星携帯電話配備、メール配信システム導入済</p> <p>◆緊急自治ヘリコプター離着陸可能場所 18か所 (R2年度)</p>	<p>合同訓練 2回/年</p> <p>受援体制の強化</p> <p>情報伝達手段の多重化・多様化</p> <p>必要に応じた適地の選定、見直し</p>
---	--	--

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		
[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p>《行政機能》  (災害対応力・関係機関との連携の強化)  ●大規模災害時には、関係機関（自衛隊、警察、消防、海保等）との連携が重要かつ不可欠であるため、関係機関との合同訓練、情報交換及び意見交換を行い、災害対応力の向上・連携の強化を図る。【国、県、市】【再掲】  ●関係機関において、迅速な救助・救急活動等に向けて情報通信施設、装備資機材等の充実強化を推進する。【国、県、市】  ●職員不足や単独で災害対応できないことが想定されるため、国、県、他の市町村や事業者との協力体制の構築や受援計画の策定など、受援体制を強化する。【市、民間】【再掲】  ●応援部隊の活動拠点など、必要な環境を整える。【市】  (災害対応拠点の機能強化)  ●市の災害対応拠点である消防署・赤羽根分署・渥美分署の耐災害性の強化及び適切な維持管理とともに、車両や装備品の充実強化を推進する。また、必要に応じて人員体制など機能強化に取り組む。【市】</p>	<p>(計画策定時又は改訂時直近の現状値)</p> <p>◆合同訓練 2回/年 (R2年度)</p> <p>◆田原市災害時受援計画策定 (R2年度)</p> <p>◆消防本部17人、消防署46人、赤羽根分署19人、渥美分署34人 (R2年度)</p> <p>◆全車両33台 (R2年度)</p>	<p>(計画終了時又は当面の目標値)</p> <p>合同訓練 2回/年</p> <p>受援体制の強化</p> <p>条例定数（131人）の枠内で増強</p> <p>消防車28台・救急車5台の計画的な更新</p>

<p>(消防団員の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域防災力の維持・向上に果たす役割が極めて高い消防団員を確保するため、魅力ある消防団づくりを推進する。【市、地域】【再掲】</li> </ul> <p>(消防団の災害対応力の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の災害対応拠点である消防団詰所・車庫や装備品の充実強化を推進する。【市】</li> </ul> <p>《交通・物流》</p> <p>(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●救助・救急活動が円滑に実施されるよう、緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク（田原市道路整備プログラム等）の整備、道路の防災、地震対策、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める。【県、市】</li> </ul> <p>《リスクコミュニケーション・人材育成》</p> <p>(地域防災力の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害時に公助の手が回らないことも想定し、共助（自主防災会）の災害対応力を強化するため、研修や防災訓練・防災学習、組織・人材の充実・強化及び資機材の整備等を推進する。資機材等の整備について、市は自主防災施設等整備補助金事業等により支援する。【市、地域】</li> </ul> <p>(企業防災力の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●企業の保有資機材を始め、人材や技能（産業医、看護師）の連携によって、人命の救助・救護活動が展開できるよう、構成企業が一斉合同又は個別に防災訓練を実施し、企業防災力の強化に努める。【民間】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆消防団員充足率 99% 基本団員割合 93% 機能別団員割合7% (R2年度)</li> <li>◆10分団22施設 津波災害警戒区域内の消防団詰所・車庫解消（H30年度）</li> <li>◆全車両25台 (R2年度)</li> <li>◆補助金事業 補助率2/3・1/2、 上限30万円 (R2年度)</li> </ul>	<p>充足率100% (R7年度)</p> <p>計画的な整備・更新</p> <p>消防ポンプ自動車7台、小型動力ポンプ付積載車18台の計画的な更新 (R7年度)</p> <p>自主防災会の資機材の充実</p>
---	---	---

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱		
[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p>《行政機能》</p> <p>(情報伝達手段の多重化・多様化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するため、情報伝達手段の多重化・多様化を推進する。【市】【再掲】</li> </ul> <p>《交通・物流》</p> <p>(災害時における地域モビリティの確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害発生後の市民生活の安全・質等を確保するため、公共交通事業者等との連携・協力体制を強化し、災害時における輸送モード相互の連携・代替性及び市民等の移動手段を確保する。【市、民間】</li> </ul>	<p>(計画策定時又は改訂時直近の現状値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆防災行政無線整備、防災カメラ、デジタル無線、衛星携帯電話配備、メール配信システム導入済</li> <li>◆交通事業者と協定締結 5者 (R1年度)</li> </ul>	<p>(計画終了時又は当面の目標値)</p> <p>情報伝達手段の多重化・多様化</p> <p>移動手段の確保</p>



<p>《リスクコミュニケーション・人材育成》  (臨海地区の災害時徒歩帰宅支援)  ●大規模災害時の臨海地区就業者の避難・徒歩帰宅を支援するため、「田原市臨海地区災害時徒歩帰宅支援ルートマップ」の必要に応じた更新を行うとともに、市民周知・啓発を行う。【市、民間】</p> <p>(企業防災力の強化)  ●臨海地区就業者が避難・帰宅に混乱をきたさないよう、臨海地区企業による合同避難訓練を実施する。【市、民間】</p> <p>●従業員（帰宅困難者）のため、宿泊施設の確保や食糧・水等の企業内備蓄に努める。【民間】</p>	<p>◆田原市臨海地区災害時徒歩帰宅支援ルートマップ更新 (R2年度)</p> <p>◆研修 1回/年 合同訓練 1回/年 (R1年度)</p>	<p>必要に応じた内容更新、周知・啓発</p> <p>企業防災力の向上</p>
---	--	---

**2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺**

[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p>《行政機能》  (災害対応力・関係機関との連携の強化)  ●職員不足や単独で災害対応できないことが想定されるため、国、県、他の市町村や事業者との協力体制の構築や受援計画の策定など、受援体制を強化する。【市、民間】【再掲】</p> <p>(燃料の確保)  ●大規模災害時の優先供給や調達方法などについて、協定機関との平常時から連携を強化するなど、燃料確保体制を強化する。【市】</p> <p>《保健医療・福祉》  (防災・減災機能の強化、地域医療の確保)  ●市内の第二次救急医療機関については、大規模災害時に必要となる医療機能を提供できるように防災・減災対策を進めるとともに、市は公的病院運営支援事業を推進する。【市、民間】</p> <p>(市医師会等関係機関との連携の強化)  ●大規模災害時の医療提供体制の確保のため、平常時から関係機関（三師会）との合同訓練、情報交換等を行い、連携の強化を図る。【市、民間】</p> <p>●トリアージ・応急手当訓練等を推進する。【市、民間】</p> <p>●大規模災害時に被災各地区の保健医療ニーズに応じた資源配分と各保健医療活動チーム等の活動体制を構築する。【県、市、民間】</p> <p>(災害時看護師等ボランティアの登録)  ●大規模災害時の医療提供体制の確保等のため、「災害時看護師等ボランティア」の活用を推進する。【市】</p> <p>(医薬品等の調達)  ●医薬品等が不足した場合に備え、関係機関と連携し調達体制の確保を図る。【県、市、民間】</p> <p>(輸送体制の検討)  ●道路の寸断等により、ヘリコプターによる救助・救急活動の輸送等が考えられることから、関係機関と連携強化を図るとともに、輸送体制について検討する。【県、市】</p>	<p>(計画策定時又は改訂時直近の現状値)</p> <p>◆田原市災害時受援計画策定 (R2年度)</p> <p>◆石油業協同組合と協定締結 (H15.4)</p> <p>◆協定締結 医師会 (H23.3) 歯科医師会 (H24.12) 薬剤師会 (H24.5)</p> <p>◆各種訓練等の実施</p> <p>◆登録制度の見直し (R2年度)</p> <p>◆備蓄医薬品の管理 関係機関との継続的な協議</p>	<p>(計画終了時又は当面の目標値)</p> <p>受援体制の強化</p> <p>燃料確保体制の強化</p> <p>関係機関との連携強化</p> <p>継続的な訓練等の実施</p> <p>医療提供体制の確保</p> <p>調達体制の確保</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>●第二次救急医療機関で収容能力を超えて管外搬送となった際の、陸路・空路等を含めた搬送手段及び主要医療機関確保等を検討しておく。また、災害発生時の人口透析患者や在宅酸素療養者等への支援体制について、輸送体制とともに検討しておく。要配慮者については、福祉避難所への輸送体制の検討を行う。【市、民間、地域】</li> </ul> <p><b>(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク(田原市道路整備プログラム等)の整備、道路の防災、地震対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な進捗と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する。【県、市】</li> </ul> <p><b>(福祉施設等の高台移転等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●津波災害警戒区域内にある民間の診療所や福祉施設について、高台移転や浸水対策などの取組を促進する。【県、市、民間】</li> </ul> <p><b>(高齢者施設等の非常用自家発電設備等の整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●民間事業者が市内に設置する認知症高齢者グループホーム等に非常用自家発電設備整備を行う場合、市は地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用した補助を行い、入居者等の安全の確保を推進する。【市、民間】</li> </ul> <p><b>(障害者支援施設等の非常用自家発電設備等の整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉避難所である障害者支援施設に非常用自家発電設備整備を行う場合、市は社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した補助を行い、災害時における入居者等の安全の確保や事業継続を図る。【市、民間】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆浸水区域内の診療所数8か所、福祉施設4か所 (R2.6)</li> <li>◆補助1施設 (R2年度)</li> <li>◆蔵王苑(障害者支援施設)の自家用自家発電設備等の整備 (R5年度)</li> <li>◆救急医療病院までの所要時間 二次 平均32.4分 三次 平均52.2分</li> <li>◆東ヶ谷豊島線 外2路線 (R2年度)</li> </ul>	<p>対象施設における対策の実施</p> <p>対象施設における対策の実施</p> <p>対象施設における対策の実施</p> <p>救急医療病院までの所要時間 二次、三次とも時間短縮</p> <p>道路の災害対策の推進</p>
<p><b>《交通・物流》</b></p> <p><b>(「命の道」となる幹線道路の整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●三次救急医療だけでなく、二次救急医療の空白地域も抱える本市にとって、半島を縦貫する幹線道路は、災害時だけでなく、平常時においても、救急医療の観点から「命の道」となるものである。命を守るためにも、幹線道路の整備、道路交通ネットワークの確立を推進する。【国、県、市】</li> </ul> <p><b>(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク(田原市道路整備プログラム等)の整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める。【県、市】</li> </ul>		
<p><b>《リスクコミュニケーション・人材育成》</b></p> <p><b>(周知・啓発)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害時の医療救護所や診療所と救急病院の役割について、円滑な医療提供体制を確保するため、平常時からの準備とともに、適切な受診行動がとれるよう、市民周知・啓発を推進する。【市】</li> <li>●慢性疾患用の処方薬服用者や医療機器使用者、難病患者等に対して、本人やその家族に災害に備えた準備についての市民周知・啓発を推進する。【市】</li> </ul> <p><b>(企業防災力の強化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●臨海地区企業の医療提供体制確保のため、企業で従事</li> </ul>		

<p>する産業医や看護師を始め、医療従事資格者や防災士資格を有する従業員を中心として、医薬品の共有化とトリアージ等により軽傷患者から重篤患者の医療救護を継続できる組織力の向上に努める。【民間】</p>		
<b>2-6 被災地における疾病・感染症等の大規模発生</b>		
<b>[対応するための推進方針]</b>	<b>[現状値]</b>	<b>[目標値]</b>
<p> <b>《行政機能》</b>  <b>(衛生環境の確保)</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害時の感染症予防のための消毒や害虫駆除を必要に応じて実施できる体制を確保する。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する。【市、民間】</li> </ul> <b>(避難所の衛生環境の確保)</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所の衛生管理に必要な物品について、「田原市備蓄計画」に基づき、公的備蓄物品の備蓄に取り組むとともに、事業者との協定等により流通備蓄を推進する。【市】</li> </ul> <b>(下水道施設等の耐震化・下水道BCPの策定・防災対策の強化)</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、処理施設や主要管渠の耐震化を早急に進めるとともに、迅速な下水道処理機能の回復を図るため、「田原市下水道BCP」を策定する。 また、汚水処理施設における非常用電源の確保や防水対策等を実施する。【市】</li> </ul>   <b>《保健医療・福祉》</b>  <b>(災害時保健活動体制の確保)</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害時の保健活動を迅速・的確に行うため、「田原市災害時保健師活動マニュアル」について、必要に応じて見直しを行うとともに、研修や訓練を行う。【市】</li> </ul>   <b>《環境》</b>  <b>(予防・防疫体制の構築)</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●浸水家屋や廃棄物仮置場など、衛生上問題となる箇所の把握や早期に消毒が実施できる体制づくりを行う。【市】</li> </ul> <b>(災害廃棄物処理計画に基づく体制等の構築)</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●「田原市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の仮置場の確保や災害廃棄物処理に関する防災教育などの実施により、廃棄物処理体制を構築する。【市】</li> </ul> <b>(遺体処置体制等の確保)</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●遺体の処置を円滑に行うため、遺体安置所の確保、葬祭業者との連携、資機材の確保や訓練の実施など、遺体処置体制を確保する。【市、民間】</li> <li>●超広域災害に備え、火葬における広域応援体制を構築する。【市】</li> <li>●応急仮埋葬の場所について、予め検討しておく。【市】</li> </ul>   <b>《リスクコミュニケーション・人材育成》</b>  <b>(周知・啓発)</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害時の感染症への対策方法や対策物品の備蓄などの必要性について、市民周知・啓発を推進する。【市、地域】</li> </ul> </p>	<p> <b>(計画策定時又は改訂時直近の現状値)</b>   <b>◆災害協定締結 1者 (R2年度)</b>   <b>◆簡易版下水道BCP策定 (H27.2)</b>   <b>◆浸水想定区域内に6施設、内4施設で浸水対策済 (R2年度)</b>   <b>◆災害時保健活動マニュアル改定 (H27年度)</b>     <b>◆災害廃棄物処理計画策定 (H28年度)</b>   <b>◆遺体取扱訓練 1回/年 (R2年度)</b>     <b>◆赤ちゃん訪問、乳幼児健診、老人クラブ等での啓発 (R2年度)</b> </p>	<p> <b>(計画終了時又は当面の目標値)</b>   <b>衛生環境の確保</b>     <b>下水道BCP策定 (R4年度)</b>   <b>施設の機能強化</b>     <b>災害時保健活動体制の確保</b>       <b>廃棄物処理体制の確保</b>       <b>訓練 1回/年</b>       <b>家庭内備蓄の普及 防災知識の向上</b> </p>

**2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生**

[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p> <b>＜行政機能＞</b>  <b>（避難所の衛生環境の確保）</b>                      ● 避難所の衛生管理に必要な物品について、「田原市備蓄計画」に基づき、公的備蓄物品の備蓄に取り組むとともに、事業者との協定等により流通備蓄を推進する。【市】【再掲】  <b>（避難所における生活環境・必要物資の確保）</b>                      ● 避難所の生活環境の確保に向けて必要な物品及び避難所で必要となる物品について、「田原市備蓄計画」に基づき、公的備蓄物品の備蓄に取り組むとともに、事業者との協定等により流通備蓄を推進する。【市】【再掲】  <b>（避難所における良好な生活環境の確保）</b>                      ● 避難所の良好な生活環境の確保に向けて、非構造部材を含めた耐震対策や老朽化対策による施設の安全確保、防災機能を強化する。【県、市】  <b>（避難所の運営体制の強化）</b>                      ● 避難所での避難生活を適正に支援できるよう、「避難所運営マニュアル」や「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応マニュアル」の充実・強化及び開設・運営訓練を行う。【市、地域】  <b>（避難場所の分散化）</b>                      ● 感染症流行期の避難所開設時においては、可能な限り多くの避難所を開設（地区集会所・公民館、ホテル等）するなど、避難所における感染拡大を防止する。【市、地域、民間】                 </p> <p> <b>＜住宅・都市＞</b>  <b>（住宅・建築物の耐震化の推進・促進）</b>                      ● 住宅・建築物の耐震化（非構造部材、付属物の耐震対策・家具等の転倒防止対策を含む）を促すため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費補助事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）の活用を推進する。【市、地域】【再掲】  <b>（被災者の生活支援等）</b>                      ● 被災者の見守りや相談支援等の機会を提供する。【市】                      ● 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給、住宅の応急修理の実施、住まいの多様な供給の選択肢ができる体制を確保する。【市】                      ● 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制を確保する。【市】                 </p> <p> <b>＜保健医療・福祉＞</b>  <b>（被災者の健康管理）</b>                      ● 避難所への避難者、避難所での青空避難者（車中泊・テント泊）、在宅避難者における健康二次被害を予防するため、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築するとともに、必要に応じて保健師等の派遣による巡回健康相談を行う。【市】                 </p> <p> <b>＜リスクコミュニケーション・人材育成＞</b>  <b>（地域防災力の強化）</b>                      ● 自助・共助を基本とした市民による日頃からの家庭内                 </p>	<p>                     （計画策定時又は改訂時直近の現状値）                 </p> <p>                     ◆マニュアル作成・更新                      運営訓練実施                      (R2年度)                 </p> <p>                     ◆住宅耐震化率                      62% (R2.3)                 </p>	<p>                     （計画終了時又は当面の目標値）                 </p> <p>                     公的備蓄物品の計画的な備蓄、流通備蓄の推進                 </p> <p>                     公的備蓄物品の計画的な備蓄、流通備蓄の推進                 </p> <p>                     避難所運営体制の強化                 </p> <p>                     ホテル・旅館との協定締結                      (R4年度)                 </p> <p>                     住宅耐震化率                      72% (R12年度)                 </p>



<p>備蓄、自主防災会による地域内備蓄、企業による企業内備蓄の推進を促進する。【市、地域、民間】【再掲】</p> <p>●地域防災力を強化させるため、自主防災会への研修や防災訓練などを充実・強化する。【市、地域】【再掲】</p> <p><b>(防災教育・防災訓練の推進)</b></p> <p>●自らの命は自らが守る意識や助け合いなど自助・共助を考えるきっかけとなる市政ほーもん講座、防災カレッジ、防災講演会等による防災教育を推進する。【市、地域】【再掲】</p> <p>●自らの命は自らが守る意識や助け合いなど自助・共助を考えるきっかけとなる防災・減災教育を推進する。併せて、教職員・園児・児童生徒の危機意識や判断力を高めるため、防災訓練の充実を図る。【市、地域】【再掲】</p>	<p>◆リーダー研修 1回/年 (R1年度)</p> <p>◆ほーもん講座 2,814人 防災カレッジ 3回 (R1年度)</p> <p>◆子ども防災教室 実施校 5校 (R2年度)</p> <p>◆防災教育・防災訓練 実施(全園、全校) (R2年度)</p>	<p>研修内容の充実</p> <p>定期的・継続的な講座等の実施</p> <p>子ども防災教室の実施</p> <p>定期的・継続的な教育・訓練の実施</p>
---	--	--

**事前に備えるべき目標3 必要不可欠な行政機能は確保する**

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))		
3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱		
[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p>《住宅・都市》 (地区集会所・公民館の耐震化)</p> <p>●自主防災活動や地域コミュニティ活動の拠点である地区集会所・公民館の耐震改修が必要な施設の耐震改修(非構造部材、付属物の耐震対策・家具等の転倒防止対策を含む)を促すため、自主防災施設等整備補助金事業により推進する。【市、地域】【再掲】</p> <p>《交通・物流》 (治安確保のための体制の確保と装備資機材の充実強化)</p> <p>●治安の確保に必要な体制の確保を図るとともに、非常用電源設備や装備資機材などの充実強化を図る。【県】</p> <p>●警察活動に必要な通信・指令機能の更新整備など、災害時における警察機能の確保を図るとともに、治安の悪化に対応する体制づくりをハード・ソフト一体的に進める。【県】</p> <p>(緊急交通路の確保)</p> <p>●緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備など、災害状況に応じた体制を早期に構築する。【県】</p> <p>(信号機電源付加装置の整備)</p> <p>●停電による信号機能の停止を回避するため、信号機電源付加装置を始めとする交通安全施設の整備等を着実に進める。また、災害時に道路情報等を確実に提供するため、道路情報板等の停電対策を推進する。【県】</p> <p>《リスクコミュニケーション・人材育成》 (地域コミュニティ力の強化)</p> <p>●大規模災害の対応力を向上するため、地域コミュニティ活動の活性化を図るとともに、役割やその重要性について啓発し、自治会への加入促進を推進する。【地域】</p> <p>(自主防災会の充実・強化)</p> <p>●大規模災害時に公助の手が回らないことも想定し、共助(自主防災会)の災害対応力を強化するため、研修や防</p>	<p>(計画策定時又は改訂時直近の現状値)</p> <p>◆地区集会所の耐震化率 木造 93.9% (R3.3)</p> <p>◆研修会 1回/年 (R2年度)</p> <p>◆推進地区 2地区/年 (R2年度)</p>	<p>(計画終了時又は当面の目標値)</p> <p>耐震化率 木造 96.0% (R5年度)</p> <p>研修会 1回/年</p> <p>自主防災会の充実・強化</p>

<p>災訓練・防災学習、組織・人材の充実・強化及び資機材の整備等を推進する。資機材等の整備について、市は自主防災施設等整備補助金事業等により支援する。【市、地域】【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域防災力を強化させるため、自主防災会への研修や防災訓練・学習などを充実・強化する。【市、地域】【再掲】</li> </ul> <p><b>(地域と協働で実施する防災学習プログラム)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域全体で大規模災害の対応力を向上するため、防災学習プログラムを推進する。【市】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆補助金事業 補助率2/3・1/2、上限30万円 (R2年度)</li> <li>◆実施 5校 (R2年度)</li> </ul>	<p>自主防災会の資機材の充実</p> <p>防災学習プログラムの実施</p>
---	--	---

3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		
[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p>≪行政機能≫</p> <p><b>(業務継続体制の強化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「田原市業務継続計画(BCP)」「田原市災害対策本部運営チェックマニュアル」「タイムライン」の作成及び必要に応じた見直しや訓練の実施などにより実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。【市】</li> </ul> <p><b>(防災の主流化・主体化の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●南海トラフ地震や降雨の激甚化に伴う風水害など、大規模災害が懸念されるなか、市民の生命と暮らしを守る喫緊の取組が不可欠となっていることから、防災をあらゆる施策・業務に反映させる「防災の主流化・主体化」を推進する。【市】</li> </ul> <p><b>(職員の不足への対応)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●職員不足や単独で災害対応できないことが想定されるため、国、県、他の市町村や事業者との協力体制の構築や受援計画の策定など、受援体制を強化する。【市、民間】【再掲】</li> </ul> <p><b>(公共施設の機能確保)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害時の電源途絶等への備えとして、防災拠点(市役所、消防署)等における情報通信・機能維持のための電力の確保や防災対策を推進する。また、非常用電源に用いる燃料の調達体制を整備する。【市、民間】【再掲】</li> <li>●避難所としての機能強化に向けて、非構造部材を含めた耐震対策や老朽化対策による施設の安全確保、防災機能を強化する。【県、市】【再掲】</li> <li>●大規模災害時には、指定避難所以外の公共施設も活動拠点として活用することが想定されるため、施設の安全確保とともに防災機能を強化する。【市】</li> <li>●大規模災害時の電力供給遮断に備え、公共施設への非常用電源の充実や再生可能エネルギー等の導入を進める。【市】</li> </ul> <p>≪交通・物流≫</p> <p><b>(道路の防災対策等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策、治山対策等の地域の防災対策を着実に進める。【県、市】</li> </ul>	<p>(計画策定時又は改訂時直近の現状値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆田原市BCP、田原市本部運営チェックマニュアル更新 (R2年度)</li> <li>◆田原市風水害タイムライン作成 (R1年度)</li> <li>◆新規職員研修 1回/年 (R2年度)</li> <li>◆田原市災害時受援計画策定 (R2年度)</li> <li>◆非常用電源稼働時間 南庁舎75h、北庁舎11h、渥美支所5.5h、消防署24h (R2.3)</li> <li>◆石油業協同組合と協定締結 (H15.4)</li> <li>◆PHV 1台 (R3.3)</li> </ul>	<p>(計画終了時又は当面の目標値)</p> <p>業務継続体制の強化</p> <p>研修 1回以上/年</p> <p>受援体制の強化</p> <p>燃料調達体制の確保</p> <p>非常用電源の確保</p> <p>燃料確保体制の強化</p>

<p>《産学官民連携》  (市町村間の協調・連携に係る取組の推進)  ●東三河地域の防災対策の具体化及び協調して対策の推進を図ることを目的に、「東三河地域防災協議会」に参画する。【市、民間】</p>	<p>◆協議会への参画  (R2年度)</p>	<p>市町村間の協調・連携に係る取組の推進</p>
---	-----------------------------	---------------------------

**事前に備えるべき目標4**      **必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する**

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))		
4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止等による情報の未伝達		
[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p>《行政機能》  (公共施設の機能確保)  ●大規模災害時の電源途絶等への備えとして、防災拠点(市役所、消防署)等における情報通信・機能維持のための電力の確保や防災対策を推進する。  また、非常用電源に用いる燃料の調達体制を整備するとともに、燃料枯渇した場合の紙媒体等による運用方法についての検討も行う。【市、民間】【再掲】</p> <p>(情報システムの機能確保)  ●大規模災害時の情報システムの機能確保に向けて、重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」を導入する。【市】</p> <p>(情報伝達手段の多重化・多様化の推進)  ●大規模災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するため、情報伝達手段の多重化・多様化を推進する。【市】  【再掲】</p> <p>《リスクコミュニケーション・人材育成》  (避難指示等の発令)  ●大規模災害時に適切な避難行動がとれるよう、避難指示等の判断基準について、必要に応じて見直しを行うとともに、市民周知・啓発を推進する。【市】  【再掲】</p> <p>(企業防災力の強化)  ●大規模災害時における市と臨海地区企業との情報通信体制の確保に向けて、平常時から臨海地区企業(幹事会社)との情報通信手段としてデジタル防災無線の通信訓練を推進する。【市、民間】</p>	<p>(計画策定時又は改訂時直近の現状値)</p> <p>◆非常用電源稼働時間 南庁舎75h、北庁舎11h、渥美支所5.5h、消防署24h (R2.3)</p> <p>◆石油業協同組合と協定締結 (H15.4)</p> <p>◆行政情報システム導入 (H28.4)  住民情報システム導入 (R2.11)</p> <p>◆防災行政無線整備、防災カメラ、デジタル無線、衛星携帯電話配備、メール配信システム導入済</p> <p>◆周知・啓発 (R2年度)</p> <p>◆幹事会社との通信訓練の実施 (R2年度)</p>	<p>(計画終了時又は当面の目標値)</p> <p>燃料調達体制の確保</p> <p>非常用電源の確保</p> <p>クラウドシステムの推進</p> <p>情報伝達手段の多重化・多様化</p> <p>適切な基準の運用、必要に応じた見直し、周知・啓発</p> <p>臨海地区企業との情報通信体制の確保</p>

事前に備えるべき目標5

経済活動を機能不全に陥らせない

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p>〔対称するたけの推進方針〕</p> <p>≪産業・経済≫ (高潮対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●産業集積地である臨海地区が浸水した場合、甚大な被害の発生が懸念され、企業の撤退、雇用喪失、人口減少、経済衰退につながるおそれがあることから、この地域の産業・経済を守るため、堤外地の高潮対策について方策の検討を行う。【国、県、市、民間】【再掲】</li> </ul> <p>(企業の業務継続体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害時の業務継続や早期復旧、災害対応力の向上のため、企業BCPの策定を促進する。また、企業が連携したBCPの策定の促進や一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携BCPの普及を図る。【県、市、民間】</li> </ul> <p>≪交通・物流≫ (社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「中部経済連合会公表(2019年5月)の提言「南海トラフ地震等が中部経済界に与える影響を最小化するために」を踏まえ、道路、工業用水、河川・海岸堤防、港湾等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める。【国、県、市】</li> </ul> <p>(道路ネットワークの整備、道路・港湾施設の災害対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生産拠点と三河港などの物流施設・ルートの耐災害性を高めるため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク(田原市道路整備プログラム等)の整備を推進するとともに、浜松三ヶ日・豊橋道路(仮称)の実現に向けた取組を進める。また、道路の防災、地震対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波強化対策を進めるとともに、沿岸部や堤外地等といった立地特性等を踏まえながら、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。【県、市】</li> <li>●迅速な船舶交通の確保及び早期入港を可能とするため、伊勢湾BCP(航路啓開計画を含む)や三河港BCPについて、関係機関における訓練や計画の見直しなど、必要な体制の強化を図る。【国、県、市、民間】【再掲】</li> </ul>	<p>〔現状値〕 (計画策定時又は改訂時直近の現状値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆三河港BCPにおいてフェーズ別高潮・暴風対応計画等に基づく対策の実施</li> <li>◆研修会幹旋 1回/年 BCP情報提供 随時 (R2年度)</li> <li>◆東ヶ谷豊島線 外2路線 (R2年度)</li> <li>◆航路啓開オペレーション計画を含む伊勢湾BCP策定 (H28.2) 三河港BCPにおいて、三河港内の航路啓開、耐震岸壁から緊急輸送道路までの道路啓開について検討</li> </ul>	<p>〔目標値〕 (計画終了時又は当面の目標値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高潮対策の具現化</li> <li>企業の業務継続体制の強化</li> <li>道路の災害対策の推進</li> <li>航路、道路の早期啓開</li> </ul>

5-2 エネルギー供給の停止による社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p>〔対称するたけの推進方針〕</p> <p>≪産業・経済≫ (災害対応力の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害リスクを回避・緩和するため、工場・事業所等に</li> </ul>	<p>〔現状値〕 (計画策定時又は改訂時直近の現状値)</p>	<p>〔目標値〕 (計画終了時又は当面の目標値)</p>



<p>において、燃料の備蓄量の確保、自家発電設備の導入、エネルギー供給源や輸送用燃料タイプの多様化・分散化を推進する。【民間】</p> <p>《交通・物流》  (社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進)  ●「中部経済連合会公表(2019年5月)の提言「南海トラフ地震等が中部経済界に与える影響を最小化するために」を踏まえ、道路、工業用水、河川・海岸堤防、港湾等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める。【国、県、市】【再掲】</p> (燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備) ●緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク(田原市道路整備プログラム等)の整備、輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を着実に進め、燃料供給ルートを実際に確保し、サプライチェーンを維持する。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する。【県、市】	<p>◆東ヶ谷豊島線 外2路線 (R2年度)</p>	<p>道路の災害対策の推進</p>
--	----------------------------	-------------------

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等		
[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p>《産業・経済》  (石油コンビナート等防災計画の見直し及び防災体制の強化)  ●石油コンビナート等の防災計画の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、訓練や関係機関間の連携強化を通じ、防災体制の充実強化を図る。【県、市、民間】</p>	<p>(計画策定時又は改訂時直近の現状値)  ◆年1回の見直し (R2年度)</p>	<p>(計画終了時又は当面の目標値)  定期的な見直し</p>

5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響		
[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p>《交通・物流》  (産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築・維持)  ●災害時における輸送モードの確保に加え、平常時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、三河港等において着実に推進し、物流インフラ網の構築を図る。【国、県】</p> (海上輸送拠点の耐震化等の推進) ●陸上輸送の寸断に備え、三河港等において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い構造への強化など、港湾における地震・津波対策を着実に推進する。【国、県】 (海上輸送機能に係る災害対応力の強化) ●港湾施設の多発同時被災による能力不足への対応を図るため、港湾BCPの実効性を高めるとともに、より広域的な港湾機能の代替性について検討する。 ●迅速な船舶交通の確保及び早期入港を可能とするため、伊勢湾BCP(航路啓開計画を含む)や三河港BCPについて、関係機関における訓練や計画の見直しなど、必要な体制の強化を図る。【国、県、市、民間】 【再掲】	<p>(計画策定時又は改訂時直近の現状値)  ◆田原埠頭2号岸壁 (-5.5m) 耐震化、(-10.0m) 要望  ◆航路啓開オペレーション計画を含む伊勢湾BCP策定 (H28.2)  三河港BCPにおいて、三河港内の航路啓開、耐震岸壁から緊急輸送道路までの道路啓開について検討</p>	<p>(計画終了時又は当面の目標値)  田原埠頭2号岸壁増深 (R8年度)  航路、道路の早期啓開</p>

5-5 陸・海の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p>〔交通・物流〕</p> <p>〔圏域内外の連携を支える国土軸の形成〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●太平洋新国土軸に沿った浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称）、渥美半島道路、三遠伊勢連絡道路の実現に向けた取組を進めることにより、冬季積雪時の影響が比較的小さく、大規模災害時における広域代替輸送ルートの確保が可能であり、また、平常時においても、中部圏の産業集積や観光資源等を生かした圏域内外の連携・交流・地方創生を支える社会基盤としてその機能を発揮し、我が国全体の発展に寄与することができることから、長期的視点から整備を促進する。【国、県、市】</li> </ul> <p>〔地域を支える幹線道路網の整備促進〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●高規格幹線道路等及び高規格幹線道路等へのアクセスとなる広域幹線道路については、災害時だけでなく平常時においても、本地域の重要産業である工業、農業を支える物流ルートとして、また、迅速な救急医療活動を支える命の道として、そして住民の利便性、観光交流・地域間交流の活性化にもつながるものとして、「東三河1時間交通圏」の確立を目指し、渥美半島道路、三遠伊勢連絡道路、三河湾口道路、渥美半島縦貫道路を広域連携軸として位置付け、幹線道路網の整備を促進する。【国、県、市】</li> <li>●高規格幹線道路へのアクセスとなる幹線道路については、災害時だけでなく平常時においても、本地域の重要産業である工業、農業を支える物流ルートとして、また、迅速な救急医療活動を支える命の道として、そして住民の利便性、観光交流・地域間交流の活性化にもつながるものとして、「東三河1時間交通圏」の確立を目指し、幹線道路網の整備を促進する。【県、市】</li> <li>●豊橋市、浜松市との連携強化を図るため、国道259号、国道42号、主要地方道豊橋渥美線を都市間連携軸として位置付け、都市間の交通改善を図るため、既存道路の改良、整備を促進する。【県、市】</li> </ul> <p>〔交通施設の防災対策の推進〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク（田原市道路整備プログラム※等）整備、道路の防災、地震対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める。【県、市】</li> <li>●道路橋梁の耐震補強や港湾施設の耐震化、液状化対策、浸水対策など、交通インフラそのものの強化を進める。【県、市】</li> <li>●「田原市道路整備計画」「田原市道路整備プログラム」に基づき、市全域の道路の計画的な整備を推進・促進する。【市】</li> </ul> <p>〔橋梁等の長寿命化対策の実施〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「田原市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁等の点検、修繕等を計画的に実施する。【市】</li> </ul> <p>〔海上輸送拠点の耐震化等の推進〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●陸上輸送の寸断に備え、三河港等において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い構造への強化など、港湾における地震・津波対策を着実に推進する。【国、県】 【再掲】</li> </ul> <p>〔海上輸送機能に係る災害対応力の強化〕</p>	<p>（計画策定時又は改訂時直近の現状値）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆早期整備に向けた国、県への要望（R2年度）</li> <li>◆早期整備に向けた国、県への要望（R2年度）</li> <li>◆早期整備に向けた県への要望（R2年度）</li> <li>◆田原市道路整備計画及び整備プログラムに基づく整備</li> <li>◆田原市橋梁個別施設維持管理計画策定（R1年度）</li> <li>◆田原埠頭2号岸壁（-5.5m）耐震化、（-10.0m）要望</li> </ul>	<p>（計画終了時又は当面の目標値）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称）の早期事業化</li> <li>半島先端部から高速道路ICまでの所要時間1時間</li> <li>通行が分断されない避難経路の確保</li> <li>橋梁等の長寿命化</li> <li>田原埠頭2号岸壁増深（R8年度）</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 港湾施設の多発同時被災による能力不足への対応を図るため、港湾BCPの実効性を高めるとともに、より広域的な港湾機能の代替性について検討する。</li> <li>● 迅速な船舶交通の確保及び早期入港を可能とするため、伊勢湾BCP（航路啓開計画を含む）や三河港BCPについて、関係機関における訓練や計画の見直しなど、必要な体制の強化を図る。【国、県、市、民間】【再掲】</li> </ul> <p><b>（啓開体制の整備）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 陸・海の防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能するよう、交通ネットワークの復旧に向けた道路啓開や航路啓開の計画策定の取組等、必要な体制の整備・強化を推進する。【国、県、市、民間】</li> <li>● 海上等輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制強化について、関係機関が連携して進める。【国、県、市】</li> </ul> <p><b>（災害時における地域モビリティの確保）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模災害発生後の市民生活の安全・質等を確保するため、公共交通事業者等との連携・協力体制を強化し、災害時における輸送モード相互の連携・代替性及び市民等の移動手段を確保する。【市、民間】【再掲】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 航路啓開オペレーション計画を含む伊勢湾BCP策定（H28.2） 三河港BCPにおいて、三河港内の航路啓開、耐震岸壁から緊急輸送道路までの道路啓開について検討</li> <li>◆ 交通事業者と協定締結 5者（R1年度）</li> </ul>	<p>航路、道路の早期啓開</p> <p>移動手段の確保</p>
--	---	----------------------------------

5-6 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響		
[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p>≪産業・経済≫  <b>（金融機関における防災対策の推進）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● BCPの策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、バックアップサイトの確保等を実施する。【民間】</li> <li>● 金融機関のBCPの実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する。【国、民間】</li> </ul>	<p>（計画策定時又は改訂時直近の現状値）</p>	<p>（計画終了時又は当面の目標値）</p>

5-7 食料等の安定供給の停滞		
[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p>≪産業・経済≫  <b>（農業基盤等の整備）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 担い手の育成・確保や、農業経営の活性化、農業基盤整備を着実に推進する。【市】</li> </ul> <p><b>（豊川用水二期事業の推進）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 豊川用水（大規模地震対策・複線化）の整備を推進する。【水資源機構、市】【再掲】</li> </ul> <p><b>（農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化）</b></p>	<p>（計画策定時又は改訂時直近の現状値）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 農業基盤整備 大草・高松地区 78% 東部地区 50% (R2年度)</li> <li>◆ 本線水路の耐震化（大野導水路、東部幹線水路）26km (R1年度) 併設水路の整備（大野導水路併設水路、東部幹線水路併設水路）54km (R1年度)</li> </ul>	<p>（計画終了時又は当面の目標値）</p> <p>大草・高松地区完了 東部地区 90% (R7年度)</p> <p>本線水路の耐震化（大野導水路、東部幹線水路）29km (R12年度) 併設水路の整備（大野導水路併設水路、東部幹線水路併設水路）73km (R11年度)</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>●農林水産業に係る生産基盤等については、漁港施設・農地海岸の耐震化、耐津波性の向上、農業水利施設や農道橋の耐震化、保全対策など、災害対応力の強化を図る。【県、市】</li> <li>●「田原市漁港機能保全計画」に基づき、漁港施設の保全を推進する。【市】</li> </ul> <p>≪交通・物流≫  (サプライチェーン輸送モードの強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●道路、港湾等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。【国、県、市】</li> </ul> <p>(産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築・維持)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時における輸送モードの確保に加え、平常時においても、物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、三河港等において着実に推進し、物流インフラ網の構築及び維持を図る。【国、県】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆田原市姫島漁港機能保全計画策定 (R1年度)</li> <li>◆田原埠頭2号岸壁 (-5.5m)耐震化、(-10.0m)要望</li> </ul>	<p>施設の適正な保全整備</p> <p>田原埠頭2号岸壁増深 (R8年度)</p>
---	--	--

**事前に備えるべき目標6** ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))		
6-1 電力供給ネットワーク (発電所、送配電設備) や都市ガス供給、石油・LPガス サプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止		
[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p>≪行政機能≫  (電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●電力の長期供給停止を発生させないため、発電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る。【民間】</li> <li>●災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り換えを計画的に促進する。【民間】</li> </ul> <p>(受援体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●職員不足や単独で災害対応できないことが想定されるため、国、県、他の市町村や事業者との協力体制の構築や受援計画の策定など、受援体制を強化する。【市、民間】 【再掲】</li> </ul> <p>(燃料の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害時の電源途絶等への備えとして、防災拠点 (市役所、消防署) 等における情報通信・機能維持のための電力の確保や防災対策を推進する。また、非常用電源に用いる燃料の調達体制を整備する。【市】 【再掲】</li> <li>●大規模災害時の優先供給や調達方法などについて、協定機関との平常時からの連携を強化するなど、燃料確保体制を強化する。【市】 【再掲】</li> </ul> <p>(自立・分散型エネルギーの導入の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害リスクを回避・緩和するため、自立・分散型エネルギーの導入を推進する。【市】</li> </ul>	<p>(計画策定時又は改訂時直近の現状値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆田原市災害時受援計画策定 (R2年度)</li> <li>◆非常用電源稼働時間 南庁舎75h、北庁舎11h、渥美支所5.5h、消防署24h (R2.3)</li> <li>◆石油業協同組合と協定締結 (H15.4)</li> </ul>	<p>(計画終了時又は当面の目標値)</p> <p>受援体制の強化</p> <p>燃料調達体制の確保</p> <p>非常用電源の確保</p>



## 6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p><b>〔行政機能〕</b>  <b>（応急給水体制の強化）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「田原市水道事業地震防災対策計画」に基づき、応急給水体制を強化する。【市】【再掲】</li> <li>●配水施設の非常用電源の設置など必要電源の確保を推進する。【市】【再掲】</li> <li>●職員不足や単独で災害対応できないことが想定されるため、国、県、他の市町村や事業者との協力体制の構築や受援計画の策定など、受援体制を強化する。【市、民間】【再掲】</li> </ul> <p><b>（上下水道の復旧体制等の強化）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害時に速やかに復旧するため、必要な資機材や復旧体制等を確保する。【市、民間】</li> </ul> <p><b>（水道施設等の耐震化・老朽化対策の推進）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●安心安全な給水の確保のため、水道施設等の老朽化、耐震化、液状化対策を推進する。【市】【再掲】</li> </ul> <p><b>〔産業・経済〕</b>  <b>（豊川用水二期事業の推進）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●豊川用水（大規模地震対策・複線化）の整備を推進する。【水資源機構、市】【再掲】</li> </ul> <p><b>〔住宅・都市〕</b>  <b>（緊急水源井戸の活用）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急時の飲料水及び雑用水の確保のため、緊急水源井戸の定期的な点検や水質検査など適正な維持管理を行う。【市】</li> </ul> <p><b>〔地域保全〕</b>  <b>（ため池の耐震化・防災対策の推進）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ため池の耐震診断、耐震改修を推進するとともに、ハザードマップの作成及び周知・啓発を行う。【県、市】【再掲】</li> </ul>	<p>（計画策定時又は改訂時直近の現状値）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆応急給水の実施</li> <li>◆非常用電源の設置 8か所（R2年度）</li> <li>◆田原市災害時受援計画策定（R2年度）</li> <li>◆上下水道工事業協同組合と上下水道災害応援に関する協定締結（H29.11）</li> <li>◆耐震適合性がある管の割合（基幹管路）34.4%（R2.3）</li> <li>◆本線水路の耐震化（大野導水路、東部幹線水路）26km（R1年度）併設水路の整備（大野導水路併設水路、東部幹線水路併設水路）54km（R1年度）</li> <li>◆緊急水源井戸 5か所 定期点検 3施設（R2年度）</li> <li>◆耐震調査24か所完了、ハザードマップ28か所作成（R3.3）破岩池耐震補強完了（H28年度）</li> </ul>	<p>（計画終了時又は当面の目標値）</p> <p>応急給水体制の強化</p> <p>受援体制の強化</p> <p>復旧体制等の強化</p> <p>耐震適合性がある管の割合（基幹管路）100%（R15年度）配水池等施設の耐震化100%（R15年度）</p> <p>本線水路の耐震化（大野導水路、東部幹線水路）29km（R12年度）併設水路の整備（大野導水路併設水路、東部幹線水路併設水路）73km（R11年度）</p> <p>適正な維持管理</p> <p>〔防災重点農業用ため池〕R5ハザードマップ36か所完了、R7耐震化2か所完了</p>

## 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p>〔行政機能〕</p>	<p>（計画策定時又は改訂時直近の現状値）</p>	<p>（計画終了時又は当面の目標値）</p>

<p><b>(下水道施設等の耐震化・下水道BCPの策定・防災対策の強化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、処理施設や主要管渠の耐震化を早急に進めるとともに、迅速な下水道処理機能の回復を図るため、「田原市下水道BCP」を策定する。また、汚水処理施設における非常用電源の確保や防水対策等を実施する。【市】【再掲】</li> </ul> <p><b>(下水道施設等の防災対策の強化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「ストックマネジメント計画」に基づき、計画的な点検・改築・更新により施設の長寿命化を図るとともに、津波、高潮等の浸水対策を行い、施設の継続的な機能確保を図る。【市】</li> </ul> <p><b>(衛生環境の確保)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●衛生環境の確保に係る物品について、「田原市備蓄計画」に基づき、公的備蓄物品の備蓄に取り組む。併せて、事業者との協定等により流通備蓄を推進する。【市】【再掲】</li> </ul> <p><b>《環境》</b></p> <p><b>(浄化槽の整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。【市】</li> </ul> <p>【循環型社会形成推進交付金／浄化槽設置整備事業／循環型社会形成推進地域計画】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆簡易版下水道BCP策定 (H27.2)</li> <li>◆浸水想定区域内に6施設、内4施設で浸水対策済 (R2年度)</li> <li>◆ストックマネジメント計画 (R3.3)</li> </ul>	<p>下水道BCP策定 (R4年度)</p> <p>施設の機能強化</p> <p>公的備蓄物品の計画的な備蓄、流通備蓄の推進</p>
--	--	--

6-4 基幹的交通から地域交通網まで陸・海の交通インフラの長期間にわたる機能停止		
[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p><b>《交通・物流》</b></p> <p><b>(道路の整備・保全)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「田原市道路整備計画」「道路整備プログラム」に基づき、市全域の道路の計画的な整備を推進・促進する。【市】【再掲】</li> </ul> <p><b>(橋梁の保全)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「田原市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁等の点検、修繕等を計画的に実施する。【市】【再掲】</li> </ul> <p><b>(陸・海の輸送ルート確保の強化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、幹線道路ネットワーク（田原市道路整備プログラム等）の整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、う回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。【国、県、市】</li> <li>●陸上輸送の寸断に備え、三河港等において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い構造への強化など、港湾における地震・津波対策のほか、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等を推進する。【国、県、市】</li> </ul>	<p>(計画策定時又は改訂時直近の現状値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆田原市橋梁個別施設維持管理計画策定 (R1年度)</li> <li>◆田原埠頭2号岸壁 (-5.5m) 耐震化、(-10.0m) 要望</li> </ul>	<p>(計画終了時又は当面の目標値)</p> <p>橋梁等の長寿命化</p> <p>田原埠頭2号岸壁増深 (R8年度)</p>



<ul style="list-style-type: none"> <li>● 港湾施設の多発同時被災による能力不足への対応を図るため、港湾BCPの実効性を高めるとともに、より広域的な港湾機能の代替性について検討する。</li> <li>● 迅速な船舶交通の確保及び早期入港を可能とするため、伊勢湾BCP（航路啓開計画を含む）や三河港BCPについて、関係機関における訓練や計画の見直しなど、必要な体制の強化を図る。【国、県、市、民間】【再掲】</li> </ul> <p>（啓開体制の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 陸・海の防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能するよう、交通ネットワークの復旧に向けた道路啓開や航路啓開の計画策定の取組等、必要な体制の整備・強化を推進する。【国、県、市、民間】【再掲】</li> <li>● 海上等輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制強化について、関係機関が連携して進める。【国、県、市】【再掲】</li> </ul>	<p>◆航路啓開オペレーション計画を含む伊勢湾BCP策定（H28.2） 三河港BCPにおいて、三河港内の航路啓開、耐震岸壁から緊急輸送道路までの道路啓開について検討</p>	<p>航路、道路の早期啓開</p>
--	--	-------------------

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全		
[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p>≪交通・物流≫ （防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 河川・海岸堤防等の防災インフラについては、県民の生命・財産を守るために計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進めるとともに、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、海岸防災林等の整備を推進する。【県】</li> </ul> <p>（防災インフラの迅速な復旧に向けた取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するため、広域的な応援体制、地域建設業の防災減災の担い手確保等を進める。【県】</li> </ul>	<p>（計画策定時又は改訂時直近の現状値）</p> <p>◆141ha （R2年度）</p>	<p>（計画終了時又は当面の目標値）</p> <p>R5年度までに海岸防災林の整備270ha</p>

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

【対応するための推進方針】	【現状値】	【目標値】
<p> <b>《行政機能》</b>                      (災害対応力・関係機関との連携の強化)                      ●大規模災害時には、関係機関(自衛隊、警察、消防、海保等)との連携が重要かつ不可欠であるため、関係機関との合同訓練、情報交換及び意見交換を行い、災害対応力の向上・連携の強化を図る。【国、県、市】【再掲】                      ●大規模災害時に使用できるように、消防施設等整備事業計画に基づき耐震性防火水槽への更新を行う。【市】【再掲】                      ●職員不足や単独で災害対応できないことが想定されるため、国、県、他の市町村や事業者との協力体制の構築や受援計画の策定など、受援体制を強化する。【市、民間】【再掲】                      (災害対応拠点の機能強化)                      ●市の災害対応拠点である消防署・赤羽根分署・渥美分署の耐災害性の強化及び適切な維持管理とともに、車両や装備品の充実強化を推進する。また、必要に応じて人員体制など機能強化に取り組む。【市】【再掲】                      (消防団員の確保)                      ●地域防災力の維持・向上に果たす役割が極めて高い消防団員を確保するため、魅力ある消防団づくりを推進する。【市、地域】【再掲】                      (消防団の災害対応力の強化)                      ●地域の災害対応拠点である消防団詰所・車庫や装備品の充実強化を推進する。【市】【再掲】    <b>《住宅・都市》</b>                      (火災に強いまちづくり等の推進)                      ●大規模災害時の避難・延焼遮断空間を確保するため、公園緑地の整備を推進する。【市】【再掲】                      ●建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新等を促進する。また、延焼防止対策等のため、空き家等の適正な管理と発生抑制に向けて、所有者等への啓発、状況に応じて活用又は除却等を促進する。【市】【再掲】                      ●大規模災害時の延焼防止や消防車や救急車などの緊急車両の通行を容易にするため、狭あい道路の解消を推進する。【市】【再掲】    <b>《産業・経済》</b> </p>	<p>(計画策定時又は改訂時直近の現状値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆合同訓練 2回/年 (R2年度)</li> <li>◆防火水槽(726基)の耐震化率 44% (R2年度)</li> <li>◆田原市災害時受援計画策定 (R2年度)</li> <li>◆消防本部17人、消防署46人、赤羽根分署19人、渥美分署34人 (R2年度)</li> <li>◆全車両33台 (R2年度)</li> <li>◆消防団員充足率 99% 基本団員割合 93% 機能別団員割合7% (R2年度)</li> <li>◆10分団22施設 津波災害警戒区域内の消防団詰所・車庫解消 (H30年度)</li> <li>◆全車両25台 (R2年度)</li> <li>◆要綱に基づく測量分筆助成件数 3件、用地取得 3件 (R2年度)</li> </ul>	<p>(計画終了時又は当面の目標値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合同訓練 2回/年</li> <li>耐震化率46% (R7年度)</li> <li>受援体制の強化</li> <li>条例定数(131人)の枠内で増強 消防車28台・救急車5台の計画的な更新</li> <li>充足率100% (R7年度)</li> <li>計画的な整備・更新 消防ポンプ自動車7台、小型動力ポンプ付積載車18台の計画的な更新 (R7年度)</li> <li>狭あい道路の解消</li> </ul>

<p>(農業用燃料タンクの流出防止対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業用燃料タンク及び燃料流出防止対策を推進する。 【県、市、民間】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 津波災害警戒区域内の農業用燃料タンク1,701本 (H27.10)</li> </ul>	<p>補助制度の創設</p>
<p>《リスクコミュニケーション・人材育成》 (自主防災会の充実・強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模災害時に公助の手が回らないことも想定し、共助(自主防災会)の災害対応力を強化するため、研修や防災訓練・防災学習、組織・人材の充実・強化及び資機材の整備等を推進する。資機材等の整備について、市は自主防災施設等整備補助金事業等により支援する。 【市、地域】【再掲】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 補助金事業 補助率2/3・1/2、 上限30万円 (R2年度)</li> </ul>	<p>自主防災会の資機材の充実</p>

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生		
[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p>《行政機能》 (石油コンビナート等防災計画の見直し及び防災体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 石油コンビナート等の防災計画の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、訓練や関係機関間の連携強化を通じ、防災体制の充実強化を図る。【県、市、民間】【再掲】</li> </ul> <p>《交通・物流》 (物流施設・ルートの耐災害性の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模災害時の港湾物流機能の確保策について検討し、また、主要な橋梁の耐震化及び段差対策の推進等、物流ルートや物流施設の耐災害性を高める取組を推進する。【国、県、市】</li> </ul> <p>(漂流物防止対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模自然災害によるコンテナ、貨物、自動車、船舶、石油タンク等の漂流物防災対策を推進する。また、二次災害を防止する観点から、海岸漂着物等の処理を推進する。【県、市】</li> <li>● 農業用燃料タンク及び燃料流出防止対策を推進する。 【県、市、民間】【再掲】</li> </ul> <p>《地域保全》 (河川・海岸堤防の耐震化等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 堤防等の耐震化等を推進する。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進するとともに、適切に維持管理を行う。【県、市】</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 河川・海岸の堤防等の老朽化対策を進める。【県、市】</li> </ul> <p>(河川・海岸の水閘門・排水機場等の耐震化の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 河川の河口部や海岸にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。また、排水</li> </ul>	<p>(計画策定時又は改訂時直近の現状値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 年1回の見直し (R2年度)</li> <li>◆ 貨物の流出防止対策の検討</li> <li>◆ 津波災害警戒区域内の農業用燃料タンク1,701本 (H27.10)</li> <li>◆ 建設海岸 0.7km (R3.1)</li> <li>◆ 赤羽根漁港海岸整備 L=8.955km 耐震胸壁 0.04km (R2年度)</li> <li>◆ 河川1施設済 (H29) 海岸1基施工中</li> </ul>	<p>(計画終了時又は当面の目標値)</p> <p>定期的な見直し</p> <p>流出防止対策の推進</p> <p>補助制度の創設</p> <p>R5年度までに 河川堤防の耐震化 約5km 建設海岸堤防の耐震化 約5km 建設海岸堤防の補強・補修 約1km</p> <p>漁港海岸堤防の耐震化耐震胸壁 0.65km (R7年度)</p> <p>R5年度までに 河川の水門等の</p>

<p>機場等については、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震対策を推進する。【県、市】【再掲】</p>	<p>漁港1基施工中 (R3.1)</p> <p>◆4ポンプ場の内3ポンプ場浸水対策及び耐震補強等完了 (H27年度)</p> <p>◆県営たん水防除事業 県営緊急農地防災事業</p>	<p>耐震化 3施設 建設海岸の水門等の耐震化 4基 漁港海岸の水門等の耐震化 1基</p> <p>ポンプ場等の機能強化</p> <p>R5排水機場1か所完了 R5排水路2.9km整備完了</p>
---	--	--

7-3 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、交通麻痺		
[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p>≪住宅・都市≫ (沿道の住宅・建築物の耐震化の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●通行障害建築物の耐震化を促すため、必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費及び解体費の補助事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）の活用を推進する。【県、市、地域】</li> <li>●ブロック塀の危険性の周知や建替・撤去費補助事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）の利用促進を行い、安全対策を推進する。【市、地域】【再掲】</li> </ul> <p>(危険な空き家の除去等への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新等を促進する。また、延焼防止対策等のため、空き家等の適正な管理と発生抑制に向けて、所有者等への啓発、状況に応じて利活用又は除却等を促進する。【市】【再掲】</li> </ul>	<p>(計画策定時又は改訂時直近の現状値)</p> <p>◆改修・解体 15件 (R2年度)</p>	<p>(計画終了時又は当面の目標値)</p> <p>対策が必要なブロック塀等の減少</p>

7-4 排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生		
[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p>≪地域保全≫ (ため池の耐震化・防災対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ため池の耐震診断、耐震改修を推進するとともに、ハザードマップの作成及び周知・啓発を行う。【県、市】【再掲】</li> </ul> <p>(排水施設等の整備・防災対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●老朽化したポンプ設備について、計画的に更新を進める。【県、市】</li> <li>●地震後の地域の排水機能を確保するため、農業用排水施設の改修、統廃合を進めるとともに、耐震化を図る。また、農業排水路の整備を推進する。【県、市】</li> </ul>	<p>(計画策定時又は改訂時直近の現状値)</p> <p>◆耐震調査24か所完了、ハザードマップ28か所作成 (R3.3) 破岩池耐震補強完了 (H28年度)</p> <p>◆4ポンプ場の内3ポンプ場浸水対策及び耐震補強等完了 (H27年度)</p>	<p>(計画終了時又は当面の目標値)</p> <p>〔防災重点農業用ため池〕R5ハザードマップ36か所完了、R7耐震化2か所完了</p> <p>ポンプ場等の機能強化</p>

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃		
[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<<環境>> (有害物質の漏えい対策) ●有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備、訓練等を推進する。【市】	(計画策定時又は改訂時直近の現状値)	(計画終了時又は当面の目標値)

7-6 農地・森林等の被害による土地の荒廃		
[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<<産業・経済>> (農地や農業水利施設等の保全管理) ●地域の自主性を生かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を推進する。【土地改良区】 (農業基盤等の整備) ●担い手の育成・確保や、農業経営の活性化、農業基盤整備を着実に推進する。【市】【再掲】  <<地域保全>> (適切な森林の整備・保全) ●森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進する。 また、海岸防災林の整備等により、大規模津波等による被害を軽減することで人家・公共施設等の保全を図る【県、市】 ●防災、環境維持、保安林などの機能を持続するため、市民・地域と一体となって森林・里山の保全管理を推進する。また、森林にふれあう機会やアクセスの向上などを目的に林道のアスファルト舗装化を進める。【市】 (土砂災害対策の推進) ●広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土砂災害防止施設の整備を着実に進めるとともに、ソフト対策として土砂災害警戒区域等の指定を進め、危険箇所の周知と市が行う警戒避難体制の確立を促進する。【県】【再掲】	(計画策定時又は改訂時直近の現状値)  ◆揚水機場等253か所の維持管理  ◆農業基盤整備 大草・高松地区 78% 東部地区 50% (R2年度)  ◆間伐、草刈り、道路補修  ◆141ha (R2年度)  ◆一巡目基礎調査完了 (R1年度) 二巡目基礎調査実施中 (R3.1)	(計画終了時又は当面の目標値)  適正な保全管理  大草・高松地区完了 東部地区 90% (R7年度)  適正な森林の整備・保全  R5年度までに海岸防災林の整備270ha  既指定区域の繰返し調査及び新規箇所抽出調査の実施 (R7年度)



事前に備えるべき目標 8

地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で

復興できる条件を整備する

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p>≪行政機能≫ (防災体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員不足や単独で災害対応できないことが想定されるため、国、県、他の市町村や事業者との協力体制の構築や受援計画の策定など、受援体制を強化する。【市、民間】【再掲】</li> </ul> <p>≪環境≫ (災害廃棄物処理計画に基づく体制等の構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「田原市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の仮置場の確保や災害廃棄物処理に関する防災教育などの実施により、廃棄物処理体制を構築する。【市】【再掲】</li> </ul> <p>(廃棄物処理施設の災害対応力の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害時においても、災害廃棄物の処理が可能となる施設(広域ごみ処理施設、ごみ中継施設、資源化センター等)の整備を進める。【市】</li> </ul> <p>【循環型社会形成推進交付金/エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業、廃棄物運搬中継施設整備事業、マテリアルリサイクル推進施設整備事業、施設整備に関する計画支援事業/循環型社会形成推進地域計画】</p>	<p>(計画策定時又は改訂時直近の現状値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆田原市災害時受援計画策定(R2年度)</li> <li>◆災害廃棄物処理計画策定(H28年度)</li> </ul>	<p>(計画終了時又は当面の目標値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受援体制の強化</li> <li>廃棄物処理体制の確保</li> </ul>

8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p>≪行政機能≫ (防災体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員不足や単独で災害対応できないことが想定されるため、国、県、他の市町村や事業者との協力体制の構築や受援計画の策定など、受援体制を強化する。【市、民間】【再掲】</li> </ul> <p>≪保健医療・福祉≫ (要配慮者支援体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者等の家族が復旧・復興作業に従事できるよう、必要な介護等の提供体制を確保し、被災状況により、広域的に支援要請を行うことができる体制を整える。【市】</li> </ul> <p>≪土地利用≫ (事前復興、体制づくりの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災後の迅速な復興に向けて、県が実施する震災復興都市計画模擬訓練への参加や津波災害警戒区域における事前復興まちづくり模擬訓練の県との連携実施など、復興の体制づくりを推進する。【県、市】</li> </ul>	<p>(計画策定時又は改訂時直近の現状値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆田原市災害時受援計画策定(R2年度)</li> <li>◆受援対象業務シート作成、東三河広域連合へ支援体制の基盤整備の打診</li> <li>◆訓練、勉強会等への参加</li> </ul>	<p>(計画終了時又は当面の目標値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受援体制の強化</li> <li>要配慮者支援体制の整備</li> <li>復興体制の強化</li> </ul>

<p>《リスクコミュニケーション・人材育成》  (災害ボランティアの円滑な受入・活動体制の構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害ボランティアセンターの運営主体となる社会福祉協議会と連携し、連絡体制、情報提供体制の整備や、スムーズな運営ができるよう多くのコーディネーターが参加して実践的な訓練を行い、ボランティアの受入体制の整備を行う。【市、民間】</li> <li>● 災害ボランティアセンターの運営を担う人材を育成するため、防災ボランティアコーディネーターを養成するとともに、さらなるレベルアップを図る。【市、民間】</li> </ul> <p>(応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 愛知県等と協力して応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を推進する。【県、市】</li> </ul> <p>(教職員の防災意識の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 園児、児童・生徒への防災教育の主たる担い手である教職員の防災意識の向上を図る。【県、市】</li> <li>● 学校（指定避難所）に多くの住民が避難してきた場合、体育館等だけでは収容しきれず、教室を開放しなくてはならない場合が考えられる。その判断や対応について、学校の教職員がすべきことを周知しておく。【市】</li> </ul> <p>(企業防災力の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 臨海地区企業の防災担当者の資質向上と意識高揚を図るほか、大規模災害時に行政機能の喪失に陥った状況下で、各企業が能動的に行動できることも目的として、企業防災ワークショップを開催し、企業の役割等に対する共通認識に努める。【民間】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 養成講座の実施 (R2年度)</li> <li>◆ 市職員の登録数 応急危険度判定士 38名 被災宅地危険度判定士19名 (R2.3)</li> <li>◆ 防災教育指導者研修会参加 中学校区 1名 (R1年度)</li> <li>◆ 研修 1回/年 合同訓練 1回/年 (R1年度)</li> </ul>	<p>人材の育成、確保</p> <p>判定実施体制の充実</p> <p>教職員の防災意識の向上</p> <p>企業防災力の向上</p>
--	--	---

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p>《行政機能》  (災害対応力・関係機関との連携の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 職員不足や単独で災害対応できないことが想定されるため、国、県、他の市町村や事業者との協力体制の構築や受援計画の策定など、受援体制を強化する。【市、民間】【再掲】</li> </ul> <p>《地域保全》  (排水施設等の整備・防災対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 雨水ポンプ場及び雨水幹線等の雨水施設の整備においては、財源確保とともに、コスト縮減を図り、効率的な整備を行う。また、主要な農業用排水機場の改修、統廃合、耐震化を図る。【県、市】【再掲】</li> <li>● 液状化による管きよの抜けや破損、マンホールの浮上の発生や道路の陥没等による交通障害の防止対策を検討する。【県、市】【再掲】</li> </ul>	<p>(計画策定時又は改訂時直近の現状値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 田原市災害時受援計画策定 (R2年度)</li> <li>◆ 4ポンプ場の内3ポンプ場浸水対策及び耐震補強等完了 (H27年度)</li> <li>◆ 県営たん水防除事業 県営緊急農地防災事業</li> </ul>	<p>(計画終了時又は当面の目標値)</p> <p>受援体制の強化</p> <p>ポンプ場等の機能強化</p> <p>R6排水機場1か所完了 R6排水路2.9km整備完了</p>

<p><b>(河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●河川・海岸の堤防、水閘門・排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。【県、市】【再掲】</li> </ul> <p><b>(ため池の耐震化・防災対策の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ため池の耐震診断、耐震改修を推進するとともに、ハザードマップの作成及び周知・啓発を行う。【県、市】【再掲】</li> </ul> <p><b>≪土地利用≫</b> <b>(地籍整備の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害後の円滑な復旧・復興を確保するため、土地境界等を明確にしておく地籍調査等により、地籍整備を推進する。【県、市】</li> </ul> <p><b>≪リスクコミュニケーション・人材育成≫</b> <b>(ハザードマップ等による周知・啓発)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●洪水については、愛知県から公表される洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成、市民周知・啓発を推進する。</li> <li>●高潮については、愛知県から公表される高潮浸水想定に基づくハザードマップの作成、市民周知・啓発を推進する。【市、地域】【再掲】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆建設海岸 0.7km (R3.1)</li> <li>◆赤羽根漁港海岸整備 L=8.955km 耐震胸壁 0.04km (R2年度)</li> <li>◆河川1施設済 (H29) 海岸1基施工中 漁港1基施工中 (R3.1)</li> <li>◆県営たん水防除事業 県営緊急農地防災事業</li> <li>◆耐震調査24か所完了、ハザードマップ28か所作成 (R3.3) 破岩池耐震補強完了 (H28年度)</li> <li>◆地籍調査の実施</li> <li>◆〔高潮浸水想定〕田原市防災・減災お役立ちガイドブックに掲載 (H27年度)</li> </ul>	<p>R5年度までに河川堤防の耐震化 約5km 建設海岸堤防の耐震化 約5km 建設海岸堤防の補強・補修 約1km</p> <p>漁港海岸堤防の耐震化耐震胸壁 0.65km (R7年度)</p> <p>R5年度までに河川の水門等の耐震化 3施設 建設海岸の水門等の耐震化 4基 漁港海岸の水門等の耐震化 1基</p> <p>R5排水機場1か所完了 R5排水路2.9km整備完了</p> <p>〔防災重点農業用ため池〕R5ハザードマップ36か所完了、R7耐震化2か所完了</p> <p>早期整備</p> <p>高潮ハザードマップ作成 (R4年度) 洪水ハザードマップ作成 (R5年度)</p>
--	--	---

8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ		
[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p><b>≪住宅・都市≫</b> <b>(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給、住宅の応急修理の実施、住まいの多様な供給の選択肢ができる体制を確保する。【市】【再掲】</li> <li>●公営住宅や民間賃貸住宅など、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備(公営住宅等整備事業)する。【市】</li> </ul>	<p>(計画策定時又は改訂時直近の現状値)</p>	<p>(計画終了時又は当面の目標値)</p>

<p> <b>《交通・物流》</b>  <b>（災害時における地域モビリティの確保）</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害発生後の市民生活の安全・質等を確保するため、公共交通事業者等との連携・協力体制を強化し、災害時における輸送モード相互の連携・代替性及び市民等の移動手段を確保する。【市、民間】【再掲】</li> </ul> </p> <p> <b>《リスクコミュニケーション・人材育成》</b>  <b>（応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成）</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●愛知県等と協力して応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を推進する。【県、市】【再掲】</li> </ul> </p>	<p>◆交通事業者と協定締結 5者 (R1年度)</p> <p>◆市職員の登録数 応急危険度判定士 38名 被災宅地危険度判定士19名 (R2.3)</p>	<p>移動手段の確保</p> <p>判定実施体制の充実</p>
--	--	---------------------------------

<b>8-5 貴重な文化財等の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失</b>		
<b>[対応するための推進方針]</b>	<b>[現状値]</b>	<b>[目標値]</b>
<p> <b>《住宅・都市》</b>  <b>（文化財の防災対策の推進）</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●文化財の耐震化を進めるとともに、展示物・収蔵物の被害を最小限に留めるため、博物館等における展示方法・収蔵方法等の点検及び退避計画の作成、有形無形の文化を映像等に記録するアーカイブなど、文化財の保護対策を進める。【県、市】</li> </ul> </p> <p> <b>《リスクコミュニケーション・人材育成》</b>  <b>（地域コミュニティ力の強化）</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の有形文化財や無形の民俗文化財を維持するため、地域コミュニティ活動の活性化を図るとともに、役割やその重要性について啓発し、自治会への加入促進を推進する。【地域】</li> </ul> </p>	<p>(計画策定時又は改訂時直近の現状値)</p>	<p>(計画終了時又は当面の目標値)</p>

<b>8-6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</b>		
<b>[対応するための推進方針]</b>	<b>[現状値]</b>	<b>[目標値]</b>
<p> <b>《住宅・都市》</b>  <b>（仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化）</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給、住宅の応急修理の実施、住まいの多様な供給の選択肢ができる体制を確保する。【市】【再掲】</li> <li>●住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制を確保する。【市】【再掲】</li> </ul> </p> <p> <b>《土地利用》</b>  <b>（地籍整備の推進）</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害後の円滑な復旧・復興を確保するため、土地境界等を明確にしておく地籍調査等により、地籍整備を推進する。【県、市】【再掲】</li> </ul> </p> <p> <b>（用地の活用に係る平常時からの調整等）</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害時には様々な災害対応業務において用地確保が必要となるため、各業務における用地活用に係る情報の集約・調整を図っておく。【市】</li> </ul> </p>	<p>(計画策定時又は改訂時直近の現状値)</p> <p>◆地籍調査の実施</p>	<p>(計画終了時又は当面の目標値)</p> <p>早期整備</p>

## 8-7 風評被害等や信用不安等による地域経済等への甚大な影響

[対応するための推進方針]	[現状値]	[目標値]
<p>≪行政機能≫</p> <p>(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害時に風評被害等に対応するため、的確な情報発信体制の強化を推進する。【市】</li> </ul> <p>(非被災地への情報発信)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●非被災地に対し被害の状況、支援の要望を発信するとともに、過度の風評、経済停滞を招かないよう、復旧・復興の見込み等に関する情報発信体制の強化を推進する。【市】</li> </ul>	<p>(計画策定時又は改訂時直近の現状値)</p>	<p>(計画終了時又は当面の目標値)</p>

### ■取り組み主体の種類

- 【市】 田原市
- 【県】 愛知県（県警本部を含む）
- 【国】 中部地方整備局などの地方行政機関
- 【民間】 事業者、民間団体など
- 【地域】 地域コミュニティ、自主防災会、市民など
- 【その他】 公共機関、公的団体等は具体名称を記載

- 本推進方針への掲載施策以外についても、基本計画及び県地域計画に位置付けられた各施策等により、本市における国土強靱化の取組を推進する。



## 第4章 計画の推進と不断の見直し

### 第1節 地域計画の進捗管理

#### 1 施策の重点化

本市が直面するリスクを踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ又は重要性、緊急度等を考慮してプログラムの重点化・優先順位付けを行った。重点化プログラムにより回避すべき「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」は次のとおりである。

##### (1) 人命の保護

近年の気候変動により深刻化する風水害や大規模な土砂災害等が、全国各地で多発している。また、市が実施した南海トラフ地震被害予測調査では、市全域で甚大な被害が想定される結果となっている。これらの大規模自然災害から、「なんとしても命を守る」ことが重要である。

さらに本市は、三方を海に囲まれた半島に位置し、大規模自然災害時には、半島全体が孤立する可能性もあり、救助・救急・医療活動の障害となることが懸念される。平常時においても、市域の約半分が三次救急医療機関まで30分以上かかる空白地域であり、特に半島先端の地域は、二次救急医療においても空白地域となっており、救命率の低下にもつながっている。これらのことから、地域医療体制の整備と併せ、迅速な救急医療活動を支える「命の道」となる幹線道路網の整備や道路交通ネットワークの確立が急務となっている。

これらを踏まえ、次のものを選定した。【令和2-3年度改訂で再設定】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建築物等の大規模倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

##### (2) 地域特性

市北部の臨海工業地帯には、自動車産業を始めとする多くの企業が進出し、ものづくり愛知の一翼を担う産業集積地となっている。また本市は、全国屈指の農業地帯でもあり、この地域が被災すると、市域内のみならず中部圏経済への波及、国民生活への影響の拡大、企業の撤退による雇用喪失、人口減少等にもつながるおそれがある。

平常時においては、IC60分圏域の形成等により、輸送コストの削減につながり、産業競争力の強化、地域の活性化、ひいてはものづくり愛知を牽引することとなることから、産業基盤を守ることは非常に重要である。

これらを踏まえ、次のものを選定した。【令和2-3年度改訂で再設定】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-5	陸・海の基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

## 2 アクションプランの策定とPDCAサイクル

国土強靱化を進めるには、本計画に基づく施策を着実に推進していくことが重要であり、施策の進捗状況の把握等を行い、進捗等に応じて施策を不断に見直し、必要に応じて新しい施策等を追加していくことが肝要である。

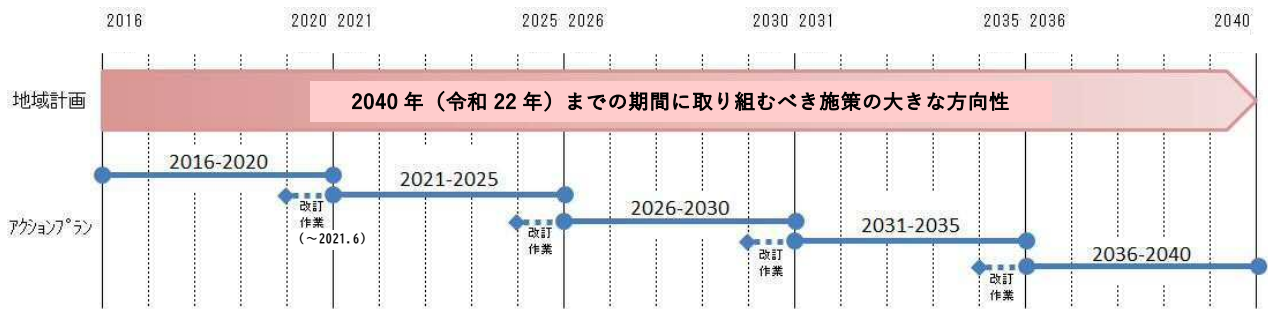
そのため、第2章で行ったリスクシナリオごとの脆弱性評価結果等を踏まえた強靱化の推進方針を第3章に示すとおりとし、強靱化を推進するための主要施策を「田原市国土強靱化アクションプラン」として取りまとめ、これに基づき施策を実施するとともに、毎年度、施策の進捗状況の把握等を行い、計画を見直すというPDCAサイクルを回していくこととする。

### 第2節 地域計画の不断の見直し

基本計画及び県地域計画は、概ね5年毎に計画の見直しを行うこととしている。

本地域計画については、第1章「第3節 計画の位置付け等」のとおり、2040年（令和22年）までの期間に取り組むべき施策の大きな方向性を示しているが、今後、アクションプランの改訂時や国県の強靱化施策の動向などを踏まえ、必要に応じて、内容を見直すこととする。

## ■ 計画期間の考え方



- ・ 地域計画の期間：2040年までの期間に取り組むべき施策の大きな方向性を記載
- ・ アクションプランの期間：5か年の計画とし、毎年度進捗管理を行い、必要に応じ見直し

### 第3節 他の計画等の必要な見直し

基本法にもあるように、地域計画は、当該計画以外の国土強靱化に係る市の他の計画等の指針ともなるべきものであり、国土強靱化に関してはアンブレラ計画としての性格を有するものである。

このため、本地域計画を基本として国土強靱化に係る市の他の計画等について、必要に応じて計画内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うものとする。

# 1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果【R2-3改訂で見直しは行わない。(P.14参照)】

## 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

### 1-1 大規模地震による建物等の大規模倒壊や火災による死傷者の発生

【脆弱性評価結果】	【現状値】
<p><b>(住宅・建築物等の耐震化)</b> ○住宅・建築物の耐震化の促進のため、様々な取組を行ってきたが、住宅の耐震改修の進みが伸び悩んでおり、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を一層推進する必要がある。</p> <p><b>(ブロック塀等耐震改修工事費助成)</b> ○ブロック塀は、地震時に倒壊する可能性が高く、下敷きになり死傷する危険や、道路を閉塞することにより避難や救援活動に支障をきたす可能性があるため、道路沿いのブロック塀の危険性の周知を図るとともに、ブロック塀等耐震改修工事助成事業の促進を図る必要がある。</p> <p><b>(市有施設の耐震化等)</b> ○市有施設の耐震化は全て完了しているが、小中学校では窓ガラスの飛散防止フィルムの設置や、吊り天井撤去等の非構造部材の耐震化、市民館では多目的ホールの耐震化が必要な施設があるため、早期の完了が必要である。 ○多くの公共施設で老朽化が進んでおり、今後、施設の大規模改修や建替え、設備等の更新が必要となってきた。施設利用者の安全を確保するため、施設管理者等による適切な維持管理、保全を実施していく必要がある。</p> <p><b>(地区集会所等の耐震化)</b> ○自主防災活動や地域コミュニティ活動の拠点である地区集会所等の耐震診断を行い、必要な建物には耐震改修補助を行っているが、耐震改修や建替えは地域で行うものであるため、費用の問題もあるが、耐震化の促進を図る必要がある。</p> <p><b>(簡易耐震対策費助成)</b> ○住宅耐震化対策の補完として、防災ベッド、耐震シェルター等の設置費及び解体費の助成事業を実施しているが、耐震化できない住宅等の減災化の促進に取り組む必要がある。</p> <p><b>(一時避難場所としての公園緑地等の整備)</b> ○市街地や工業地域において火災が発生した場合、市街地には住宅が密集しており、延焼防止の緑地帯が不足している箇所がある。延焼防止の緑地帯の形成や、地震や火災の際の安全な一時避難場所としての公園緑地の整備が必要である。</p> <p><b>(狭あい道路の解消)</b> ○火災が起きた際の類焼を予防し、かつ消防車・救急車等の緊急車両の通行を容易にするため、また、交通弱者の安全面からも、狭あい道路の解消が必要である。</p> <p><b>(関係機関との連携)</b> ○消防署では、脱出不能者の救出訓練を行っているが、消防単独の訓練が主となっている。災害時には、関係機関（自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同で訓練を実施し、連携の強化を図っていく必要がある。</p> <p><b>(耐震性防火水槽の整備)</b> ○市内にある防火水槽のうち147基は50年以上経過し老朽化が進んでおり、大規模災害時には使用不能となる恐れがあることから、消防施設等整備事業計画に基づき、計画的に耐震性防火水槽への更新を図る必要がある。</p> <p><b>(消防団員の確保)</b> ○消防団員は、基本団員と機能別団員により、条例に規定する定数を確保しているが、近年の少子化や就業形態の変化などにより、消防団員の確保が難しい状況にある。そのため、消防団員の処遇改善や、活動の見直し、消防団応援事業所制度を取り入れるなど行っているが、団員確保のためには、さらに魅力ある消防団づくりが必要である。</p>	<p>◆住宅の耐震化率 86% (H27.3)</p> <p>◆助成件数 5件 (H26年度)</p> <p>◆非構造部材の耐震化が必要な施設数 小中学校25校 市民館8施設 (H27.3)</p> <p>◆地区集会所等の耐震化率 木造91% 非木造56% (H27.3)</p> <p>◆助成世帯 4世帯 (H26年度)</p> <p>◆都市公園の供用面積 5.84㎡/市民1人当たり</p> <p>◆合同訓練実施 2回/年 (H26年度)</p> <p>◆40㎡以上の防火水槽 730基 うち耐震性防火水槽 296基 (H27.4)</p> <p>◆消防団の条例定数 720人 充足率100% 基本団員684人 機能別団員36人 (H27.4)</p>

<p><b>(地域防災力の強化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震、津波から自分の命を守るために、耐震対策、家具固定、避難の重要性等の啓発を行い、各家庭における防災・減災対策を進めるとともに、防災リーダーの育成、自主防災組織の活性化を図る必要がある。</li> <li>○市政ほーもん講座、防災カレッジ、防災講演会、子ども防災教室等を開催し、幅広い年代の方への意識啓発を行っているが、受講者は防災に対する意識の高い方が多いため、それ以外の方への効果的な啓発方法を考える必要がある。</li> <li>○現場に居合わせた人による応急手当の有無が救命率を大きく左右することから、市民等に対して救命講習を開催しているが、大規模災害時の救命率を高めるため、受講者の年齢層を拡大し受講者を増やしていく必要がある。</li> </ul> <p><b>(防災訓練への外国人の参加)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内には、約 1,200 人の外国人が居住している。災害時の避難場所の確認を始め、地域住民との連携・共助の観点から、地域で開催される防災訓練への参加の呼びかけを行っている。年々、参加者は増えてきているものの、さらなる参加を促していく必要がある。</li> </ul> <p><b>(小中学校等での避難訓練)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模地震発生時における校舎等建物の倒壊及び破損、窓ガラスの飛散、火災などによる負傷を回避するため、身の安全を確保した上で、その後、安全な場所（運動場等）に避難する訓練を全学校で年に数回行っているが、避難経路の不通、負傷者が多数発生した状況などを想定した訓練はほとんど実施していない。教員・児童生徒の危機意識や判断力を高めるために、訓練の充実を図る必要がある。</li> <li>また、全保育園においても毎月避難訓練を行っているが、保育士の危機意識や判断力を高めるために、訓練の充実を図る必要がある。</li> </ul> <p><b>(小中学校での防災教育)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○映像教材や副教材（本）などを活用した防災教育（防災意思向上）の取組を行っているが、教示的な指導が多く、実際の大地震に遭遇した際、様々な場面でどのように行動したらよいかといった「子ども自身が考える」取組が少ないため、震災時の行動を考えるD I Gなどの取組が必要である。</li> <li>○地域の一員としての自覚を高め、防災意識の向上を図るためにも、地域の防災訓練に参加する小中学生の割合を上げていくことが必要である。</li> </ul> <p><b>(小中学校の防災危機管理マニュアルの見直し)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模地震発生時における対応マニュアルを作成し、職員で共有しているが、様々な状況に対応したマニュアルになっているか、地域の実情にあっているかを、専門家（防災・消防関係者等）、地域の役員、保護者とともに検討していく必要がある。</li> </ul> <p>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●工場建屋について、耐震補強を行ってきたが、建屋内吊り架台が残っており、現在、計画的に撤去又は移設の対策を進行中である。【トヨタ自動車株式会社】</li> <li>●耐震性がなく津波浸水が想定される本店については高台移転、耐震性がない支店の建替えも検討している。【JA 愛知みなみ】</li> <li>●利用者や職員等の安全確保のため、避難訓練、安否確認システム運用等を定期的の実施している。【JA 愛知みなみ】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自主防災会数 103 組織率 100% (H27.4)</li> <li>◆市政ほーもん講座 受講者数 2,137 人 (H26 年度)</li> <li>◆救命講習受講者 4,716 人 (H22～26 年度平均値)</li> <li>◆自主防災会一斉防災 訓練外国人参加者数 63 人 (H26 年度)</li> <li>◆防災訓練・避難訓練 実施割合 小中学校 100% 保育園 100% (H26 年度)</li> <li>◆小中学校での防災 教育の実施割合 100% (H26 年度)</li> <li>◆自主防災会一斉防災 訓練小中学生参加者数 569 人 (H26 年度)</li> <li>◆小中学校の防災危機 管理マニュアル作成 割合 100% (H27.4)</li> </ul>
---	--

## 1-2 大規模津波等による多数の死者の発生

[脆弱性評価結果]	[現状値]
<p><b>(防災体制の整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模津波等発生時には、関係機関（自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同で訓練を実施し、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆合同訓練実施 2 回/年 (H26 年度)</li> </ul>



連携の強化を図っていく必要がある。

**(津波避難施設の整備)**

○南海トラフ地震被害予測調査では、遠州灘沿岸の最大の津波高が21m、30cmの津波が最短6分で到達とされている。津波到達までに時間が短いなどの地域で、浸水想定区域外まで避難が困難である地域では、緊急の避難場所として、人工高台（津波避難マウンド、津波避難タワー等）の整備が必要である。

併せて、長期的な視点による緩やかな移転誘導の方策を検討する必要がある。

**(避難路・避難経路等の整備)**

○土地勘のない観光客が訪れる地域やサーフポイント、避難困難地域では、避難路・避難経路や避難誘導灯の整備、海拔標示板の設置、わかりやすい避難案内看板等の整備が必要である。

**(津波避難体制の整備)**

○避難勧告、避難指示等の判断基準を定めているが、日ごろから市民に対して周知を行い、適切な避難行動がとれるよう啓発を進める必要がある。

○施設管理者のいない場所での観光客の避難誘導について検討が必要である。

○避難に際しては、徒歩での避難を原則としているが、避難困難地域や要配慮者の避難方法として、地域ルールや徒歩以外での避難方法についても検討する必要がある。

○臨海部で操業する企業や、海岸でレジャーを楽しむ人に対し、災害時における情報を確実に伝達するため、堤外地に6基（うち3基は広域型スピーカー）の防災行政無線を設置しているが、多くの従業員が働く臨海部は、避難路、避難場所で混乱をきたすことが予想されるため、臨海企業全体での訓練実施が必要である。

**(観光事業者等を含めた津波避難訓練の実施)**

○毎年、自主防災会やサーファーを中心とした津波避難訓練を実施しているが、観光客も多く訪れる地域でもあるため、観光事業者・宿泊事業者を含めた津波避難訓練や意識啓発が必要である。

**(避難行動要支援者の避難体制の整備)**

○高齢・障害等の個々の事情により、自ら情報の受け取りが困難な方や避難の支援が必要な方等、避難行動要支援者の避難体制の整備が必要である。

○避難行動要支援者の情報を、自治会、自主防災会、民生委員と共有し、災害時の声掛けや避難に活用するため、災害時要援護者台帳を作成しているが、登録が必要な方への周知が不足している。また、地域支援者の設定がされていない人への支援方法を定める必要がある。

**(多様な情報収集・伝達手段の整備)**

○災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するために、防災カメラシステムの冗長化、防災行政無線の整備、デジタル無線・衛星携帯電話の配備、メール配信システムの導入など、多様な手段を取り入れているが、より多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、さらなる伝達手段の整備について検討を進める必要がある。また、要配慮者の対応なども併せて考える必要がある。

**(海岸保全施設等による津波対策)**

○海岸堤防、防潮堤、樋門・陸閘及び河川堤防等の機能強化（耐力度、嵩上げ等）など、海岸保全施設の整備を推進していく必要がある。特に、遠州灘沿岸の津波危険地域では、津波被害の軽減のため、L1津波に対応した海岸保全施設等の整備を促進していく必要がある。

**(河川・海岸堤防の耐震化等の推進)**

○津波等による浸水を防ぐため、堤防等の耐震化等を推進する必要がある。また、津波が堤防を越えた場合にも堤体が流出しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する必要がある。

**(河川・海岸の水閘門・排水機場等の耐震化の推進)**

○河川の河口部や海岸にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する必要がある。また、排水機場については、地

◆津波避難マウンド整備予定箇所1か所  
津波避難タワー等整備予定箇所4か所

◆道標プロジェクト実施（H25年度～）

◆避難勧告等判断基準H26.3作成、H26.7見直し

◆臨海企業懇話会一斉防災訓練10/14（H27年度）

◆災害時要援護者管理台帳登録率29%（H27.3）

◆防災行政無線子局253基（うち赤色回転灯付き36基）（H27.4）  
防災カメラシステム無線化（H26年度）

震後の地域の排水機能を確保するため、耐震補強を推進する必要がある。

#### (水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)

○津波により、水門等操作従事者の被災が考えられることから、操作従事者の安全確保及び確実な操作のため、津波の到達時間が短い河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化、遠隔操作化を推進する必要がある。

#### (海岸防災林の機能の維持・向上)

○海岸防災林については、飛砂防備や潮害防備とともに、津波に対する減勢効果を持つことから、その機能の維持・向上を図るため、継続的な保育や改植工等を実施する必要がある。

#### (地域防災力の向上)

○地震、津波から自分の命を守るために、避難の重要性等の啓発を行い、各家庭における防災・減災対策を進めるとともに、防災リーダーの育成、自主防災組織の活性化を図る必要がある。

○市政ほーもん講座、防災カレッジ、防災講演会、子ども防災教室等を開催し、幅広い年代の方への意識啓発を行っているが、受講者は防災に対する意識の高い方が多いため、それ以外の方への効果的な啓発方法を考える必要がある。

○現場に居合わせた人による応急手当の有無が救命率を大きく左右することから、市民等に対して救命講習を開催しているが、大規模災害時の救命率を高めるため、受講者の年齢層を拡大し受講者を増やしていく必要がある。

#### (防災マップ等の普及・啓発)

○平成 26 年 11 月に愛知県から公表された津波防災地域づくり法に基づく浸水想定を基に、防災マップを修正し各戸配布を行ったが、「地区地震・津波避難マップ」、「防災減災お役立ちガイド」については、現在修正中であり、早期の配布により、普及啓発の推進を図る必要がある。

○観光パンフレット、サイクリング向けパンフレットに、避難場所等を表示してあるが、地理に詳しくない観光客が見ても分かりやすいものとなるよう検討が必要である。

#### (小中学校等での避難訓練)

○大規模地震発生時における避難訓練は、全学校で年に数回行っているが、避難経路の不通、負傷者が多数発生した状況などを想定した訓練はほとんど実施していない。教員・児童生徒の危機意識や判断力を高めるために、訓練の充実を図る必要がある。

○津波による被害が想定される地域にある保育園では、地域や小学校と合同での避難訓練や、指定緊急避難場所までの避難訓練を実施している。非常時の園児の安全確保のため、定期的な訓練実施や地域との連携、職員の意識向上が必要である。

#### (小中学校での防災教育)

○映像教材や副教材(本)などを活用した防災教育(防災意思向上)の取組を行っているが、教示的な指導が多く、実際の大地震に遭遇した際、様々な場面でどのように行動したらよいかといった「子ども自身が考える」取組が少ないため、発災時の行動を考えるD I Gなどの取組が必要である。

○地域の一員としての自覚を高め、防災意識の向上を図るためにも、地域の防災訓練に参加する小中学生の割合を上げていくことが必要である。

#### (小中学校の防災危機管理マニュアルの見直し)

○大規模地震発生時における対応マニュアルを作成し、職員で共有しているが、様々な状況に対応したマニュアルになっているか、地域の実情にあっているかを、専門家(防災・消防関係者等)、地域の役員、保護者とともに検討していく必要がある。

#### <関係団体の取り組みや意見>

●従業員全員に避難場所である「笠山農村公園」を周知するため、徒歩帰宅支援ルートマップの配布に加え、全社一斉訓練時に避難場所まで

◆自主防災会数 103  
組織率 100%

◆市政ほーもん講座  
受講者数 2,137 人  
(H26 年度)

◆救命講習受講者  
4,716 人  
(H22~26 年度平均値)

◆地区地震・津波避難  
マップ、防災減災お役  
立ちガイド改訂  
(H27 年度)

◆小中学校での避難  
訓練実施割合  
100% (H26 年度)

◆浸水想定区域内に  
ある公立保育園  
2 園 (H27.4)

◆小中学校での防災  
教育の実施割合  
100% (H26 年度)

◆自主防災会一斉防災  
訓練小中学生加者数  
569 人 (H26 年度)

◆小中学校の防災危機  
管理マニュアル作成  
割合 100%  
(H27.4)

<p>避難する訓練を実施した。【トヨタ自動車株式会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●伊良湖コミュニティ協議会では、小学生による手書きのメッセージ入りの海拔標示板設置や、地域内にあるホテルと地震・津波発生時の緊急の避難場所として協定の締結を行ったり、川岸地区では自主防災会による海拔標示板の設置を行っている。堀切コミュニティ協議会では、小学生と地域と一緒に避難訓練実施など、地域にあわせた自主防災活動等を行っている。【地域コミュニティ連合会】</li> <li>●東日本大震災後に、津波被害が想定される地区において、自主防災会と市が協働で、一時避難場所や避難経路を記載した地震・津波避難マップを作成し、地区内全世帯に配布した。【地域コミュニティ連合会】</li> </ul>
--

1-3 大規模自然災害による広域かつ長期的な市街地等の浸水等	
【脆弱性評価結果】	【現状値】
<p><b>(避難体制の整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難勧告、避難指示等の判断基準を定めているが、必要な基準の見直しと、日ごろから市民に対して周知を行い、適切な避難行動がとれるよう啓発を進める必要がある。</li> </ul> <p><b>(地域防災力の向上)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害から自分の命を守るために、各家庭における防災・減災対策を進めるとともに、防災リーダーの育成、自主防災組織の活性化を図る必要がある。</li> </ul> <p><b>(ハザードマップの作成)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○近年、各地で多発する集中豪雨や、大型化する台風による浸水の恐れもあるため、洪水については調査を行い、ハザードマップの作成・配布による周知が必要である。高潮については、平成26年11月に愛知県から公表された高潮浸水想定に基づき、ハザードマップを作成・配布による周知が必要である。</li> </ul> <p><b>(高潮対策施設の整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○沿岸地域においては、高潮に対して堤防背後地の被害が想定される箇所について、海岸保全施設や河川堤防の高上げ、排水機場の整備などの高潮対策を進める必要がある。</li> <li>○田原市の臨海部を含む三河港には、堤外地に数多くの主要企業が立地している。また、三河港は完成自動車の国際海上輸送のハブ港として、我が国の自動車産業を支える重要な役割を持っている。平成26年11月に愛知県から公表された三河港の高潮浸水想定では、最大水位が6.2mと想定され、堤外地の産業集積地のほとんどが浸水する結果となっている。三河港には防波堤が設置されているものの、近年大型化する台風や温暖化の影響により、万一、産業集積地が浸水すると、甚大な被害の発生が懸念され、企業の撤退、雇用喪失、人口減少、経済の衰退につながりかねない。この地域の産業・経済を守るためにも、堤外地の高潮対策について、検証を行いながら方策の検討を行う必要がある。</li> </ul> <p><b>(河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○河川及び水路については、台風の大型化やゲリラ豪雨への対応、インフラ老朽化など危機的な状況に適応する都市構造の構築に向け、河川及び水路のあり方を明確にする「田原市河川・水路整備方針」及び「整備プログラム」を策定し、市全域の排水体系を見直し、計画的な改修等を推進する必要がある。</li> <li>○河川・海岸の堤防、水閘門・排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。</li> </ul> <p><b>(河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○迅速かつ確実な操作及び水門等操作従事者の被害防止のため、津波の到達時間が短い地域等における河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化、遠隔操作化を推進する必要がある。</li> </ul> <p><b>(排水施設の整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市街地の雨水を排除し浸水被害の防止を図るため、雨水ポンプ場、雨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆避難勧告等判断基準 H26.3作成、 H26.7見直し</li> <li>◆自主防災会数 103 組織率 100%</li> </ul>

<p>水幹線及び雨水貯留施設等の雨水施設の整備を行っているが、施設整備においては、財源確保とともに、コスト縮減を図り、効率的な整備を行う必要がある。</p> <p>○市内の主要な農業用排水機場の耐震診断は実施しているが、今後、改修、統廃合を進めるとともに、耐震化を図る必要がある。</p> <p><b>(ため池の耐震化)</b></p> <p>○市内の農業用ため池は、150か所あるが、その一部のため池は下流に宅地があり、万一決壊した場合、下流の人家に影響を及ぼす可能性がある。そのため、ため池の耐震診断、耐震改修を推進し、併せてハザードマップの作成等のソフト対策も充実させる必要がある。</p> <p><b>(遠州灘の砂浜の回復・保全)</b></p> <p>○海岸侵食の原因である土砂収支の地域的なアンバランスを解消するため、また、沿岸全域において海岸が被災を受けない砂浜幅を保持するため、潜堤整備、養浜による対策を行う必要がある。</p> <p><b>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●工場敷地全周に用水路を作って浸水対策を行っている。【トヨタ自動車株式会社】</li> <li>●溶解炉の廃止及び保持炉の地上化は完了している。【トヨタ自動車株式会社】</li> </ul>	<p>◆耐震調査 21 か所完了 ハザードマップ 4 か所作成完了 (H27年度)</p>
--	---

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
<p><b>(避難体制の整備)</b></p> <p>○避難勧告、避難指示等の判断基準を定めているが、必要な基準の見直しと、日ごろから市民に対して周知を行い、適切な避難行動がとれるよう啓発を進める必要がある。</p> <p>○土砂災害に関する情報を速やかに伝達できるよう、情報伝達体制を確立する必要がある。</p> <p><b>(土砂災害防止施設の整備促進)</b></p> <p>○広域的に発生する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設といった土砂災害防止施設の整備を推進する必要がある。</p> <p><b>(防災意識・活動の啓発)</b></p> <p>○田原市防災マップに土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の表示はあるが、避難経路等を示した土砂災害ハザードマップの作成、配布により、避難の重要性等の住民への周知が必要である。</p> <p><b>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土砂災害防止施設の整備を着実に進めるとともに、ソフト対策として土砂災害警戒区域等の指定を進め、危険箇所の周知と市が行う警戒避難体制の確立を促進する必要がある。【愛知県】</li> <li>●土砂災害防止法に基づく基礎調査を行う。【愛知県】</li> </ul>	<p>◆避難勧告等判断基準 H26.3作成、 H26.7見直し</p> <p>◆田原市内の土砂災害警戒区域 63か所、特別警戒区域 56か所、危険箇所 174か所 (H27.10)</p>

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
<p><b>(防災体制の整備)</b></p> <p>○避難勧告、避難指示等の判断基準を定めているが、必要な基準の見直しと、日ごろから市民に対して周知を行い、適切な避難行動がとれるよう啓発を進める必要がある。</p> <p>○避難の遅れによる被害を軽減させるため、避難勧告等の判断を迅速に行うためのタイムラインの作成と、その体制を整備する必要がある。</p> <p>○大規模災害に備え、迅速かつ効率的に情報伝達ができるよう定期的な訓練と、災害時の対応マニュアルの見直しが必要である。</p> <p><b>(電力の確保)</b></p>	<p>◆避難勧告等判断基準 H26.3作成、 H26.7見直し</p>

○大規模災害に備え、停電時の情報通信のための電力を確保する必要がある。

#### (情報通信手段の多重化)

○災害情報の伝達のため、防災行政無線での広報、メール配信等を行っているが、機器の故障等により情報の途絶が考えられることから、情報通信手段の多重化を図るとともに、市民自ら情報の収集等、行動ができるよう周知をする必要がある。

#### (外国人への情報伝達)

○市内には、約 1,200 人の外国人が居住しており、外国語（英語、中国語）版防災マップの作成や海拔標示板に外国語表記を行っているものの、緊急時の外国人への災害情報の伝達手段が十分に整っていないため、伝達体制の整備・強化を図る必要がある。

#### (避難場所・避難所の案内表示)

○民間の集客施設やバス停などで、避難場所・避難所の案内表示が十分でないため、案内表示の依頼や、沿道等においての案内表示を進める必要がある。

#### (避難行動要支援者の避難体制の整備)

○避難行動要支援者の情報を、自治会、自主防災会、民生委員と共有し、災害時の声掛けや避難に活用するため、災害時要援護者台帳を作成しているが、登録が必要な方への周知が不足している。また、地域支援者の設定がされていない人への支援方法を定める必要がある。

#### (防災マップ等の作成)

○平成 26 年 11 月に愛知県から公表された津波防災地域づくり法に基づく浸水想定を基に、防災マップを修正し各戸配布を行ったが、「地区地震・津波避難マップ」、「防災減災お役立ちガイド」については、現在修正中であり、早期の配布により、普及啓発の推進を図る必要がある。

○市内の農業用ため池は、150 か所あるが、その一部のため池は下流に宅地があり、万一決壊した場合、下流の人家に影響を及ぼす可能性がある。そのため、ため池の耐震診断、耐震改修を推進し、併せてハザードマップの作成等のソフト対策も充実させる必要がある。

#### (市民等への意識啓発及び防災教育)

○市民の防災意識の高揚や家庭・事業所における防災対策を促進するため、ほーもん講座や防災講演会等、防災に関する知識の普及啓発を行うとともに、防災教育を推進する必要がある。

○現場に居合わせた人による応急手当の有無が救命率を大きく左右することから、市民等に対して救命講習を開催しているが、大規模災害時の救命率を高めるため、受講者の年齢層を拡大し受講者を増やしていく必要がある。

○津波や火災等のさまざまな災害から子どもたちの命を守ることができるよう、学校や保育所において、あらゆる場面を想定した防災教育・訓練を推進する必要がある。

#### <関係団体の取り組みや意見>

●災害対応の迅速化・高度化を図るため、「統合災害情報システム (DiMAPS)」について、消防や警察などの実働部隊に対して、道路の通行可否情報等の災害情報の共有を行う。【中部地方整備局】

●伊勢湾口沖に設置した GPS 波浪計観測データについて、平成 25 年度末から、港湾管理者、関係自治体へ、津波観測情報として配信の試行運用を開始している。【中部地方整備局】

●市役所から各企業の防災担当者のパソコン、携帯へ災害情報を送信するメール体制を構築済みであり、平時は、台風等の警戒情報や、企業防災に関する情報を送信し、通信状況や適正な受信者の確認を行っている。また、企業連絡網（電話・FAX）を作成し、災害情報の入手が可能な体制を確保済みである。【田原臨海企業懇話会】

●災害時の通信手段として、市役所から懇話会の代表幹事会社 4 社に

◆非常用発電機稼働時間 南庁舎 75 時間、北庁舎 11 時間、渥美支所 5.5 時間、消防署 9 時間

◆防災マップ外国語版（英語、中国語）作成（H27 年度）

◆渥美線の全ての駅で避難場所案内表示

◆災害時要援護者管理台帳登録率 29%（H27.3）

◆地区地震・津波避難マップ、防災・減災お役立ちガイド改訂（H27 年度）

◆耐震調査 21 か所完了  
ハザードマップ 4 か所作成完了（H27 年度）

◆市政ほーもん講座  
受講者数 2,137 人（H26 年度）

◆救命講習受講者 4,716 人（H22～26 年度平均値）



- 貸与されたデジタル防災無線を使用し、市役所と月 2 回の通信訓練を実施している。【田原臨海企業懇話会】
- 無線及び衛星携帯電話による情報伝達訓練を実施している。【トヨタ自動車株式会社】

## 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【脆弱性評価結果】	【現状値】
<p><b>(水・食料等の備蓄)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 24 年度に作成した備蓄計画により、計画的に食料・飲料水の備蓄を行っているが、平成 26 年度に実施した南海トラフ地震被害予測調査結果に基づき、備蓄量の見直しが必要である。併せて、生活必需品の備蓄の見直しも行う必要がある。</li> <li>○現在、備蓄計画に基づいて計画的に食糧等の備蓄を行っているが、市だけでは対応しきれないことが予想されるため、併せて自主防災会や企業、家庭での備蓄を促進していく必要がある。</li> <li>○発災直後の被災地域では、要配慮者等の「普通の食事ができない人」への支援が必要となる。市の備蓄もあるが、それがすぐに必要な人へ届くとは限らないため、妊婦、乳幼児(粉ミルク、離乳食が必要な人)、アレルギー児を持つ家族、慢性疾患を持つ方等に向けて、平時からの備えについて、チラシ配布や講座により啓発を行っておく必要がある。</li> <li>○災害時の飲料水確保のため、市内に 11 か所の飲料水兼用耐震性貯水槽を整備しているが、20 年経過しているものもあるため、定期的な点検、計画的な補修等、適切な維持管理をしていく必要がある。</li> </ul> <p><b>(物資の調達体制の構築)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時の応急生活物資の調達のため、小売店、市内 2 商工会、JA 等と物資の調達に関する協定を、また、物資等の輸送について、陸運協会と協定を締結しているが、平時から関係者との連絡体制の構築、連携強化を図る必要がある。</li> <li>○災害時に救援物資の受け入れ等を行う物資集積拠点として 2 事業所と協定を締結し、施設使用については施設管理者と調整を行っているが、物資の受入れや配送がスムーズにできるよう、マニュアルを作成し、対応手順の確認等の訓練を実施する必要がある。</li> </ul> <p><b>(上水道施設の耐震化等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内の水道管の多くは、昭和 40 年代後半から 50 年代前半に敷設され、老朽化が進んでいるため早急かつ計画的に更新が必要である。</li> <li>○配水施設に自家発電装置は備えているが、長期間には対応していないため、必要な電気エネルギーの確保について検討する必要がある。</li> </ul> <p><b>(応急給水体制の構築)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○給水施設が被災することにより、送水できないことが考えられるため、応急給水計画の見直し等、給水車等応急給水体制を強化する必要がある。</li> </ul> <p><b>(栄養・食生活支援マニュアルの作成)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災地住民の食生活や栄養状態がより早く平常時までに回復するよう、関係する機関、職種と連携を図りながら、支援活動を効果的に展開するために「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」を作成しておく必要がある。</li> </ul> <p><b>(輸送ルートの確保対策)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ地震の被害想定によると、国道 259 号では谷熊・伊川津・亀山・伊良湖地区等で、国道 42 号では堀切・伊良湖地区、赤羽根漁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆備蓄量 食料 126,782 食 飲料水 22,056ℓ マンホールトイレ・組立トイレ 807 基 簡易トイレ 12,760 袋 (H27.3)</li> <li>◆市内耐震性貯水槽数 11 か所 (H27.3)</li> <li>◆物資調達協定 田原市商工会、渥美商工会 (H27.3) ほか</li> <li>◆輸送協定 田原陸運協会 (H20.9)</li> <li>◆包括協定 JA 愛知みなみ (H26.1)</li> <li>◆耐震適合性がある管の割合 (基幹管路) 16.9% (H27.3)</li> <li>◆応急給水計画改訂 (H24.4)</li> <li>◆「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」作成 (H27 年度)</li> </ul>

港周辺等で、津波による緊急輸送道路の浸水が想定されている。物資輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク（田原市道路整備プログラム等）の整備が必要である。

また、緊急輸送道路の代替的な役割が期待される県道城下田原線の整備を進める必要がある。

- 耐震強化岸壁等の輸送基地の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、甚大な被害の恐れのある地域やその他の孤立の可能性がある地域へつながる道路の整備や発着岸壁の耐震強化を図る必要がある。
- 物資輸送に関わる緊急輸送道路等の排水施設において、液状化による管きよの抜けや破損、マンホールの浮上の発生や道路の陥没等による交通障害を防止する対策を検討する必要がある。
- 輸送ルートや地域交通ネットワークが途絶した場合、迅速な道路啓開が必要となるため、国・県・事業者との連携強化や、道路啓開計画の検討など、体制の整備を図る必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 大規模地震が発生した際にも港湾機能を維持するため、港湾管理者、海上保安庁等と連携して、緊急確保航路の効率的な航路啓開の実施体制の強化を図る必要がある。【中部地方整備局】
- 三河港神野地区において、平成 29 年度末までの予定で、発災時の緊急物資輸送や物流の早期回復に資する水深 12mの耐震強化岸壁の工事を施工中。【中部地方整備局】
- 水資源機構（豊川用水二期事業）では、幹線水路について、平成 11 年度から大規模地震対策と複線化を目的として整備を進めてきており、平成 27 年度までに幹線水路全体の 2/3 の対策が完了する予定である。残りの 1/3 が未対策となっているため平成 28 年度以降も引き続き整備を進めていく。【県農林水産事務所】
- 企業防災ワークショップを開催し、災害時における行政機能の低下（喪失）や、道路・電気・通信インフラ等の寸断による事例を紹介し、企業が平時から防災資機材や従業員の飲料水、食料等の備蓄、点検を行う必要性を啓発している。【田原臨海企業懇話会】
- 現在、非常食の備蓄は 3 日分であるため、今後計画的に追加していき、1 週間分を備蓄する予定である。【トヨタ自動車株式会社】
- JA グループ愛知で「備蓄相互援助制度」を構築。【JA 愛知みなみ】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

[脆弱性評価結果]	[現状値]
<p><b>(孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進)</b></p> <p>○災害時の救助や輸送等のため、孤立の可能性がある集落等へつながる道路の整備を推進する必要がある。特に津波浸水による甚大な被害が想定される地域等では、道路網の充実に努める必要がある。また、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保・整備を図る必要がある。</p> <p><b>(情報収集・伝達手段の充実)</b></p> <p>○災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するために、防災カメラシステムの冗長化、防災行政無線の整備、デジタル無線・衛星携帯電話の配備、メール配信システムの導入など、多様な手段を取り入れているが、より多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、さらなる伝達手段の整備について検討を進める必要がある。</p>	<p>◆孤立危険地域 堀切町、日出町、伊良湖町、西山町、亀山町、小中山町、中山町、白谷町 (H27.4)</p> <p>◆防災行政無線子局 253 基（うち赤色回転灯付き 36 基）(H27.4) 防災カメラシステム 無線化 (H26 年度)</p>

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

[脆弱性評価結果]	[現状値]
<p><b>(受援体制の整備)</b></p> <p>○広域にわたる被害がある場合は、市単独では対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等と協力体制の構築が必要である。</p>	<p>◆相互応援協定 多治見市、宮田村、松本市、苫小牧市、宮若市、三</p>

<p>○県内外からの広域的な受援のために、応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点を、関係機関との調整の上、確保しておく必要がある。</p> <p><b>(防災拠点の機能強化)</b></p> <p>○超広域災害の場合、被害も甚大であることから、市そのものが孤立する可能性もあるため、防災拠点として、地域バランスに応じ引き続き消防署、赤羽根分署、渥美分署を配置し、併せて人員体制など機能強化をしておく必要がある。</p> <p><b>(関係機関との連携)</b></p> <p>○消防署では、脱出不能者の救出訓練を行っているが、消防単独の訓練が主となっている。災害時には、関係機関（自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同で訓練を実施し、連携の強化を図っていく必要がある。</p> <p>○災害現場で迅速かつ的確な避難、救助活動及び被災者救援活動等を実施できるよう、情報交換及び意見交換を行い、連携強化を図ることを目的として、田原災害対策連絡会を設置している。(構成員 田原市、消防本部、消防団、自主防災会、三河海上保安署、田原警察署、安全波乗隊)</p> <p><b>(消防団員の確保)</b></p> <p>○消防団員は、基本団員と機能別団員により、条例に規定する定数を確保しているが、近年の少子化や就業形態の変化などにより、消防団員の確保が難しい状況にある。そのため、消防団員の処遇改善や、活動の見直し、消防団応援事業所制度を取り入れるなど行っているが、団員確保のためには、さらに魅力ある消防団づくりが必要である。</p> <p><b>(消防団詰所等の整備)</b></p> <p>○消防団詰所・車庫は、老朽化や待機空間の確保のための建替え、津波浸水想定区域外への移設等を行うとともに、装備品の充実など活動環境の整備を行い、消防団の充実強化を図る必要がある。</p> <p><b>(自主防災組織の充実)</b></p> <p>○市内には103の自主防災会があり、自主防災組織の充実、活動の活性化のための支援(財政的支援、活動支援)を行っているが、その活動や訓練等を通じて、市民の防災意識の向上に努め、さらなる組織の充実に取り組む必要がある。</p> <p><b>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</b></p> <p>●企業が保有する資機材を始め、人材や技能(産業医、看護師)の連携によって、救出活動や救護活動が展開できるよう、構成企業が一斉、又は個別に防災訓練を実施し、自助及び共助による企業防災力(組織力)の構築に努めている。【田原臨海企業懇話会】</p>	<p>遠南信地域(26市村)、 嚶鳴協議会(11市町 村)</p> <p>◆緊急消防援助隊受援 計画策定(H23.8)</p> <p>◆消防本部25人、消防署 46人、赤羽根分署17 人、渥美分署31人 (H27.4)</p> <p>◆合同訓練実施 2回/年(H26年度)</p> <p>◆田原災害対策連絡会 設置(H27.1.6)</p> <p>◆消防団の条例定数 720人 充足率100% 基本団員684人 機能別団員36人 (H27.4)</p> <p>◆津波浸水想定区域内 の消防団詰所・車庫 2施設(H27.4)</p> <p>◆自主防災会数103 組織率100%</p>
---	---

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
<p><b>(救助・救急、医療活動のためのエネルギー確保)</b></p> <p>○市庁舎や消防署等の防災拠点において、非常用電源設備の機能強化を図るほか、非常用電源に用いる燃料の調達方法について、検討しておく必要がある。</p> <p>○最低限の活動に必要な燃料等の備蓄を行うとともに、自動車用燃料油類の優先供給について石油商業組合との協定締結を行っているが、救助・救急、医療活動等の緊急車両への石油供給を行う中核SSが市内にないことから、協定先である組合との平時からの連携を強化し、燃料供給体制の構築を行う必要がある。</p> <p><b>(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)</b></p> <p>○災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給で</p>	<p>◆非常用発電機稼働時間 南庁舎 75 時間、北庁舎 11 時間、渥美支所 5.5 時間、消防署 9 時間</p> <p>◆燃料油類供給協定 石油商業組合 (H15.4)</p>

<p>きるよう、緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク（田原市道路整備プログラム等）の整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。</p> <p>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●企業が保有する自家用発電機や資機材（PHV 電源、廃バッテリー電源等）の有効活用によって、電気エネルギーを要する諸活動の共同利用に関して、情報共有を図っている。【田原臨海企業懇話会】</li> </ul>	
---	--

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による混乱	
【脆弱性評価結果】	【現状値】
<p><b>（帰宅困難者対策の実施）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○臨海部には、約 15,000 人が就業しており、大規模災害が発生した場合、多数の帰宅困難者となり、避難場所等で混乱をきたすおそれがあるため、防災倉庫や防災機能を備えた一時的な避難場所として笠山農村公園の整備を行っている。また、田原臨海企業懇話会と協働で「災害時徒歩帰宅支援ルートマップ」を作成・配布しているが、被害想定や徒歩帰宅支援ステーションの位置等、最新情報を周知するため、定期的なルートマップの改訂を行う必要がある。</li> <li>○臨海部の就業者が、災害時に避難、帰宅の際、混乱をきたさないようにするため、臨海企業合同での避難訓練の実施や、各企業での従業員の飲料水・食料の備蓄が必要である。</li> </ul> <p><b>（物資の供給やルートの確保）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク（田原市道路整備プログラム等）の整備、防災、震災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な進捗と支援物資物流を確保する必要がある。</li> </ul> <p>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●帰宅困難者調査により、復旧管理業務等によって帰宅できない従業員約 200 名のため、耐震化され長期宿泊可能な施設を確保し、同時に、各事業所において飲料水、食料、寝具、簡易トイレ等の備蓄にも取り組んでいる。そのほか、施設内の企業版資機材倉庫にも、従業員の徒歩帰宅支援を行うため、必要な備蓄品を保管するように努めている。【田原臨海企業懇話会】</li> <li>●臨海企業従事者のうち、業務等で帰宅できない約 200 名について、吉胡寮での受入体制を整えている。【トヨタ自動車株式会社】</li> </ul>	<p>◆災害時徒歩帰宅支援ルートマップ改訂（H27 年度）</p>

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
【脆弱性評価結果】	【現状値】
<p><b>（「命の道」となる幹線道路の整備）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内には、災害拠点病院はなく、二次救急医療病院が 1 か所であり、診療所も医師の高齢化等により、年々、減少し無医地区も出てきている。救急搬送の収容所要時間は、平時であっても、二次救急医療病院まで平均 32.4 分、三次救急医療病院であり災害拠点病院でもある豊橋市民病院まで平均 52.2 分を要している。また、搬送時間でみると、大久保町・野田町・赤羽根町以西で 30 分を超えており、三次救急医療の空白地域となっており、伊良湖、日出地区に至っては、二次救急医療の空白地域となっている。半島を縦貫する幹線道路は、災害時だけでなく、平時においても、救急医療の観点から「命の道」となるものである。命を守るためにも、幹線道路の整備、道路交通ネットワークの確立が必要である。</li> </ul> <p><b>（地域医療の確保）</b></p>	<p>◆二次救急医療病院までの所要時間 平均 32.4 分 三次救急医療病院までの所要時間 平均 52.2 分</p>

○市内の二次救急医療病院では、医師数の減少に伴い、診療科が減少している。また、診療所は、医師の高齢化等により、年々減少し、無医地区が出てきている。災害時だけでなく、平時からの医療体制を確保するため、医師の確保及び地域医療を守り育てる体制づくりが必要である。

#### (医師会等との連携)

○大規模災害時の初動期は、市独自で医療救護活動を実施することとなっており、市医師会・歯科医師会・薬剤師会（三師会）と「災害時の医療救護に関する協定」を締結しているが、市内の医療機関等の状況からも、医療機関・医療救護所での医師及び看護師の不足が懸念されるため、平時から三師会との連携強化と、発災時の医療機関等の被災状況・診療状況の把握のため、通信手段の確保について検討しておく必要がある。

○毎年、三師会に参加をいただき、総合防災訓練で、トリアージ・応急手当訓練を実施している。災害時看護師等ボランティア研修会や救急病院と合同でトリアージ訓練も行っている。その外、初動期の訓練や情報伝達訓練も実施している。平常時の訓練は、技術を身に着けるためにも継続して行っていくことが重要であり、不測の事態に対応でき、臨機応変に動ける実践的な訓練を検討しながら、引き続き行っていく必要がある。

○大規模災害が発生した際、医療に関する調整をするために、県は二次医療圏単位で災害医療対策会議を設置することになっているが、医療資源の調整及び患者搬送の調整等を図るため、引き続き協議が必要である。

#### (災害時看護師等ボランティアの登録)

○市の医療救護体制の確保のため、市民から看護職を募集し、災害時看護師等ボランティアとして登録を行っているが、毎年、数名の登録がある一方で、登録を取り消す人もおり、活動の内容や身分保障などの見直しを行っていく必要がある。

#### (医薬品等の調達)

○災害時に必要となる医薬品及び衛生機材の調達を含む医療救護活動について、市薬剤師会と協定を締結しているが、医薬品等が不足した場合に備え、関係機関と連携し調達体制の整備を図る必要がある。

#### (市民への啓発)

○医療機能が麻痺することで、特に慢性疾患用の処方薬の不足が懸念される。また、医療機器使用者や特別な医薬品を使用している難病患者等が、必要な治療や処置を受けられないことは、命に係わる問題である。患者本人やその家族に対して、災害に備えた準備を広報紙や講座等で啓発をしているが、周知が不十分であるため、さらなる周知とともに、医療機関や薬局等と連携した啓発が必要である。

○浸水・津波、建物倒壊による重軽傷者がかなりの数で予測されているが、市内の医療機関の状況から、傷病者の対応ができないことが予測される。市民には、平常時からの準備や、発災時の医療救護所や診療所と救急病院の役割を周知、理解してもらい、適切な受診行動を行う等、円滑な医療体制を構築する必要がある。

#### (輸送体制の検討)

○道路の寸断等により、ヘリコプターによる救助・救急活動、物資の輸送等が考えられることから、関係機関と連携強化が必要である。

○大規模災害時において、多数の傷病者が発生した場合、迅速かつ的確に対応できるようにするため、年1回、二次救急医療病院と合同でトリアージ訓練を実施しているが、収容能力を超えて管外搬送となった際に、陸路・空路等を含めた搬送手段及び主要医療機関確保等を検討しておく必要がある。

○災害発生時の透析患者や在宅酸素療養者等への支援体制について、輸送体制とともに検討しておく必要がある。

○要配慮者については、公共施設の福祉避難所の指定や、民間事業所の福祉避難所としての利用の協定締結、人的支援・物的支援協定の締結

◆病院・診療所数  
田原地域 19 か所  
渥美地域 8 か所  
(H27.7)

◆医師確保修学資金等  
貸与7名、延べ10名  
(H27年度)

◆医療救護協定  
医師会 (H23.3)  
歯科医師会 (H24.12)  
薬剤師会 (H24.5)

◆災害時看護師等ボランティア登録数 28 名  
(H27.10)



<p>を行っているが、福祉避難所への輸送体制の検討を行う必要がある。</p> <p><b>(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク（田原市道路整備プログラム等）の整備、防災・震災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する必要がある。</li> </ul> <p><b>(救急搬送の遅延の解消)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○救急搬送の遅延を解消するため、自動車の ETC2.0 プローブ情報や民間プロブ情報の活用、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、電力・通信サービスの安定供給等の確保を推進する必要がある。</li> </ul> <p><b>(福祉施設等の高台移転等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内には、浸水区域内に民間の診療所や福祉施設が複数あるが、特に、津波到達までに時間が短い地域にある福祉施設については、避難等のソフト対策のみでは対応が困難である。そのため、集落の移転を伴わない高台移転について、財政的支援等の検討が必要である。</li> </ul> <p><b>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●企業で従事する産業医や看護師を始め、医療従事資格者や防災士資格を有する従業員を中心として、医薬品の共有化とトリアージ等により軽傷患者から重篤患者の医療救護を継続できる組織力の向上に努めている。【田原臨海企業懇話会】</li> <li>●トヨタ救護員（救命技能取得者）を各グループ各組 1 名以上確保済み（現在 800 人）。今後も、救命講習会を定期開催し、取得者確保予定である。【トヨタ自動車株式会社】</li> </ul>	<p>◆浸水区域内にある診療所数 8 か所、福祉施設 12 か所（H27.10）</p>
--	--

2-7 被災地における疾病・感染症等の大規模発生	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
<p><b>(予防・防疫体制の構築)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○浸水家屋や廃棄物仮置場など、衛生上問題となる箇所の迅速な把握と、早期に消毒の実施ができる体制づくりが必要である。</li> <li>○避難所等の集団生活では感染症が集団的に起こりやすく、エコノミー症候群や生活不活発病などの発症も懸念される。災害時に適切な保健行動がとれるように、自主防災会や団体等で災害時の環境整備や感染症対策等の知識の啓発を引き続き行っていく必要がある。</li> </ul> <p><b>(災害時保健活動マニュアルの改訂)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 22 年 4 月に「田原市災害時保健活動マニュアル」を策定しているが、愛知県が医療救護活動体制の見直しをしていること、東日本大震災のような大規模災害では派遣受入の対応が必要なことなどを踏まえ、初動期対応の見直し、派遣受入の追記など、マニュアル改訂が必要である。</li> </ul> <p><b>(物資の備蓄)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ地震被害予測調査の想定では、避難所避難者数が最大で 21,718 人と想定されており、避難所トイレの不足が危惧されるため、トイレ処理セット等の備蓄を強化する必要がある。</li> </ul> <p><b>(下水道処理施設等の津波・高潮対策)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の老朽化対策として、計画的な改築・更新により長寿命化を図るとともに、津波、高潮等による浸水対策を図り、施設の継続的な機能確保を図る必要がある。</li> </ul> <p><b>(下水道業務継続計画の策定)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災時の機能回復を早期に図れるよう、下水道 BCP を策定する必要がある。</li> </ul> <p><b>(災害廃棄物処理計画の策定)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物の仮置場や災害廃棄物処理体制、運搬ルートなど十分検討されていないため、災害廃棄物処理計画の策定が必要である。</li> </ul>	<p>◆災害時保健活動マニュアル策定（H22.4）改訂（H27 年度）</p> <p>◆マンホールトイレ・組立トイレ 807 基 簡易トイレ 12,760 袋（H27.3）</p> <p>◆公共下水道長寿命化計画策定（H26.2）</p> <p>◆簡易版 BCP 策定（H27.2）</p> <p>◆災害廃棄物処理計画策定（H27 年度）</p>

<p>(遺体収容体制等の構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ地震被害予測調査結果では、1,571人の死者の発生が想定されており、遺体の大量腐敗による環境悪化及びそれに起因する感染症等の蔓延を防ぐため、遺体安置所の確保を始め、葬祭業者とも連携し遺体収容体制の構築をしておく必要がある。</li> <li>○愛知県内市町村等で、災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定を締結しているが、超広域災害に備え、広域応援体制の構築をしておく必要がある。</li> <li>○多くの死者が想定されているため、応急仮埋葬を行う場所についても、予め検討しておく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆遺体取扱訓練 1回/年(H26年度～)</li> <li>◆葬祭用品供給・遺体搬送等協力協定 7事業所 (H25.4)</li> <li>◆火葬場の相互応援協力協定 県内市町村 (H18.3)</li> </ul>
--	---

### 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	
<p><b>【脆弱性評価結果】</b></p> <p>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自動車の民間プローブ情報の活用による迅速な道路交通情報の把握、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避する必要がある。また、緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備など、災害状況に応じた体制の早期構築が必要である。【県計画】</li> <li>●安全な交通の確保について、交通秩序の維持を目指した信号機電源付加装置の整備等を、中長期的な視点から着実に整備を進める必要がある。【県計画】</li> </ul>	<p><b>【現状値】</b></p>

3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
<p><b>【脆弱性評価結果】</b></p> <p>(業務継続体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ地震の被害想定結果により、平成24年度に策定した田原市業務継続計画の改定や災害対策本部運営チェックマニュアルの見直しが必要である。また、これらに基づく訓練の実施など、業務継続体制を強化していく必要がある。</li> </ul> <p>(市有施設の機能確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害発生時には、大半の市有施設が活動拠点や避難所として活用されることが考えられるため、設備の整備、機能面の充実を図る必要がある。</li> <li>○市庁舎や消防署等の防災拠点において、電力・通信の対策を強化する必要がある。また、市庁舎や消防署には非常用発電機が整備してあるが、非常用電源に用いる燃料の調達方法について、検討を行う必要がある。</li> <li>○大規模災害の停電に備え、市有施設への太陽光発電設備等の導入を進める必要がある。</li> </ul> <p>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●広域防災拠点等の整備による広域的な防災ネットワークを形成するため、中部圏における大規模な広域防災拠点等(司令塔:三の丸地区・静岡県庁、高次支援:名古屋港・県営名古屋空港・富士山静岡空港)及び広域防災拠点(広域・甚大被害に対する後方支援:県域を越えて国と県が協力して活動する拠点)について整備計画を策定し、具体的な整備の進捗を図る。特に三の丸地区については、政府現地対策本部施設を整備する。【中部地方整備局】</li> </ul>	<p><b>【現状値】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆田原市業務継続計画策定 (H25.3) 災害対策本部運営チェックマニュアル改訂 (H25.3)</li> <li>◆PHV 1台 普通充電器 3基</li> <li>◆非常用発電機稼働時間 南庁舎 75時間、北庁舎 11時間、渥美支所 5.5時間、消防署 9時間</li> </ul>

## 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

### 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

[脆弱性評価結果]	[現状値]
<p><b>(庁舎等の電力確保対策の推進)</b>            ○停電時に各種機器の電源を確保する観点から、非常用電源の燃料の調達方法を検討するとともに、災害時の情報システムの運用について、燃料の枯渇等により通信が行えなくなった場合でも、紙媒体等による運用方法などについて検討を行う必要がある。</p> <p><b>(情報ネットワーク機器の移管等)</b>            ○浸水を始めとする被災時の電源喪失を防ぐため、庁内ネットワーク機器の移管及びサーバーの移設は完了しているが、庁舎等の被災時における重要データ保管のため、基幹システム等のクラウド化等も検討していく必要がある。</p> <p><b>(災害時情報提供の多重化)</b>            ○防災行政無線の整備、市内公共施設等へのデジタル無線の配備、衛星携帯電話の配備等、多様な手段による情報提供を行っているが、より多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、さらなる伝達手段の整備について検討を進める必要がある。</p> <p>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;            ●企業が保有する自家用発電機や資機材（PHV 電源、廃バッテリー電源等）の有効活用によって、電気エネルギーを要する諸活動の共同利用に関して、情報共有を図っている。【田原臨海企業懇話会】            ●非常時の通信手段として、工場長、各事務局長が衛星携帯電話を所持しており、全社一斉防災訓練時に情報伝達訓練を実施予定である。【トヨタ自動車株式会社】</p>	<p>◆庁内ネットワーク機器の移管及びサーバーの移設 (H27.3)</p>

## 5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

[脆弱性評価結果]	[現状値]
<p><b>(企業 BCP 策定の促進)</b>            ○大規模災害発生時には、業務の継続や早期復旧のため、BCP の策定の必要性を周知する必要がある。</p> <p><b>(地域連携 BCP 策定の促進)</b>            ○大規模災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとの BCP に加え、企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携 B C P の普及を図る必要がある。</p> <p><b>(道路ネットワークの整備、道路・港湾施設の災害対策の推進)</b>            ○ものづくり愛知の生産拠点と名古屋港、三河港、衣浦港、中部国際空港などの物流施設・ルートの対災害性を高めるため、幹線道路ネットワーク（田原市道路整備プログラム等）の整備、道路の防災、地震対策や無電柱化、港湾・空港施設の耐震・耐津波強化対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。</p> <p><b>(道路・橋梁に関する耐震化等の対策)</b>            ○災害時に基幹的交通ネットワークが寸断されないよう、緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク（田原市道路整備プログラム等）整備、道路の防災、震災対策により、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める必要がある。            ○大規模地震発生後の道路啓開や航路啓開など、交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検討を推進する必要がある。</p> <p><b>(高潮対策施設の整備)</b>            ○田原市の臨海部を含む三河港には、堤外地に数多くの主要企業が立地している。また、三河港は完成自動車の国際海上輸送のハブ港として、</p>	

<p>我が国の自動車産業を支える重要な役割を持っている。平成 26 年 11 月に愛知県から公表された三河港の高潮浸水想定では、最大水位が 6.2m と想定され、堤外地の産業集積地のほとんどが浸水する結果となっている。三河港には防波堤が設置されているものの、近年大型化する台風や温暖化の影響により、万一、産業集積地が浸水すると、甚大な被害の発生が懸念され、企業の撤退、雇用喪失、人口減少、経済の衰退につながりかねない。この地域の産業・経済を守るためにも、堤外地の高潮対策について、検証を行いながら方策の検討を行う必要がある。</p> <p>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●三河港神野地区において、平成 29 年度末までの予定で、発災時の緊急物資輸送や物流の早期回復に資する水深 12m の耐震強化岸壁の工事を施工中。【中部地方整備局】</li> <li>●豊橋航路の北と南にある 2 本の防波堤は、南海トラフ地震・津波に対応した嵩上げ等の耐震補強が概ね完了し、津波や高潮に対し、効果を発揮できる状況にある。【中部地方整備局】</li> <li>●港湾法改正により、指定された伊勢湾内の緊急確保航路を迅速に啓開するための航路啓開計画を検討中（H27 年度予定）。【中部地方整備局】</li> <li>●トヨタグループを始め、近隣企業も含め「防災に関する臨海企業の集い」を開催し、1 か月以内で生産再開に向けたシナリオを検討中である。【トヨタ自動車株式会社】</li> <li>●緊急時の職員の行動をマニュアル化した「災害対応マニュアル」は作成しているが、JA 機能を維持するため、各事業活動体制について「業務継続計画」、「業務継続手順書」の見直し、経済事業の復旧についての検討が必要である。【JA 愛知みなみ】</li> </ul>	
--	--

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	
<p>【脆弱性評価結果】  <b>(燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備)</b>  ○緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク（田原市道路整備プログラム等）の整備、輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を着実に進め、燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持する必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する必要がある。</p> <p>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●工場敷地内 4 か所にガソリン地下タンクを保有。常時、半分以上を義務付けている。【トヨタ自動車株式会社】</li> </ul>	<p>【現状値】</p>

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
<p>【脆弱性評価結果】  <b>(石油コンビナート等防災計画の見直し及び防災体制の強化)</b>  ○石油コンビナート等防災計画の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関が連携し防災体制の充実強化を図る必要がある。</p> <p><b>(特定・準特定屋外タンクの耐震化)</b>  ○市内には、特定屋外タンク（18 基）及び準特定屋外タンク（7 基）が計 25 基設置されている。中部電力渥美火力発電所においては、特定・準特定屋外タンクを 17 基所有し、H29.3.31 までに休止予定の未耐震化の特定屋外タンク 4 基以外は耐震化を終えている。  その他の事業所が所有している準特定屋外タンク 2 基が不適合であるため、耐震基準への適合期限である H29.3.31 までに、計画的な耐震化の促進が必要である。</p>	<p>【現状値】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆特定事業所数 1 事業所（H27.4）</li> <li>◆不適合屋外タンク数 2 基（準特定） （H27.4）</li> </ul>

#### 5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

[脆弱性評価結果]	[現状値]
<p><b>(産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港、三河港及び衣浦港において着実に推進し、物流インフラ網の構築を図る必要がある。</li> </ul> <p><b>(海上輸送拠点の耐震化等の促進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○海上輸送の寸断に備え、三河港において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い構造への強化等、港湾における地震・津波対策を着実に推進する必要がある。</li> </ul> <p><b>(海上輸送機能に係る災害対応能力の強化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○港湾 BCP の策定に取り組むこと等により、港湾施設の同時多発被災による対応力不足への対応を検討する必要がある。</li> </ul> <p><b>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●迅速な応急対策及び交通ネットワーク等の早期啓開や復旧作業に向けて、ヘリコプターや空中写真を活用した被災状況の把握や、電子基準点や標高データ等を活用した情報図の整備、災害時に活用可能な防災機関相互の通信手段の構築、道路啓開・航路啓開等のオペレーション計画の策定、対空表示（ヘリサイン、地点番号）の導入など、事前における対策や体制の構築が必要である。【中部地方整備局】</li> <li>●南海トラフ地震等の大規模・広域災害を想定し、港湾機能早期回復のため、伊勢湾全体としての機能継続計画（伊勢湾 BCP）を検討中（H27年度予定）。【中部地方整備局】</li> </ul>	

#### 5-5 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

[脆弱性評価結果]	[現状値]
<p><b>(圏域内外の連携を支える国土軸の形成)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○我が国の東西交通の大動脈である東名・名神高速道路、新東名・新名神高速道路のほか、中央自動車道、東海北陸自動車道、東名阪自動車道が接続している名古屋市周辺地域が甚大な被害を受けた場合に備え、国・県レベルで予め代替ルートを検討しておく必要がある。</li> <li>○太平洋新国土軸に沿った三遠伊勢連絡道路、三遠南信自動車道と名豊道路を接続する浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称）の整備により、冬季積雪時の影響が比較的小さく、災害における広域代替輸送ルートの確保が可能であり、また、平時においても、中部圏の産業集積や観光資源等を生かした圏域内外の連携・交流・地方創生を支える社会基盤としてその機能を発揮し、我が国全体の発展に寄与することができることから、長期的視点からの取組が必要である。</li> </ul> <p><b>(地域を支える幹線道路網の整備促進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、災害に強い道路ネットワークの構築が重要である。特に高規格幹線道路へのアクセスとなる幹線道路については、災害時だけでなく平時においても、本地域の重要産業である工業、農業を支える物流ルートとして、また、迅速な救急医療活動を支える命の道として、そして住民の利便性、観光交流・地域間交流の活性化にもつながるものとして、「東三河1時間交通圏」の確立を目指し、渥美半島縦貫道路等を始めとする幹線道路網の整備促進を図る必要がある。</li> </ul> <p><b>(交通施設の防災対策の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク（田原市道路整備プログラム等）整備、道路の防災、震災対策及び社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める必要がある。また、現在行われている港湾施設の耐震・耐波性能の強化、津波対策、高潮対策等を引き続き着実に推進する必要がある。</li> </ul>	



○大規模自然災害発生後に、陸・海・空の防災拠点と交通ネットワークが有効的に機能するよう、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧にむけた取組等を検討する必要がある。

**(輸送モードの連携・代替性の確保)**

○災害時における輸送モード相互の連携・代替性を確保し、公共交通機関の運行状況等の収集・整理と利用者・市民等への提供に向けた体制を構築する必要がある。

**(道路・橋梁に関する耐震化等の対策実施)**

○災害時に基幹的交通ネットワークが寸断されないよう、緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク(田原市道路整備プログラム等)整備、道路の防災、震災対策により、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める必要がある。

○大規模地震発生後の道路啓開や航路啓開など、交通ネットワークの復旧に向けた取組等について検討する必要がある。

○市全域の道路体系を見直し、道路整備のあり方を明確にする「田原市道路整備計画」及び「整備プログラム」を策定し、計画的な整備促進を図る必要がある。

**(橋梁等の長寿命化対策の実施)**

○橋梁長寿命化計画に基づき、計画的に橋梁等の老朽化対策を実施する必要がある。

**(海上輸送拠点の耐震化等の促進)**

○海上輸送の寸断に備え、三河港において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い構造への強化等、港湾における地震・津波対策を着実に推進する必要がある。

**<関係団体の取り組みや意見>**

●迅速な応急対策及び交通ネットワーク等の早期啓開や復旧作業に向けて、ヘリコプターや空中写真を活用した被災状況の把握や、電子基準点や標高データ等を活用した情報図の整備、災害時に活用可能な防災機関相互の通信手段の構築、道路啓開・航路啓開等のオペレーション計画の策定、対空表示(ヘリサイン、地点番号)の導入など、事前における対策や体制の構築が必要である。【中部地方整備局】

●三河港神野地区において、平成29年度末までの予定で、発災時の緊急物資輸送や物流の早期回復に資する水深12mの耐震強化岸壁の工事を施工中。【中部地方整備局】

●豊橋航路の北と南にある2本の防波堤は、南海トラフ地震・津波に対応した嵩上げ等の耐震補強が概ね完了し、津波や高潮に対し、効果を発揮できる状況にある。【中部地方整備局】

●南海トラフ地震等の大規模・広域災害を想定し、港湾機能早期回復のため、伊勢湾全体としての機能継続計画(伊勢湾BCP)を検討中(H27年度予定)。【中部地方整備局】

●幹線道路意見交換会に参加し、幹線道路網の整備推進に取組み、慢性的な交通渋滞の解消によって、市民生活における移動時間の短縮や企業物流におけるコスト縮減に努めている。また、平常時の幹線道路網が、災害時における緊急輸送道路網の利活用に貢献するものであり、企業などの早期復旧、復興に寄与するものとして取組んでいる。

【田原臨海企業懇話会】

**5-6 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態**

**[脆弱性評価結果]**

**[現状値]**

**(金融機関における防災対策の推進)**

○金融機関のBCPの実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する必要がある。

## 5-7 食料等の安定供給の停滞

【脆弱性評価結果】	【現状値】
<p><b>(農業基盤等の整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一年を通じて温暖な気候に恵まれている本市の農業産出額は全国一であり、平時はもとより、大規模災害時においても、市のみならず被災地への食料の安定供給を行うという重要な役割を果たすことが求められる。そのため、担い手の育成・確保や、農業経営の活性化、農業基盤整備を着実に推進する必要がある。</li> </ul> <p><b>(サプライチェーン輸送モードの強化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路、港湾、空港等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る必要がある。</li> </ul> <p><b>(港湾物流インフラ網の構築)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港、三河港及び衣浦港において着実に推進し、物流インフラ網の構築を図る必要がある。</li> </ul> <p><b>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●水資源機構（豊川用水二期事業）では、幹線水路について、平成 11 年度から大規模地震対策と複線化を目的として整備を進めてきており、平成 27 年度までに幹線水路全体の 2/3 の対策が完了する予定である。残りの 1/3 が未対策となっているため平成 28 年度以降も引き続き整備を進めていく。【県農林水産事務所】</li> <li>●現在、非常食の備蓄は 3 日分であるため、今後計画的に追加していき、1 週間分を備蓄する予定である。【トヨタ自動車株式会社】</li> </ul>	<p>◆たはら 21 新農業プラン（H25.3 策定）</p>

## 6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

### 6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

【脆弱性評価結果】	【現状値】
<p><b>(地域における自立・分散型エネルギー導入促進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○天候などに影響を受けるため補助的な利用に限定されるなどの課題はあるが、エネルギー供給源の多様化のためにも太陽光発電など再生可能エネルギーの導入は重要であり、自立・分散型電源の確保として引き続き導入を推進する必要がある。</li> </ul> <p><b>(受援体制の整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域にわたる被害がある場合は、市単独では対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等と協力体制の構築が必要である。</li> </ul>	<p>◆公共・公的施設の太陽光発電 総発電出力約 370kW（67 施設）（H27.9）</p> <p>◆相互応援協定 多治見市、宮田村、松本市、苦小牧市、宮若市、三遠南信地域（26 市村）、嚶鳴協議会（11 市町村）</p>

### 6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【脆弱性評価結果】	【現状値】
<p><b>(上下水道施設の耐震化等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内の水道管の多くは、昭和 40 年代後半から 50 年代前半に敷設され、老朽化が進んでいるため早急かつ計画的に更新が必要である。</li> <li>○配水施設に自家発電装置は備えているが、長期間には対応していないため、必要な電気エネルギーの確保について検討する必要がある。</li> </ul>	<p>◆耐震適合性がある管の割合（基幹管路）16.9%（H27.3）</p>

<p><b>(応急給水体制の強化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○給水施設が被災することにより、送水できないことが考えられるため、応急給水計画の見直し等、給水車等応急給水体制を強化する必要がある。</li> <li>○広域にわたる被害がある場合は、市単独では対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等と協力体制の構築が必要である。</li> </ul> <p><b>(上下水道災害応援体制の整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害その他非常の場合における災害応援活動（応急給水作業、応急復旧作業等）について、田原市上下水道工事業協同組合と平成16年度に協定を締結したが、応援活動を行うにあたり、道路、その他インフラの復旧が遅れることによって、市及び水道事業者における資材のストックのみでは対応が困難であり、必要な資材等の確保についての検討が必要である。</li> </ul> <p><b>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●水資源機構（豊川用水二期事業）では、幹線水路について、平成11年度から大規模地震対策と複線化を目的として整備を進めてきており、平成27年度までに幹線水路全体の2/3の対策が完了する予定である。残りの1/3が未対策となっているため平成28年度以降も引き続き整備を進めていく。【県農林水産事務所】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆応急給水計画改訂 (H24.4)</li> <li>◆上下水道災害応援協定 上下水道工事業協同組合 (H16.4)</li> </ul>
--	--

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
<p><b>(下水道施設の整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の老朽化対策として、計画的な改築・更新により長寿命化を図るとともに、津波、高潮等による浸水被害の防止を図り、施設の継続的な機能確保を図る必要がある。</li> </ul> <p><b>(下水道業務継続計画の策定)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災時の機能回復を早期に図れるよう、下水道BCPを策定する必要がある。</li> </ul> <p><b>(物資の備蓄)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ地震被害予測調査の想定では、避難所避難者数が最大で21,718人と想定されており、避難所トイレの不足が危惧されるため、トイレ処理セット等の備蓄を強化する必要がある。</li> </ul> <p><b>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模地震の発生に備え、「下水道総合地震対策事業」を活用し、ハード整備と一体となったソフト対策を組み合わせた下水道津波BCPの策定を推進する必要がある。【中部地方整備局】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆公共下水道長寿命化計画策定 (H26.2)</li> <li>◆簡易版BCP策定済 (H27.2)</li> <li>◆下水道災害応援協定3事業所 (H22.4)</li> <li>◆マンホールトイレ・組立トイレ 807基 簡易トイレ 12,760袋 (H27.3)</li> </ul>

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
<p><b>(道路の整備・保全)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生時には、地域交通ネットワークが分断される恐れがあることから、輸送ルートを確認するため、「田原市道路整備計画」及び「整備プログラム」を策定し、市全域の道路体系について、計画的な整備促進を図る必要がある。</li> </ul> <p><b>(橋梁の保全)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○橋梁修繕計画に基づき、計画的に修繕を図る必要がある。</li> </ul> <p><b>(道路啓開体制の整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○発災後、途絶した地域交通ネットワークの復旧に向け、迅速な道路啓開が必要となるため、国・県・事業者との連携強化や、道路啓開計画の検討など、体制の整備を図る必要がある。</li> </ul> <p><b>(陸・海・空の輸送ルート確保の強化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のた</li> </ul>	

<p>め、幹線道路ネットワーク（田原市道路整備プログラム等）整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、迂回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を、道路管理者間で共有する必要がある。</p> <p>○大規模自然災害発生後に、陸・海・空の防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから、陸上輸送の寸断に備え、名古屋港、三河港及び衣浦港等において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い構造への強化等、港湾における地震・津波対策のほか、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧にむけた取組等の検討を推進する必要がある。</p> <p>○海上・航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制強化について、関係機関が連携して進める必要がある。</p> <p>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</p> <p>●南海トラフ地震等の大規模・広域災害を想定し、港湾機能早期回復のため、伊勢湾全体としての機能継続計画（伊勢湾 BCP）を検討中（H27年度予定）。【中部地方整備局】</p>	
--	--

6-5 異常渇水等により用水の供給の途絶	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
<p><b>(緊急水源井戸の活用)</b></p> <p>○緊急井戸施設は、市内に4施設あるが、緊急時の飲料水及び雑用水の確保のため、定期的な点検、水質検査等、適正な維持管理をしていく必要がある。</p> <p><b>(ため池の耐震化)</b></p> <p>○市内には、農業用水確保のため150か所のため池があり、大規模災害時には、消火用水や雑用水などの緊急水源として利活用することが考えられる。また、その一部のため池には下流に宅地があるため、万一決壊した場合、下流の人家に影響を及ぼす可能性がある。水源の確保と被害軽減のため、耐震診断、耐震改修を推進する必要がある。</p>	<p>◆耐震調査21か所完了 ハザードマップ4か所作成完了 (H27年度)</p>

## 7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 住宅地での大規模火災の発生	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
<p><b>(一時避難場所としての公園緑地等の整備)</b></p> <p>○市街地や工業地域において火災が発生した場合、市街地には住宅が密集しており、延焼防止の緑地帯が不足している箇所がある。延焼防止の緑地帯の形成や、地震や火災の際の安全な一時避難場所としての公園緑地の整備が必要である。</p> <p><b>(狭あい道路の解消)</b></p> <p>○火災が起きた際の類焼を予防し、かつ消防車・救急車等の緊急車両の通行を容易にするため、また、交通弱者の安全面からも、狭あい道路の解消が必要である。</p> <p><b>(耐震性防火水槽の整備)</b></p> <p>○市内にある防火水槽のうち147基は50年以上経過し老朽化が進んでおり、大規模災害時には使用不能となる恐れがあることから、消防施設等整備事業計画に基づき、計画的に耐震性防火水槽への更新を図る必要がある。</p> <p><b>(消防団員の確保)</b></p>	<p>◆都市公園の供用面積 5.84㎡/市民1人当たり</p> <p>◆40㎡以上の防火水槽 730基 うち耐震性防火水槽 296基(H27.4)</p>

<p>○消防団員は、基本団員と機能別団員により、条例に規定する定数を確保しているが、近年の少子化や就業形態の変化などにより、消防団員の確保が難しい状況にある。そのため、消防団員の処遇改善や、活動の見直し、消防団応援事業所制度を取り入れるなど行っているが、団員確保のためには、さらに魅力ある消防団づくりが必要である。</p> <p><b>(消防団詰所等の整備)</b></p> <p>○消防団詰所・車庫は、老朽化や待機空間の確保による建替え、津波浸水想定区域外への移設等を行うとともに、装備品の充実など活動環境の整備を行い、消防団の充実強化を図る必要がある。</p> <p><b>(自主防災会の充実強化)</b></p> <p>○災害時に自主防災会が有効に活動できるよう、防災意識啓発を始め、防災リーダーの育成、自主防災活動に対する指導・支援、防災資機材等整備に対する助成等、自主防災会の充実強化を図る必要がある。</p> <p><b>(農業用燃料タンクの流出防止対策の推進)</b></p> <p>○農業用燃料タンクの流出及び燃料流出防止対策の推進が必要である。</p>	<p>◆消防団の条例定数 720人 充足率 100% 基本団員 684人 機能別団員 36人 (H27.4)</p> <p>◆津波浸水想定区域内の消防団詰所・車庫 2施設 (H27.4)</p> <p>◆自主防災会数 103 組織率 100%</p> <p>◆浸水想定区域内の農業用燃料タンク 1,701本 (H27.10)</p>
---	--

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	
【脆弱性評価結果】	【現状値】
<p><b>(河川・海岸堤防の耐震化等の推進)</b></p> <p>○津波等による浸水を防ぐため、堤防等の耐震化等を推進する必要がある。また、津波が堤防を越えた場合にも堤体が流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する必要がある。</p> <p><b>(河川・海岸の水閘門・排水機場等の耐震化の推進)</b></p> <p>○河川の河口部や海岸にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する必要がある。また、排水機場等については、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震対策を推進する必要がある。</p> <p><b>(津波・高潮漂流物対策)</b></p> <p>○大規模自然災害により、コンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し、二次災害が発生する恐れがあるため、漂流物防止対策を推進する必要がある。</p> <p>○農業用燃料タンクの流出及び燃料流出防止対策の推進が必要である。</p> <p><b>(物流施設・ルートの耐災害性の推進)</b></p> <p>○災害時の港湾物流機能の確保策について検討し、また、主要な橋梁の耐震化の推進等、物流ルートや物流施設の耐災害性を高める取組を推進する必要がある。</p> <p><b>(石油コンビナート等防災計画の見直し及び防災体制の強化)</b></p> <p>○石油コンビナート等防災計画の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関が連携し防災体制の充実強化を図る必要がある。</p> <p>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</p> <p>●平成 21 年 10 月の 18 号台風により、コンテナ等の被害があり、コンテナ等の流出対策として、コンテナヤード周辺にガードレール等の流出防止柵を設置している（事業中）。【愛知県】</p>	<p>◆浸水想定区域内の農業用燃料タンク 1,701本 (H27.10)</p> <p>◆特定事業所数 1事業所 (H27.4)</p>

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
【脆弱性評価結果】	【現状値】
<p><b>(住宅・建築物の耐震化)</b></p> <p>○通行障害建築物の耐震化の促進のため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費及び解体費の補助等の対策を推進する必要がある。</p>	



7-4 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

[脆弱性評価結果]	[現状値]
<p><b>(排水施設の耐震対策)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内の農業用排水機場の主要なものの耐震診断は実施しているが、今後、改修、統廃合を進めるとともに、耐震化を図る必要がある。</li> <li>○経年により老朽化したポンプ設備について、計画的な整備・更新を進める必要がある。</li> </ul> <p><b>(ため池の耐震化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内の農業用ため池は、150 か所あるが、その一部のため池は下流に宅地があり、万一決壊した場合、下流の人家に影響を及ぼす可能性がある。そのため、ため池の耐震診断、耐震改修を推進し、併せてハザードマップの作成等のソフト対策も充実させる必要がある。</li> </ul> <p><b>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ダムや排水機場、樋門・樋管等の河川管理施設は、常に施設機能の効果を発揮させる必要があるが、その多くが設置から40年以上経過していることから、計画的な維持管理を行う必要があるため長寿命化計画を策定し機能確保に努める。【中部地方整備局】</li> <li>●地震後の地域の排水機能を確保するため、農業用排水施設の耐震化、農業排水路の整備を推進する（排水機場3か所、排水路の耐震化2.6km）。【県農林水産事務所】</li> <li>●決壊した場合に、下流の人家等に大きな被害が生じる危険性があるため池のうち、耐震性の確認が未了のため池について、耐震診断を実施する（7か所）。また、老朽化が著しいものや耐震性が不足しているものについて、耐震化の整備を推進する（3か所）。【県農林水産事務所】</li> <li>●決壊した場合に、下流の人家等に大きな被害が生じる危険性があるため池について、ハザードマップを作成する（22か所）。【県農林水産事務所】</li> <li>●小塩津池は、水資源機構所有の農業用ため池であり、耐震性能が不足していることが判明した。池周辺には、優良農地が広がり、数多くのハウスや集落があることから、堤体が被災した場合、浸水域が家屋まで及び、二次被害も心配されるため豊川用水二期事業に追加して整備を進めていく。【県農林水産事務所】</li> </ul>	<p>◆耐震調査21か所完了 ハザードマップ4か所作成完了 (H27年度)</p>

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

[脆弱性評価結果]	[現状値]
<p><b>(有害物質の漏えい対策)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○不測の事態に備えての防災訓練や防除設備の耐震補強を、有害物質使用事業者へ周知する必要がある。</li> </ul> <p><b>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●有害物質（強アルカリ洗浄液など）の流出のおそれのある箇所について、防波堤（壁）及び溜め柵を設置済みである。【トヨタ自動車株式会社】</li> </ul>	

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

[脆弱性評価結果]	[現状値]
<p><b>(農地・農業水利施設等の保全管理)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農村地域の高齢化、混在化等の進行に伴う集落機能の低下により、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担が増加している。そのため、地域の自主性をいかした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を推進する必要がある。</li> </ul> <p><b>(農業基盤等の整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農地の荒廃による被害を軽減させるため、担い手の育成・確保や、農業経営の活性化、農業基盤整備を着実に推進する必要がある。</li> </ul>	

<p>(森林の保全管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域が中心となり、手入れがされていない森林についても保全整備の推進を図っているが、全ての地域が一体となって森林を保全する意識の向上が必要である。また、森林の保全に係る様々な活動を行う上で、森林へのアクセスや車両走行の安全性の向上を目的に林道のアスファルト舗装化を進める必要がある。</li> </ul> <p>(土砂災害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域的に発生する土砂災害に対しては、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設といった土砂災害防止施設の整備を推進する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆間伐、草刈り、道路補修実施 (H26年度)</li> <li>◆林道衣笠線施工 3,420m (H26年度)</li> </ul>
---	---

7-7 風評被害等による経済等への甚大な影響	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
<p>(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する必要がある。</li> </ul>	

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
<p>(受援体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域にわたる被害がある場合は、市単独では対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等と協力体制の構築が必要である。</li> </ul> <p>(災害廃棄物処理計画の策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物の仮置場や災害廃棄物処理体制、運搬ルートなど十分検討されていないため、災害廃棄物処理計画の策定が必要である。</li> </ul> <p>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●工場内で大量発生した災害廃棄物の一時保管場所に、厚生センターグラウンドを指定。【トヨタ自動車株式会社】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆相互応援協定 多治見市、宮田村、松本市、苦小牧市、宮若市、三遠南信地域(26市村)、嚶鳴協議会(11市町村)</li> <li>◆災害廃棄物処理計画の策定 (H27年度)</li> </ul>

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
<p>(受援体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域にわたる被害がある場合は、市単独では対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等と協力体制の構築が必要である。</li> </ul> <p>(防災ボランティアコーディネーターの育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時に、被災者ニーズとボランティアとの調整役となる防災ボランティアコーディネーターを養成しているが、コーディネーター自身が被災する可能性もあるため、多くの受講者の確保と、コーディネーターのさらなるレベルアップが必要である。</li> <li>○災害時にボランティアセンターの運営主体となる社会福祉協議会と連携し、連絡体制、情報提供体制の整備や、スムーズな運営ができるよう多くのコーディネーターが参加して実践的な訓練を行い、ボランティアの受入体制の整備を行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆相互応援協定 多治見市、宮田村、松本市、苦小牧市、宮若市、三遠南信地域(26市村)、嚶鳴協議会(11市町村)</li> <li>◆ボランティアコーディネーター養成講座、フォローアップ講座 各1回開催 (H26年度)</li> </ul>

<p><b>(応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成)</b></p> <p>○被災建築物や被災宅地について余震等による二次災害を防ぐため、愛知県等と協力して応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を進める必要がある。</p> <p><b>(要配慮者支援体制の整備)</b></p> <p>○介護認定者、認知症高齢者、障害者等の要配慮者の家族等が、復旧・復興作業に従事するため、必要な介護等の提供体制を確保する必要があり、市内事業所と災害時応援協定を結んでいるが、被災状況により、広域的に支援要請を行うことができる体制を整える必要がある。</p> <p><b>(震災復興都市計画模擬訓練の実施)</b></p> <p>○震災復興都市計画の作成について、愛知県で毎年模擬訓練を開催しており、当市の職員も訓練に参加している。市においても、津波浸水想定区域にて、事前復興まちづくり模擬訓練を実施し、被災時に迅速に対応できる体制を整える必要がある。</p> <p><b>(教員の防災意識の向上)</b></p> <p>○児童・生徒への防災教育の主たる担い手である教員の防災意識の向上を図る必要がある。</p> <p>○学校に多くの住民が避難してきた場合、体育館等だけでは収容しきれず、教室を開放しなくてはならない場合が考えられる。その判断や対応について、学校の職員がすべきことを周知しておく必要がある。</p> <p>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●TEC-FORCE（リエゾン含む）を派遣する国土交通省の各機関は、あらかじめ TEC-FORCE 活動計画の策定及び各機関の派遣要領に基づく派遣体制を確立する必要がある。【中部地方整備局】</li> <li>●企業防災担当者の資質向上と、意識高揚を図る目的のほか、災害時に行政機能の喪失に陥った状況下で、各企業が能動的に行動できることも目的として、企業防災ワークショップを開催し、企業の役割等に対する共通認識に努めている。【田原臨海企業懇話会】</li> </ul>	<p>◆市職員の登録数 応急危険度判定士 14 名、被災宅地危険度判定士 16 名 (H27.12)</p> <p>◆模擬訓練参加 1 回/年 (H27 年度)</p>
--	--

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
<p><b>(地域コミュニティの活性化)</b></p> <p>○地域コミュニティの基本は家庭や隣近所であり、地域の課題を解決していくのが自治会である。避難所生活を含め、災害時には隣近所の助け合いが重要であるため、日頃から自治会活動を通じ親睦を図る必要があるが、全国的に自治会加入率が低下傾向にあるため、自治会活動の活性化支援を図るとともに、役割やその重要性について啓発し、自治会加入促進をする必要がある。</p> <p>○女性等の生活に配慮した地域コミュニティの維持を図る必要がある。</p> <p><b>(自主防災会の充実強化)</b></p> <p>○災害時に自主防災会が有効に活動できるよう、防災意識啓発を始め、防災リーダーの育成、自主防災活動に対する指導・支援、防災資機材等整備に対する助成等、自主防災会の充実強化を図る必要がある。</p> <p><b>(地域と協働で実施する防災キャンプ)</b></p> <p>○地域の防災について学び、避難所となる体育館等で宿泊体験をすることにより、自らの身を守ることや、災害が起きたときにどのような行動をとったらよいかを考える力を向上させること、子どもへの防災教育を通じ保護者の防災意識の高揚を図ることを目的に、小学校で防災キャンプを実施している。開催に当たっては、学校行事との日程調整が困難な状況となっているものの、親子、地域で防災について考える良い機会であるため、多くの学校に普及していく必要がある。</p> <p><b>(地区集会所等の耐震化)</b></p> <p>○自主防災活動や地域コミュニティ活動の拠点である地区集会所等の耐震診断を行い、必要な建物には耐震改修補助を行っているが、耐震改修や建替えは地域で行うものであるため、費用の問題もあるが、耐震化の促進を図る必要がある。</p> <p>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</p>	<p>◆自治会加入率 88% (H27.3)</p> <p>◆防災備品等購入支援 (補助率 2/3 上限 30 万円)</p> <p>◆防災キャンプ実施校 5 校 (H27 年度)</p> <p>◆地区集会所等の耐震化率 木造 91%、 非木造 56% (H27.3)</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域コミュニティをベースとして、市内 103 の自主防災会を組織し、地域に合わせた訓練や講習会、資機材等の備蓄を行っている。【地域コミュニティ連合会】</li> </ul>	
--	--

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
<p><b>(災害時における地域モビリティの確保)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生後の市民生活の安全・質等を確保するため、災害時における公共交通関係者等との連携・協力体制の構築など、地域にあるモビリティを確保する必要がある。</li> </ul> <p><b>(道路等の震災対策)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時に緊急車両・物資の輸送ルートを確認するため、橋梁の耐震対策、港湾施設の地震対策の強化を進める必要がある。</li> </ul> <p><b>(河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○幹線交通分断等を防ぐため、河川・海岸の堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。</li> </ul> <p><b>(上下水道災害応援体制の整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害その他非常の場合における災害応援活動（応急給水作業、応急復旧作業等）について、田原市上下水道工事業協同組合と平成 16 年度に協定を締結したが、応援活動を行うにあたり、道路、その他インフラの復旧が遅れることによって、市及び水道事業者における資材のストックのみでは対応が困難であり、必要な資材等の確保についての検討が必要である。</li> </ul> <p><b>(地籍調査の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査等により、さらなる地籍整備の推進が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆下水道災害応援協定 3 事業所 (H22. 4)</li> <li>◆地籍調査 28.5% (休止中)</li> </ul>

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
<p><b>(洪水・高潮ハザードマップの作成)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○近年、各地で多発する集中豪雨や、大型化する台風による浸水の恐れもあるため、洪水については調査を行い、ハザードマップの作成・配布による周知が必要である。高潮については、平成 26 年 11 月に愛知県から公表された高潮浸水想定に基づき、ハザードマップを作成・配布による周知が必要である。</li> </ul> <p><b>(排水施設の浸水対策)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○浸水対策施設であるポンプ場を、津波、高潮等による施設への浸水被害の防止を図り、施設の継続的な機能確保を図る必要がある。</li> <li>○液状化の発生が想定される緊急輸送道路において、災害時の円滑な通行を確保するため、液状化による排水路の管きよの抜けや破損、マンホールの浮上の発生や道路の陥没等による交通障害を防止する対策を検討する必要がある。</li> </ul> <p><b>(ため池の耐震化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内の農業用ため池は、150 か所あるが、その一部のため池は下流に宅地があり、万一決壊した場合、下流の人家に影響を及ぼす可能性がある。そのため、ため池の耐震診断、耐震改修を推進し、併せてハザードマップの作成等のソフト対策も充実させる必要がある。</li> </ul> <p><b>(河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○河川・海岸の堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。</li> </ul> <p>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●人命救助・孤立避難者の救出・早期の復旧復興等の為の広域支援ルートの確保のため、関係機関と協議して計画し、その訓練を行うことが必要である。【中部地方整備局】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆耐震調査 21 か所完了 ハザードマップ 4 か所作成完了 (H27 年度)</li> </ul>

## 2 田原市道路整備プログラム（平成29年2月）抜粋

抽出番号	21				
路線名	若戸前田線	道路種別	2級市道	道路種別	3種5級
事業区間延長	296m	現況最小幅員	4.70m	判定	優先度1
事業内容	道路拡幅			整備時期	短期
要旨	<p>本路線は、相川町から市道 東ヶ谷豊島線へ接続する2級市道です。          田原市通学路交通安全プログラム対策において、危険指摘箇所等の対策が計画されているため、整備を進めていきます。</p>				

抽出番号	19				
路線名	小塩津保美線	道路種別	1級市道	道路種別	3種4級
事業区間延長	1818m	現況最小幅員	7.90m	判定	優先度1
事業内容	道路拡幅、歩道設置、橋梁架け替え、交差点改良			整備時期	短期
要旨	<p>本路線は、国道42号(小塩津町)から主要地方道 豊橋渥美線を経由して国道259号(保美町)に至る1級市道です。          伊良湖岬小学校及び福江中学校の再編に伴う通学路整備を進めていきます。</p>				

抽出番号	6				
路線名	衣笠藤七原線	道路種別	1級市道	道路種別	3種3級
事業区間延長	197m	現況最小幅員	5.70m	判定	優先度1
事業内容	道路拡幅、歩道設置			整備時期	短期
要旨	<p>本路線は、田原町衣笠から滝頭を経由して藤七原を結ぶ1級市道です。          田原市通学路交通安全プログラム対策において、危険指摘箇所等の対策が計画されているため、整備を進めていきます。</p>				

抽出番号	52				
路線名	馬道下宮ノ前線	道路種別	2級市道	道路種別	3種4級
事業区間延長	399m	現況最小幅員	4.00m	判定	優先度1
事業内容	道路拡幅、歩道設置			整備時期	短期
要旨	<p>本路線は、長沢町馬道下～古田町宮ノ前を結ぶ、福江市街地内の2級市道です。          伊良湖校区、堀切校区、和地校区方面から渥美支所へのアクセス道路として、整備を進めていきます。</p>				

抽出番号	29				
路線名	上八軒家井戸沢線	道路種別	2級市道	道路種別	3種4級
事業区間延長	932m	現況最小幅員	5.00m	判定	優先度1
事業内容	道路拡幅、歩道設置、橋梁拡幅			整備時期	短期
要旨	<p>本路線は、田原町上八軒家から、市道 衣笠藤七原線を経由して、田原町井戸沢へ至る2級市道です。          衣笠小学校通学路安全対策及び火葬場改築に伴うアクセス対策として、整備を進めていきます。</p>				



抽出番号	9				
路線名	志田加治線	道路種別	1級市道	道路種別	3種3級
事業区間延長	1708m	現況最小幅員	6.00m	判定	優先度1
事業内容	道路拡幅			整備時期	長期
要旨	<p>本路線は、県道 大草豊島線(大草町志田)と国道259号田原バイパス(加治町)を南北に結ぶ1級市道です。</p> <p>国道42号から市街地中央への南北連携強化路線として、田原駅前通り線延伸区間との機能融合の検討を進めていきます。</p>				

抽出番号	32				
路線名	志田糖塚線	道路種別	2級市道	道路種別	3種4級
事業区間延長	1597m	現況最小幅員	4.00m	判定	優先度1
事業内容	道路拡幅、橋梁拡幅			整備時期	中期
要旨	<p>本路線は、大草町志田から糠塚へ至る2級市道です。</p> <p>通学路区間であるが、全線を通して道路幅員の狭い区間が多いため、整備を進めていきます。</p>				

抽出番号	49				
路線名	梵木下南線	道路種別	2級市道	道路種別	3種4級
事業区間延長	335m	現況最小幅員	4.00m	判定	優先度1
事業内容	道路拡幅、歩道設置、橋梁拡幅			整備時期	短期
要旨	<p>本路線は、主要地方道 豊橋渥美線から県道 和地福江港線を経由して市道 山田古田線へ至る2級市道です。</p> <p>渥美支所へのアクセス及び大地震時に液化化が懸念される箇所を迂回する福江市街地の外環状路線として期待されることから、整備を進めていきます。</p>				

抽出番号	3				
路線名	東ヶ谷豊島線	道路種別	1級市道	道路種別	3種4級
事業区間延長	2458m	現況最小幅員	4.00m	判定	優先度1
事業内容	道路拡幅、歩道設置			整備時期	中期
要旨	<p>本路線は、国道42号(東神戸町東ヶ谷)と国道259号(豊島町)間を結ぶ1級市道です。</p> <p>集落間を南北に連携する道路であるが、全線を通して道路幅員の狭い区間が多いため、整備を進めていきます。</p>				

抽出番号	63				
路線名	(都)田原中央線1※	道路種別	都市計画道路	道路種別	-
事業区間延長	840m	現況最小幅員	-	判定	優先度1
事業内容	新設			整備時期	長期
要旨	<p>本区間は、愛知県決定の都市計画道路で、未着手の区間となっています。</p> <p>本市の骨格を成す都市計画道路として、市街化区域に隣接した地域での住宅供給の検討と合わせて早期事業化・整備促進を図ります。</p>				

抽出番号	25				
路線名	下畑波瀬北線	道路種別	2級市道	道路種別	3種3級
事業区間延長	1903m	現況最小幅員	6.00m	判定	優先度1
事業内容	道路拡幅、歩道設置			整備時期	中期
要旨	<p>本路線は、吉胡町から波瀬町を結び臨海工業団地へ至る2級市道です。 本市の主要産業である工業を支援する道路として、また、津波による浸水想定区域を迂回する機能など高い整備効果が見込まれることから、整備を進めていきます。</p>				

抽出番号	59				
路線名	波治神寺口線	道路種別	2級市道	道路種別	3種5級
事業区間延長	223m	現況最小幅員	4.20m	判定	優先度2
事業内容	道路拡幅、交差点改良			整備時期	中期
要旨	<p>本路線は、国道42号に並行して、和地町波治神と寺口を結ぶ2級市道です。 道路幅員の狭い区間や県事業の国道42号交差点改良に合わせた交差市道の改良を進めていきます。</p>				

抽出番号	15				
路線名	赤東赤中線	道路種別	1級市道	道路種別	3種3級
事業区間延長	1371m	現況最小幅員	6.90m	判定	優先度2
事業内容	道路拡幅			整備時期	中期
要旨	<p>本路線は、国道42号から県道 赤羽根野田線を経由して、県道 赤羽根泉港線を結ぶ1級市道です。 大地震による津波で国道42号が通行不能となった場合の代替路線として重要な役割を果たすことから、道路整備を進めていきます。</p>				

抽出番号	18				
路線名	山田古田線	道路種別	1級市道	道路種別	3種5級
事業区間延長	791m	現況最小幅員	3.60m	判定	優先度2
事業内容	道路拡幅、橋梁架け替え			整備時期	中期
要旨	<p>本路線は、山田町から国道259号を経由して古田町を結ぶ1級市道です。 現況の道路幅員が非常に狭いことや一部が福江市街地の外環状路線となることから、整備を進めていきます。</p>				

抽出番号	48				
路線名	穂波日ノ出線	道路種別	2級市道	道路種別	3種5級
事業区間延長	139m	現況最小幅員	-	判定	優先度2
事業内容	道路延伸			整備時期	中期
要旨	<p>本路線は、県道 堀切中山線から県道 小中山伊良湖線を経由して伊勢湾へ至る2級市道です。 道路のつながりを改善し通学路の安全を確保するため、整備を進めていきます。</p>				

抽出番号	50				
路線名	段土仲原1号線	道路種別	2級市道	道路種別	3種4級
事業区間延長	411m	現況最小幅員	4.60m	判定	優先度2
事業内容	道路拡幅、歩道設置			整備時期	短期
要旨	本路線は、主要地方道 豊橋渥美線から国道259号を結ぶ2級市道です。 福江中学校再編に伴う通学路として、また福江市街地の外環状路線として、整備を進めていきます。				

抽出番号	55				
路線名	植松南線	道路種別	2級市道	道路種別	3種5級
事業区間延長	1232m	現況最小幅員	3.00m	判定	優先度2
事業内容	道路拡幅			整備時期	長期
要旨	本路線は、主要地方道 豊橋渥美線に並行して、堀切町～保美町を結ぶ2級市道です。 排水機能を有していない等の未改良区間の整備を進めていきます。				

抽出番号	13				
路線名	雲明仁崎線	道路種別	1級市道	道路種別	3種3級
事業区間延長	475m	現況最小幅員	6.80m	判定	優先度2
事業内容	道路拡幅、歩道設置			整備時期	長期
要旨	本路線は、国道259号(野田町弥蔵)からして、主要地方道 豊橋渥美線(仁崎町)を結ぶ1級市道です。 車両交通量が多い通学路において歩道の連続性が無いことから、歩道の整備を進めていきます。				

抽出番号	38				
路線名	二又椎沢線	道路種別	2級市道	道路種別	3種2級
事業区間延長	1744m	現況最小幅員	7.00m	判定	優先度2
事業内容	道路拡幅			整備時期	中期
要旨	本路線は、国道259号のバイパス整備により、市へ移管された路線です。 バス路線となっていることや、田原市通学路交通安全プログラム対策において、危険指摘箇所等の対策が計画されていることなど、重要性の高い路線であるため、整備を進めていきます。				

抽出番号	36				
路線名	馬草黒ケ谷線	道路種別	2級市道	道路種別	3種5級
事業区間延長	2119m	現況最小幅員	3.00m	判定	優先度2
事業内容	道路拡幅、橋梁架け替え			整備時期	長期
要旨	本路線は、野田町馬草～黒ケ谷を結ぶ2級市道です。 橋梁部がボトルネックとなっている地域内交通の改善を図るため、整備を進めていきます。				

抽出番号	12				
路線名	大草大久保線	道路種別	1級市道	道路種別	3種5級
事業区間延長	1370m	現況最小幅員	4.60m	判定	優先度2
事業内容	道路拡幅			整備時期	長期
要旨	本路線は、国道42号(大草町)と国道259号田原バイパスを南北に結ぶ1級市道です。全線通して道路幅員の狭い区間が多いため、道路整備を進めていきます。				

抽出番号	8				
路線名	南町漆田線	道路種別	1級市道	道路種別	3種3級
事業区間延長	73m	現況最小幅員	6.10m	判定	優先度2
事業内容	道路拡幅			整備時期	長期
要旨	本路線は、国道42号(南神戸町南町)と国道259号田原バイパス(東赤石)を南北に結ぶ1級市道です。国道42号の交差部付近において、道路幅員が狭いため整備を進めていきます。				

抽出番号	45				
路線名	宮下沢線	道路種別	2級市道	道路種別	3種4級
事業区間延長	394m	現況最小幅員	6.30m	判定	優先度2
事業内容	道路拡幅、歩道設置			整備時期	長期
要旨	本路線は、国道259号と並行して、福江町と高木町を結ぶ2級市道です。市の緊急輸送道路に指定されていることやバス路線となっているなど、重要度の高い路線であるため、整備を進めていきます。				

抽出番号	60				
路線名	中瀬古渡川線	道路種別	2級市道	道路種別	3種5級
事業区間延長	187m	現況最小幅員	3.80m	判定	優先度2
事業内容	道路拡幅			整備時期	長期
要旨	本路線は、国道42号(日出町中瀬古)と国道259号(伊良湖町渡川)を結ぶ2級市道です。通学路でもあり地域内の主要な道路の道路幅員が狭い区間について、整備を進めていきます。				

### 3 田原市国土強靱化地域計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平茂25年法律第95号）第13条の規定に基づく田原市国土強靱化地域計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）の策定に当たり、田原市国土強靱化地域計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 国土強靱化地域計画の策定に関すること。
- (2) その他国土強靱化に係る重要事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、市長が指名する者とする。

3 委員長は、委員会を総括する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(代理出席)

第7条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、職務上関連のある者を代理者として出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(検討ワーキング会議等)

第8条 委員会は、必要に応じて、検討ワーキング会議等を設置することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、防災局防災対策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。



附 則  
この要綱は、平成27年8月5日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 4 田原市国土強靱化地域計画検討委員会委員名簿

任期：平成27年8月5日～平成29年8月4日

(敬称略)

職名	氏名	所属・役職名
委員長	奥野 信宏	学校法人梅村学園 理事
委員	竹下 康則	国土交通省中部地方整備局企画部広域計画課 課長 (平成28年4月1日～) 課長 森山 幸司
委員	鈴木 信昭	国土交通省中部地方整備局三河港湾事務所 所長
委員	浅田 和男	愛知県東三河総局県民環境部 部長 (平成28年4月1日～) 部長 三輪 哲久
委員	土方 英二	愛知県東三河農林水産事務所 所長 (平成28年4月1日～) 所長 中村 直文
委員	山口 豊	愛知県東三河建設事務所 所長
委員	佐守 真人	愛知県三河港務所 所長
委員	鈴木 博	田原市地域コミュニティ連合会 会長 (平成28年4月20日～) 会長 村上 誠
委員	山田 俊郎	田原臨海企業懇話会 会長
委員	中神 享三	愛知みなみ農業協同組合 代表理事組合長
委員	河合 利則	田原市商工会 会長
委員	石本 健一	渥美商工会 会長
委員	山崎 義雄	トヨタ自動車株式会社田原工場 工務部長
委員	藤井 正剛	田原市 副市長 (平成28年4月1日～) 副市長 鈴木 正直

## 5 田原市国土強靱化地域計画策定検討経緯

### (1) 策定検討経緯

年月日	検討内容
平成27年8月3日	部長会議 ○地域計画の策定について
平成27年8月5日	第1回検討委員会 ○田原市国土強靱化地域計画の策定について
平成27年10月26日	第2回検討委員会 ○脆弱性評価案について
平成27年12月8日	部長会議 ○田原市国土強靱化地域計画素案について
平成27年12月14日	庁内調整会議 ○田原市国土強靱化アクションプランの調整
平成28年1月25日	部長会議 ○田原市国土強靱化地域計画案について
平成28年1月29日	第3回検討委員会 ○田原市国土強靱化地域計画案について
平成28年3月31日	第4回検討委員会（書面会議） ○パブリックコメントの結果について ○田原市国土強靱化地域計画案について
平成28年4月20日	田原市国土強靱化地域計画（策定）

### (2) 計画の沿革

時期	内容
平成28年4月	田原市国土強靱化地域計画（策定）
令和元年12月	推進施策の見直し（一部改訂）
令和3年6月	上位計画の見直し及び短期期間の終了等に伴う見直し（一部改訂）
令和5年3月	推進施策の見直し（一部改訂）

## 田原市国土強靱化地域計画

発行・編集 田原市防災局防災対策課  
愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1  
TEL. 0531-23-3548  
FAX. 0531-23-0180

発行年月 平成 28 年 4 月  
令和 元年 12 月（一部改訂）  
令和 3 年 6 月（一部改訂）  
令和 5 年 3 月（一部改訂）